

令和元年度（平成31年度）
包括外部監査結果報告書

人口減少、超高齢化時代における
青森県型地域共生社会の実現に向けた
施策及び事業の事務の執行について

令和2年3月

青森県包括外部監査人
公認会計士 宮下 宗久

(本報告書における記載内容等の注意事項)

1. 端数処理

報告書の数値は、原則として単位未満の端数を切り捨てて表示しているため、表中の総額が内訳の合計と一致しない場合がある。公表されている資料等を使用している場合には、原則としてその数値をそのまま使用している。そのため端数処理が不明確な場合もある。

2. 報告書の数値等の出所

報告書の数値等は、原則として青森県が公表している資料、あるいは監査対象とした組織から入手した資料を用いている。一方、報告書の数値等のうち、青森県以外が公表している資料あるいは監査対象とした組織から入手した資料以外の数値等を用いたもの、あるいは、国又は他の地方公共団体等の数値等を表示したものについては、その出所を明示している。また、監査人が作成したものについてもその旨明示している。

3. 監査の結果及び意見

本報告書では、監査の結論を【監査の結果及び意見】として【指摘事項】と【意見】に分けて記載している。【指摘事項】は、主に、合規性に関する違反事項（法令、条例、規則、規程、要綱等に抵触する事項）となるが、一部、社会通念上著しく適正性を欠いていると判断される場合についても同様に、【指摘事項】として記載している。また、【意見】は【指摘事項】には該当しないが、経済性・効率性・有効性の視点から、施策や事業の運営合理化のために、包括外部監査人として改善を要望するものであり、いずれも、県において、何らかの対応を行うことを期待するものである。

目次

第1部	監査の概要	1
第1.1	監査の種類	1
第1.2	選定した特定の事件（監査テーマ）	1
第1.3	特定の事件（監査テーマ）として選定した理由	1
第1.4	監査の対象期間	2
第1.5	監査の実施期間	2
第1.6	監査従事者の資格及び氏名	2
第1.7	利害関係	2
第2部	監査の方針及び監査の対象事業	3
第2.1	監査の基本方針	3
第2.1.1	外部監査の目的と方針	3
第2.1.2	監査要点・監査の着眼点	3
第2.1.3	監査手続	4
第2.2	監査範囲の決定	4
第2.2.1	青森県型地域共生社会に関する事業の監査	4
第2.2.2	監査の対象とした事業	5
第3部	青森県型地域共生社会に関する概要	11
第3.1	2025年問題と地域共生社会	11
第3.1.1	我が国における2025年問題	11
第3.1.2	地域共生社会にむけての国の動き	13
第3.2	青森県における地域共生社会の実現に向けた流れ	17
第3.2.1	青森県地域福祉計画	17
第3.2.2	青森県型地域共生社会の特徴	18
第3.3	青森県型地域共生社会の具体的取組	19
第3.3.1	県の抱える課題	19
第3.3.1.1	人口減少と高齢者割合の増加	19
第3.3.1.2	広域連携の必要性	21
第3.3.1.3	具体的に想定される2025年問題	23
第3.3.2	県の役割と具体的取組	23
第3.3.2.1	県の役割	23
第3.3.2.2	具体的取組	24
第3.3.3	その他説明事項	27
第3.3.3.1	財源	27

(2) 関連する計画、方針などの紹介	29
第4部 外部監査の結果及び意見（総論）	30
第1 青森県型地域共生社会の実現に向けて改善すべき事項	30
(1) 取組実績が少ない	30
(2) 情報共有、活用が不足している	31
(3) 住民の理解、市町村等との連携をもっと強化すべき	32
(4) その他の改善事項	33
(5) 今後の取組に期待する事項	35
第2 決算額の正しい集計のために改善すべき事項	36
第3 事務手続きのミスをなくすために改善すべき事項	37
第4 契約、入札に関して改善すべき事項	39
第5 事業企画について改善すべき事項	40
第6 内部統制の改善	41
(1) 地方自治体に求められる内部統制の概要	41
(2) 全庁的な体制の整備	44
(3) 業務レベルのリスク対応策の整備	48
(4) 具体的なリスク対応策の検討	52
(5) まとめ（地域共生社会と内部統制の共通点）	54
第5部 個別事業に関する監査の結果及び意見	56
第1 保健・医療・福祉体制の充実に関する事業	56
(1) 「青森県型地域共生社会」実現に向けた保健・医療・福祉機能強化支援事業	56
(2) 多機関の協働による包括的支援体制構築モデル事業	58
(3) 保健・医療・福祉包括ケアシステム推進組織運営事業	60
(4) 保健医療調整本部等体制整備事業	62
(5) 訪問看護推進対策事業	64
(6) 地域医療支援センター事業（新たな専門医制度対策事業）	68
(7) 地域医療支援センター事業（へき地医療支援機構運営事業）	70
(8) 新しい「地域を支える医療システム」構築特別対策事業	72
(9) ドクターヘリ運航事業	76
(10) 災害医療コーディネート体制強化事業	78
(11) 生活支援サービス拡充深化事業	81
(12) 介護人材育成認証評価制度事業	86
(13) 共に支える認知症支援ネットワーク事業	88
(14) 認知症介護実践者等養成事業	93
(15) 認知症疾患医療センター運営事業	96
(16) 認知症対策普及支援事業	99

(17)青森県長寿社会振興センター運営事業.....	104
(18)高齢者の安全・安心促進事業.....	109
(19)スポーツでいきいき！生涯健康力アップ事業.....	112
第2 多様な担い手の確保・育成に関する事業.....	117
(20)自立・持続する社会貢献活動促進事業.....	117
(21)産直発「地元の元気づくり」応援事業.....	120
(22)農山漁村「地域経営」担い手育成システム確立推進事業.....	124
(23)自主防災組織設立促進・スキルアップ事業.....	131
(24)女性の参画による防災力向上事業.....	136
(25)消防団 PR 事業.....	139
(26)東青地域の担い手支援事業.....	141
第3 生活機能の維持・確保に関する事業.....	145
(27)商店街を中心とした課題解決型街づくり支援事業.....	145
(28)あおもり型商店街買物サービス向上支援事業.....	149
(29)2025年に向けた地域内交通ネットワーク構築支援事業.....	152
(30)生活交通バス緊急整備費補助.....	155
(31)地域公共交通再編・利用促進事業.....	156
(32)シルバー交通安全サポート事業.....	158
第4 市町村・地域との協働に関する事業.....	162
(33)「青森県型地域共生社会」地域機能強化推進モデル事業.....	162
(34)未来の地域づくり支援総合プロジェクト事業.....	169
(35)青森県未来を変える元気事業費補助金.....	173
(36)人口移動統計高度利活用推進事業.....	177
(37)市町村防災力強化支援事業.....	181
(38)大規模災害等防災力強化推進事業.....	185
(39)人口減少社会に対応する市町村行政経営推進事業.....	189

第 1 部 監査の概要

第 1. 監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項に基づく包括外部監査

第 2. 選定した特定の事件（監査テーマ）

人口減少、超高齢化時代における青森県型地域共生社会の実現に向けた施策及び事業の事務の執行について

第 3. 特定の事件（監査テーマ）として選定した理由

政府が平成 28 年 6 月に出した「ニッポン一億総活躍プラン」では、「我が国の経済成長の隘路の根本には、少子高齢化という構造的な問題がある。」として、出生率の低下と高齢化率の上昇といういわゆる少子高齢化の進行が労働供給の減少のみならず、将来の経済規模の縮小や生活水準の低下を招き、経済の持続可能性を危うくするという認識が、将来に対する不安・悲観へとつながっているという認識を示し、この問題を解決するための取組を提示している。その取組の一つが、子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現である。

いわゆる少子高齢化の問題は、高齢者福祉の問題だけでなく、人口の自然減少対策としての出産子育て施策、人口の社会減少対策としての若者の県外流出施策、その他、医療、防災、過疎問題など多岐にわたる施策と関係する。今回、「地域共生社会」というフレーズに着目し、人口減少、高齢社会を前提にした、社会問題対応施策に絞って、これを監査のテーマにした理由は、以下の 3 点である。

（1）青森県は、人口減少・高齢化が顕著であること

RESAS（地域経済分析システム）によると、青森県では、2015 年から 2020 年にかけて、5.5%人口が減少し、高齢化率（人口に占める 65 歳以上人口の割合）は 29.9%から 34.0%と 4.1%も増加すると推測されている。これは、国全体の人口減少率 1.4%や高齢化率の増加 2.6%（26.3%から 28.9%へ）と比べても深刻な状況である。

このような、人口減少を伴った、超高齢社会が青森県では、既に顕在化しており、そこから発生する社会問題への取組に関しては県民の関心も高いと考えた。

（2）青森県基本計画の最重要課題の一つとして位置づけられていること

県では、青森県基本計画未来を変える挑戦（計画期間 2014 年～2018 年度）に基づき、持続可能な地域をつくる取組（人口減少克服プロジェクト）や、保健・医療・福祉体制の充実させる取組（健康長寿県プロジェクト）などを実施してきている。また、これらの取組は、青森県基本計画「選ばれる青森」への挑戦（計画期間 2019 年から 2023 年度）でも、未来へつなぐ「地域のゆりかご」プロジェクトの中に引き継がれて、青森県型地域共生社会の実現に向けた取組が、実施されているところである。

このような、継続して取り組まれている取組に関して、その成果・効果、進捗状況などに

ついて監査の中で検証することは有意義であると考えた。

(3) 地域共生社会の実現は、国としても重視している取組であること

国としても少子高齢化問題を解決するために強力に地域共生社会の実現に向けた取組を進めているところではあるが、「地域共生社会」という言葉はまだ新しく、その概念が県民に浸透しているとは言えない。しかし、この言葉が生まれる前から、青森県では、全国に先駆けて、「保健・医療・福祉包括ケアシステム」に取り組んできており、それに、「住まい」、「生活支援」だけでなく、「交通」、「情報通信」、「セキュリティ」の要素を加えた「青森県型地域共生社会」という概念を構築し、これまでにない取組に挑戦しようとしている。そして、それは、地域課題の解決として国が強調していることと整合するものである。

現実には、人口減少と超高齢社会を迎えた青森県において起こり得る困難に対し、県が考えている対策と事業が、県民の将来への不安を取り除き、青森県型地域共生社会の実現に向かっているかについて、有効性の観点から検証することは、重要であると考えた。

第4. 監査の対象期間

原則として、平成30年度（平成30年4月1日から平成31年3月31日まで）である。

第5. 監査の実施期間

令和元年7月23日から令和2年2月12日まで

第6. 監査従事者の資格及び氏名

包括外部監査人	公認会計士	宮下 宗久
監査補助者	公認会計士	高橋 政嗣
監査補助者	公認会計士	竹内 啓博
監査補助者	公認会計士	鳩 健二
監査補助者	公認会計士	小林 太郎
監査補助者	公認会計士	鈴木 崇大
監査補助者	公認会計士	今 孝彰

第7. 利害関係

外部監査の対象とした事件につき、包括外部監査人及び監査補助者は地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

第2部 監査の方針及び監査の対象事業

第1. 監査の基本方針

1. 外部監査の目的と方針

地方公共団体の包括外部監査は、官官接待やカラ出張などの不祥事が報道されたことを契機として、平成9年6月に地方自治法が改正され、事務事業に対するチェック機能の強化を図るために導入された。そのため、包括外部監査人は、財務に関する事務の執行が予算や法令等に従って適正に行われているかどうかを、主として合規制の観点から、独立した第三者として監査することとされている。また、一方で監査を行うに当たっては、当該事務の執行の経済性、効率性、有効性の視点から意見を提出することができることとされている。

地方自治法第2条第14項には「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」とあるが、平成28年3月に、第31次地方制度調査会より「人口減少社会に的確に対応する地方行政体制及びガバナンスの在り方に関する答申」が出され、人口減少社会においても、より効率的に住民へのサービスを提供するために、平成28年6月に、地方自治法が改正され、令和2年4月1日から、県においても、いわゆる内部統制の整備・運用を行うことが必要になった。

このような自治法改正の趣旨を鑑み、今回の監査に当たっては、事務事業の執行が適正に行われているかについて重点を置いた上で、不適切な事務があった場合、内部統制上、何が問題であるのかについて検証を加えた。また、地域共生社会の実現という数値目標を設定しづらく、事業の効果の発現は、長期的に評価されるべき取組が多いことから、事業が、長期的に達成されるべき目標・目的に対して正しく設計され、その目的達成のために効果的に行われているかについても重要なポイントとして監査を行った。

2. 監査要点・監査の着眼点

本監査の主要な監査要点は、以下のとおりである。

① 事業の有効性

- ・ 事業の目的は、県基本計画に沿って明確に設定されているか。
- ・ 事業の目的に整合する成果指標を設定し、目標値を明確に設定しているか。
- ・ 事業の手法や実施内容は、目的や成果指標の目標値を達成するために効果的か。
- ・ 事業の活動と効果とに因果関係があることを分析しているか。
- ・ 成果がないのに、継続している事業はないか。
- ・ 社会情勢の変化に対応して、事業内容が見直されているか。
- ・ 補助金は、目的に適合する形で使われているか。

② 事業の経済性・効率性

- ・ 事業費の積算見積は、適切になされているか。

- ・ 委託事業においては、複数の見積もりを徴すなど契約金額の低減努力がなされているか。
 - ・ 事業にかかる事務の執行に際して経済性、効率性を追求しているか。
 - ・ 他の事業との重複や無理な細分化はないか。
 - ・ 他の部署との連携や情報共有が図られているか。
 - ・ 事業費と成果との比較（費用対効果）を分析しているか。
- ③ 事業の合規性
- ・ 補助金等の事務手続は、法律、条例、諸規則及び補助金交付要綱などに準拠しているか。
 - ・ 補助金の対象範囲、対象金額に間違いはないか。
 - ・ 委託事業等の契約は、青森県財務規則(第7章 契約)に沿って行われているか。
 - ・ 予算の執行にかかる承認、検査確認は、正しく行われているか。
 - ・ 予算、決算数値は、正しいか。
 - ・ 国への報告事務、市町村からの報告事務に誤りはないか。
 - ・ その他、事業にかかる事務の執行は関連する法令等に準拠しているか。

3. 監査手続

実施した監査手続は、次のとおりである。

- ① 監査対象事業の概要把握
 監査テーマ全体の概要把握のため、県基本計画、アウトルックレポート、その他監査テーマに関連する国及び県の統計資料を閲覧した。また、監査対象事業の説明資料をもとに、各所管部署から意見聴取を行い、各事業内容の概要を確認した。
- ② 事業に関連する資料の閲覧と所管部署に対する質問
 監査対象事業の「当初予算細事業別見積額説明」、「決算統計節別集計表」など、予算の積算、予算の執行、決算に関する資料、及び事業の実施記録、実績、効果を確認できる資料を閲覧した。また、所管部署の担当者に質問を行った。
- ③ 必要に応じてその他の部署に対する質問
 監査対象事業に関連する、財源や事務取扱、国の交付金申請などについて担当する部署に質問した。

第2. 監査範囲の決定

1. 青森県型地域共生社会に関する事業の監査

県は、県基本計画の中で、「産業・雇用」、「安全・安心、健康」、「環境」、「教育、人づくり」の4分野を設定している。平成26年3月に作成された県基本計画の中では、「青森県型地域共生社会」という言葉は出てこないが、「青森県基本計画未来を変える挑戦平成30年度プロモーション編」の中では、戦略プロジェクトの取組の説明の中で、近年浮上してきた大きな課題などへの対応について『「青森県型地域共生社会」の実現』がトピックとして紹介されている。そして、平成30年度未来を変える挑戦推進事業の中で、重視する視点として、「地域で経済を回す」仕組みづくりの推進、労働力不足への対応、と並んで、「青森県型地域共生社会」の実現という項目が並んでいる。

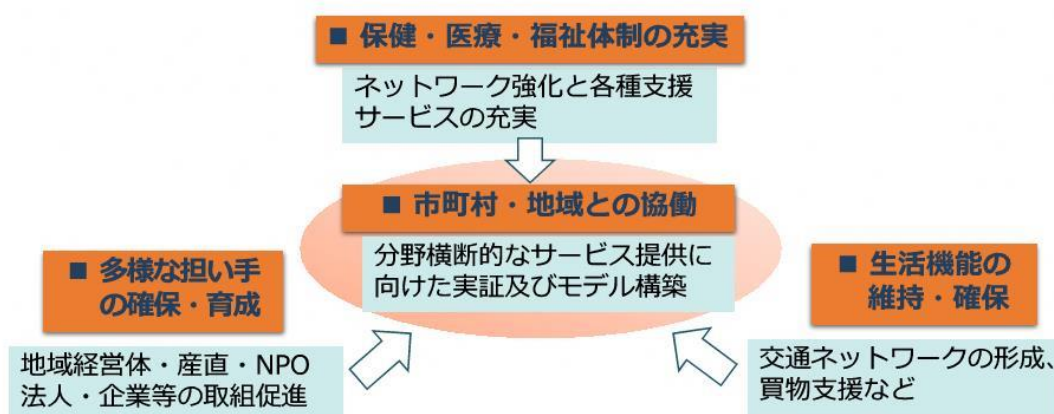
なお、青森県基本計画「選ばれる青森」への挑戦 2019 プロモーション編の中では、今後の大きな課題として、「2025年超高齢化時代への対応」が挙げられ、今後重視していく取組の方向性の一つとして、「青森県型地域共生社会」の実現が明示されている。

この青森県型地域共生社会の実現に向けての取組の概念図として、未来を変える挑戦推進事業の説明の中に以下の図が示されていたので、紹介する。

人口減少克服プロジェクト、健康長寿県プロジェクト

「青森県型地域共生社会」の実現

2025年の超高齢化時代を見据え、地域で生まれ、地域で育ち、地域を助け、地域で安心して老後を迎えることができる「青森県型地域共生社会」の実現に取り組む。



なお、今回の監査は、人口減少と高齢化を前提としての取組を監査対象にしたので、人口増加策としての少子化対策（平成 26 年度監査で「青森県の子どもを産み育てるための施策及び事業」というテーマで実施）や人口流出対策（平成 29 年度監査で「雇用確保のための労働力人口流出対策関連の施策及び事業」というテーマで実施）は、対象事業からは除外している。あくまで、人口が減少しているので、増やしましょうということではなく、人口が減少し、高齢化が進んでいるからこそ考えなければならない取組を監査対象としている。

2. 監査の対象とした事業

監査実施前の事前ヒアリングの結果、地域共生社会の実現に向けた取組は、県基本計画に掲げている「産業・雇用」、「安全・安心、健康」、「環境」、「教育、人づくり」の4分野に広くまたがって関連することになるが、地域共生社会の実現に向けた多くの取組は、市町村がより直接的な役割を担うことになる。従って、従来からある、医療・福祉・介護に関する事業の他、買い物難民への支援とか、地域の担い手支援といった取組は、県は、モデル事業を行い、それを市町村に広げていく、啓蒙していくのが、その主な役割であるとのことであった。

「未来を変える挑戦推進事業の概要」

「青森県基本計画未来を変える挑戦」では、計画に掲げる 2030 年の目指す姿の実現に向けて、「戦略プロジェクト」及び「戦略キーワード」により取組の重点化を図っています。

平成 30 年度は、以下の 3 つの「戦略プロジェクト」、4 つの「戦略キーワード」により政策・施策の取組の重点化を図ります。

戦略プロジェクト【166 事業 19.4 億円】

(1) 人口減少克服プロジェクト (96 事業 11.5 億円)

(2) 健康長寿県プロジェクト (27 事業 3.4 億円)

(3) 食でとことんプロジェクト (43 事業 4.5 億円)

戦略キーワード【319 事業 284.6 億円】

(1) 地域資源や地域特性を生かした魅力あふれる「しごとづくり」(103 事業 145.4 億円)

(2) 誰もが安心して健やかに暮らせる「まちづくり」(107 事業 66.3 億円)

(3) 3R でめざす人と自然にやさしい「さとづくり」(26 事業 18.5 億円)

(4) あおもりの今と未来を変える「ひとづくり」(83 事業 54.5 億円)

その他

地域別計画推進事業（戦略プロジェクト事業を除く。）(22 事業 0.6 億円)

未来を変える元気事業費補助 (3.0 億円)

地域共生社会の実現に向けた取組は、医療・福祉に関するもの、町内会、自治会といった地域コミュニティに関するもの、生活インフラに関するものなど幅広く考えられ、いわば全ての住民に関係する話であるが、今回の監査では、人口減少と超高齢化時代を迎えた青森県において、今後より顕在化するであろう社会問題に対して、県としてどのような施策を用意して、対応しようとしているかにテーマを絞ったため、平成 30 年度未来を変える挑戦推進事業の中の戦略プロジェクトである「人口減少克服プロジェクト」の「持続可能な地域をつくる」事業と「健康長寿県プロジェクト」の「みんなで目指す「健やか力」の向上」事業及び「保健・医療・福祉体制の充実」事業から、15 事業、戦略キーワードである「誰もが安心して健やかに暮らせる「まちづくり」」の「質の高い地域医療サービスの提供」事業、「誰もが生き生きと安心して暮らせる環境づくり」事業、「災害や危機に強い人づくり、地域づくり」事業、「安全・安心で快適に暮らせる生活環境づくり」事業の中から、17 事業を監査対象とした。また、戦略プロジェクトや戦略キーワードに括られなかった事業からも、青森県型地域共生社会の実現に向けた取組と認められるものを地域別計画推進事業等から 1 事業、未来を変える元気事業費補助（各市町村の人口減少対策への県の独自支援）の 1 事業、その他 4 事業を対象とした。青森県型地域共生社会の実現に向けた事業を 38 事業（内、1 事業は細事業 2 事業に分けて監査したので、監査事業数は 39 事業）ピックアップして、監査対象事業とした。

高齢者福祉に関する事業が多いため、健康福祉部が所管する事業が多くなっているが、地域共生社会というテーマ上、合計9部局庁、15課に渡る幅広いものとなった。

なお、監査対象事業は、前項で示した図に沿って、次の4つの取組要素に区分して整理している。

1. 保健・医療・福祉体制の充実に関する事業～保健・医療・福祉に関するネットワーク強化と各種支援サービスの充実を図る事業
2. 多様な担い手の確保・育成に関する事業～地域経営体・産直・NPO法人・企業等の取組促進を図る事業
3. 生活機能の維持・確保に関する事業～交通ネットワークの形成、買物支援などに取り組む事業
4. 市町村・地域との協働に関する事業～分野横断的なサービス提供に向けた実証及びモデル構築に関する事業

(単位：千円)

No.	事業名	担当部局	予算額	決算額
保健・医療・福祉体制の充実				
1	「青森県型地域共生社会」実現に向けた保健・医療・福祉機能強化支援事業	健康福祉部 健康福祉政策課	6,250	2,798
2	多機関の協働による包括的支援体制構築モデル事業	健康福祉部 健康福祉政策課	26,507	25,808
3	保健・医療・福祉包括ケアシステム推進組織運営事業	健康福祉部 健康福祉政策課	528	324
4	保健医療調整本部等体制整備事業	健康福祉部 健康福祉政策課	22,012	21,458
5	訪問看護推進対策事業	健康福祉部 医療薬務課	11,380	5,065
6	地域医療支援センター事業(新たな専門医制度対策事業)	健康福祉部 医療薬務課	1,032	285
7	地域医療支援センター事業(へき地医療支援機構運営事業)	健康福祉部 医療薬務課	333	40
8	新しい「地域を支える医療システム」構築特別対策事業	健康福祉部 医療薬務課	41,250	1,125
9	ドクターヘリ運航事業	健康福祉部 医療薬務課	493,013	492,198

No.	事業名	担当部局	予算額	決算額
10	災害医療コーディネート体制強化事業	健康福祉部 医療業務課	4,115	2,492
11	生活支援サービス拡充深化事業	健康福祉部 高齢福祉保険課	8,123	6,396
12	介護人材育成認証評価制度事業	健康福祉部 高齢福祉保険課	21,745	18,275
13	共に支える認知症支援ネットワーク事業	健康福祉部 高齢福祉保険課	5,376	2,909
14	認知症介護実践者等養成事業	健康福祉部 高齢福祉保険課	1,399	1,399
15	認知症疾患医療センター運営事業	健康福祉部 高齢福祉保険課	22,175	17,484
16	認知症対策普及支援事業	健康福祉部 高齢福祉保険課	8,620	7,930
17	青森県長寿社会振興センター運営事業	健康福祉部 高齢福祉保険課	35,838	35,838
18	高齢者の安全・安心促進事業	環境生活部 県民生活文化課	4,725	4,701
19	スポーツでいきいき！生涯健康力アップ事業	教育庁 スポーツ健康課	7,746	3,643
多様な担い手の確保・育成				
20	自立・持続する社会貢献活動促進事業	環境生活部 県民生活文化課	3,452	3,333
21	産直発「地元の元気づくり」応援事業	農林水産部 総合販売戦略課	4,217	2,439
22	農山漁村「地域経営」担い手育成システム 確立推進事業	農林水産部 構造政策課	65,169	58,654
23	自主防災組織設立促進・スキルアップ事業	危機管理局 防災危機管理課	4,301	4,106

No.	事業名	担当部局	予算額	決算額
24	女性の参画による防災力向上事業	危機管理局 防災危機管理課	2,000	1,031
25	消防団PR事業	危機管理局 消防保安課	6,702	6,677
26	東青地域の担い手支援事業	東青地域県民局 地域連携部	2,220	615
生活機能の維持・確保				
27	商店街を中心とした課題解決型街づくり支援事業	商工労働部 商工政策課	3,344	1,620
28	あおり型商店街買物サービス向上支援事業	商工労働部 商工政策課	5,916	5,639
29	2025年に向けた地域内交通ネットワーク構築支援事業	企画政策部 交通政策課	6,550	646
30	生活交通バス緊急整備費補助	企画政策部 交通政策課	26,388	26,388
31	地域公共交通再編・利用促進事業	企画政策部 交通政策課	5,143	4,906
32	シルバー交通安全サポート事業(県民生活文化課分)	環境生活部 県民生活文化課	1,407	757
市町村・地域との協働				
33	「青森県型地域共生社会」地域機能強化推進モデル事業	企画政策部 地域活力振興課	24,424	12,510
34	未来の地域づくり支援総合プロジェクト事業	企画政策部 地域活力振興課	5,625	5,041
35	青森県未来を変える元気事業費補助金	企画政策部 地域活力振興課	300,000	265,488
36	人口移動統計高度利活用推進事業	企画政策部 統計分析課	2,926	2,582

No.	事業名	担当部局	予算額	決算額
37	市町村防災力強化支援事業	危機管理局 防災危機管理課	2,612	872
38	大規模災害等防災力強化推進事業	危機管理局 防災危機管理課	28,722	27,415
39	人口減少社会に対応する市町村行政経営推進事業	総務部 市町村課	5,890	3,385

なお、監査対象事業は、複数の要素にまたがるものもあるが、分類の便宜上、主要な要素の一つに分類している。例えば、No. 17 青森県長寿社会振興センター運営事業は、シニアリーダーの育成という意味で、2の多様な担い手の確保・育成にも関連するし、No. 17 青森県長寿社会振興センター運営事業、No. 18 高齢者の安全・安心促進事業、No. 19 スポーツでいきいき！生涯健康力アップ事業、No. 26 東青地域の担い手支援事業は、地域コミュニティの支援の側面もあるので、4の市町村・地域との協働にも関連する。

第3部 青森県型地域共生社会に関する概要

第1. 2025年問題と地域共生社会

1. 我が国における2025年問題

(1) 我が国の人口の現状

我が国の人口は、総務省統計局の資料によると、平成30年10月時点で、126,443千人となっている。それを年齢構成区分別にみると、14歳以下の年少人口が、15,414千人(12.2%)、15歳～64歳の生産年齢人口が75,451千人(59.7%)、65歳以上の老年人口が、35,577千人(28.1%)となっている。

総人口に対して、65歳以上の人口が占める割合を高齢化率といい、WHOや国連の定義では、高齢化率が7%を超えれば「高齢化社会」、高齢化率が14%を超えれば「高齢社会」、21%を超えれば「超高齢社会」となっている。従って、日本は、既に「超高齢社会」に区分されていることになる。

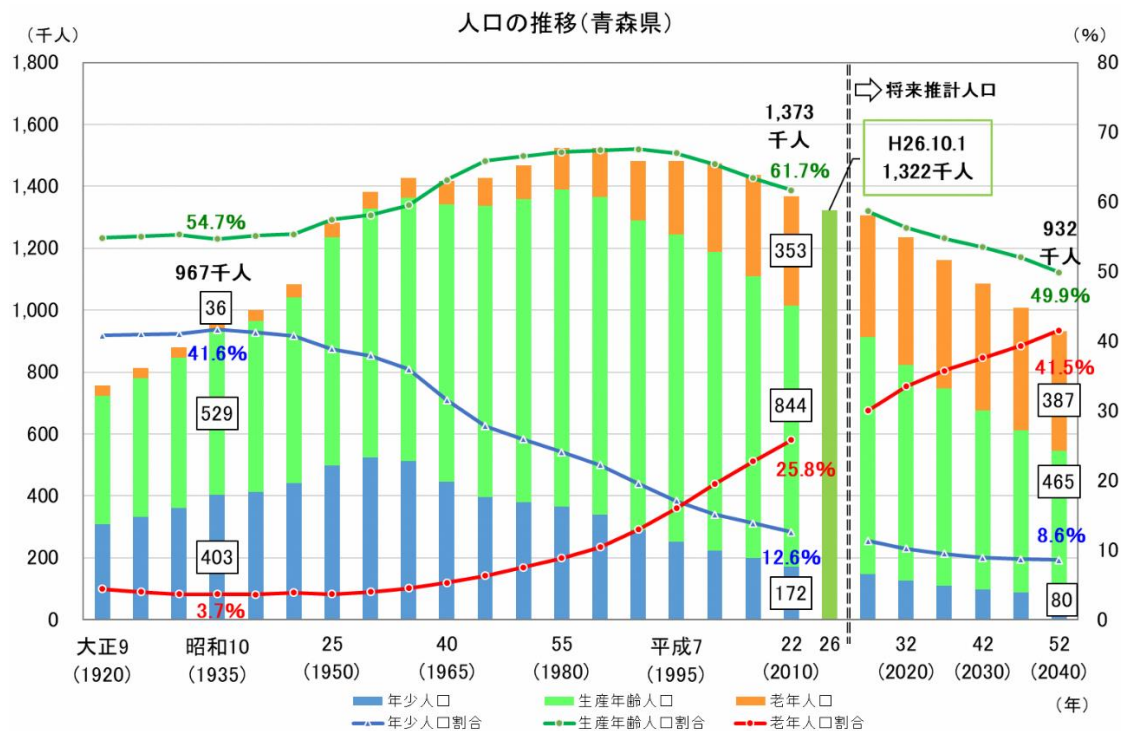
この高齢者の人口とその構成比率は、今後も増えていき、厚生労働省の見通しでは、2025年には、65歳以上高齢者人口は、3,657万人(30.3%)、75歳以上高齢者人口は、2,179万人(18.1%)、2055年には、65歳以上高齢者人口は、3,626万人(39.4%)、75歳以上高齢者人口は、2,401万人(26.1%)と見込まれている。

いわゆる2025年問題とは、約800万人いるとされる団塊の世代(1947年～1949年生まれ)が後期高齢者(75歳以上)になり、国民の医療や介護の需要が、さらに増加することが見込まれている問題のことである。ちなみに、監査テーマにもある「超高齢化時代」とは、県の独自の言い回しであり、いわゆる少子高齢化問題を語るときに、使われる言葉であり、超高齢社会と同じような意味合いと考えて良い。

(2) 青森県における人口の現状と将来の推計

青森県の人口を見てみると、同じく総務省統計局の資料によると、平成30年10月時点で、1,263千人となっており、その年齢別構成区分をみると、14歳以下の年少人口が、137千人(10.8%)、15歳～64歳の生産年齢人口が715千人(56.6%)、65歳以上の老年人口が、412千人(32.6%)となっている。すなわち、青森県においては、既に、全国ベースでの2025年の見込み高齢化率を超えており、国で言う2025年問題を高齢化率で言えば、既に体験しているといえる。

また、将来の人口動向についても、平成27年8月作成の青森県長期人口ビジョンに下記のように記載があり、平成22年(2010年)の時点で、25.7%だった高齢化率は、2040年においては、41.5%まで増加すると推計されている。また、高齢化率の状況を全国と比較してみても、高い水準で推移していくことがわかるであろう。

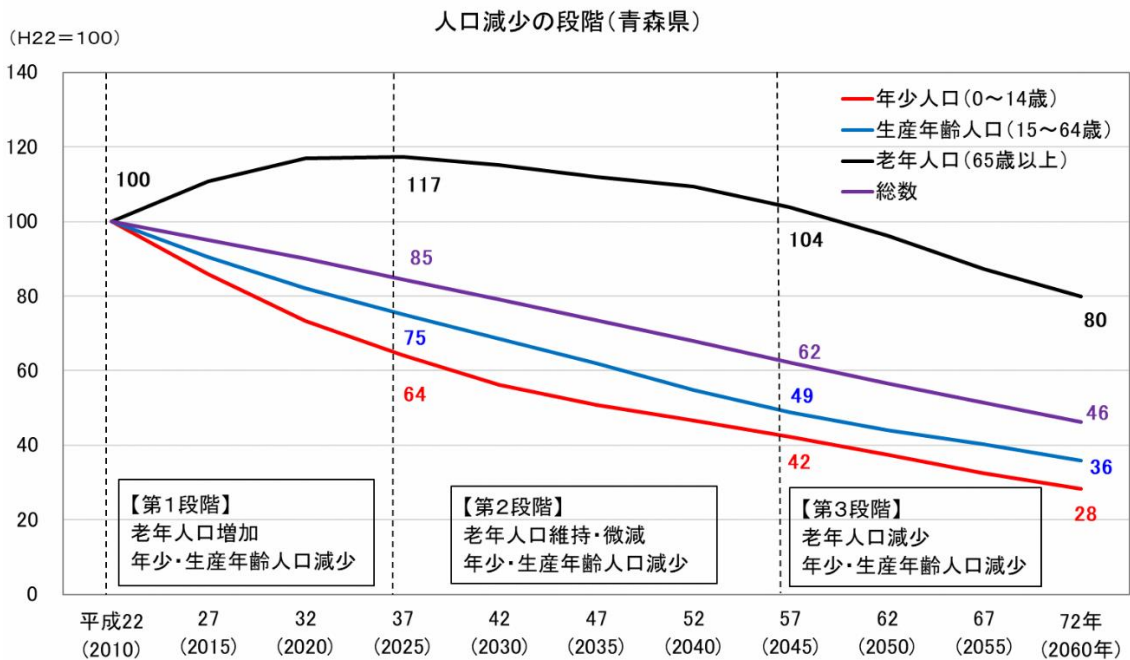


高齢者の割合の対全国比較 (RESAS のデータを基に監査人が作成)

		2010年	2015年	2020年 (推計)	2025年 (推計)	2030年 (推計)
65歳以上の割合	青森	25.7%	29.9%	34.0%	36.7%	39.1%
	全国	22.8%	26.3%	28.9%	30.0%	31.2%
75歳以上の割合	青森	13.1%	15.4%	17.3%	20.8%	23.8%
	全国	11.1%	12.8%	14.9%	17.8%	19.2%

このような、人口減少が続くと同時に、高齢化が進行していく状況は、若者が高齢者を支えるという前提に立つならば、一人当たり的高齢者を支える若者の数が減少していくということを意味する。RESAS のデータによると、青森県においては、2040年には、生産年齢人口 428 千人に対して、老年人口が 403 千人となり、ほぼ、若者一人が高齢者一人を支えなければならないといった状態を迎えることになると見込まれている。すなわち、2025年問題を理解するうえで、重要なのは、「高齢者が増えることが悪いのではなく、支える者、支えられる者のバランスが崩れてしまうことが問題である」と捉えることである。

そして、下記の平成 22 年時点の人口を 100 とした時の年齢別人口の推移を示した「人口減少の段階」のグラフを見るとわかるとおり、高齢者も 2040 年代までは高齢者数が高止まりした上で、その後、将来的には減少していくものの、一方で、若者は継続して減少し続けていくため、この超高齢社会の状況は、ずっと続くことになるのである。



資料)国立社会保障・人口問題研究所「地域別将来推計人口(平成25年3月推計)」から青森県作成

また、県の人口動向について、国立社会保障・人口問題研究所の地域別将来推計人口を、平成25年3月当時での推計値と直近の平成30年3月での推計値とで比較すると、2040年の青森県の人口は、平成25年3月時での推計が932千人だったのに対し、平成30年3月時での推計では908千人となっており、高齢化率では、同じく、41.5%が44.4%となっており、人口減少と高齢化は推計値としても加速して進行しており、楽観視できない状況である。

なお、その長期人口ビジョンでは、合計特殊出生率が2.07まで伸びる、平均寿命が全国平均まで伸びる、社会増減が均衡するという仮定を実現すれば、2080年以降は、青森県の人口は80万程度で安定し、高齢化比率も30%を切って減少に向かうとされているが、監査人は、合計特殊出生率が2030年に1.8、2040年に2.07まで上昇するという仮定は現実離れしており、常識的に考えて、「若者が高齢者を支えるバランスは、今より楽になるということはない」という覚悟を持つ必要があると考えている。

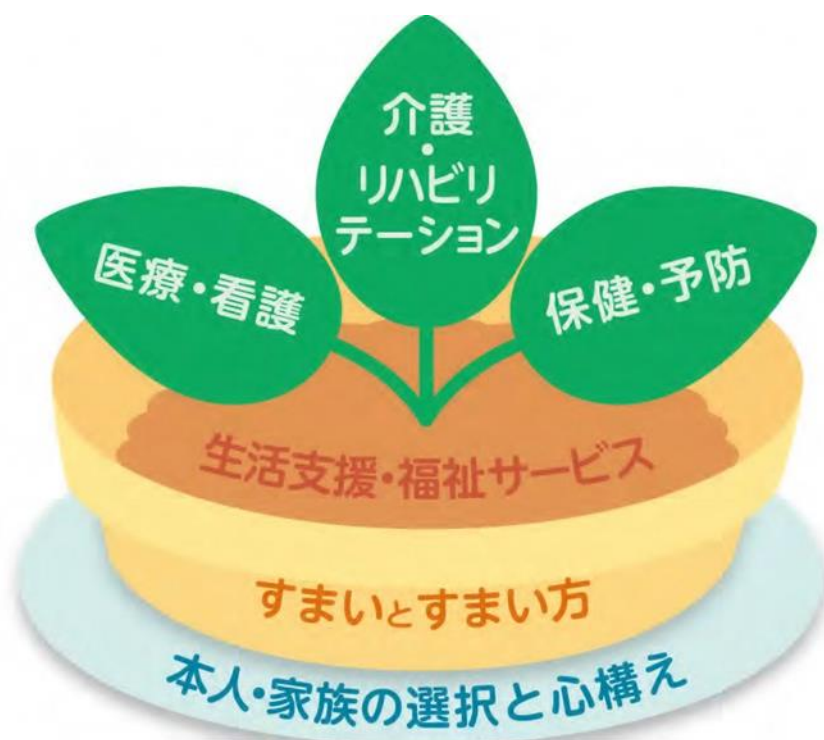
2. 地域共生社会にむけての国の動き

(1) 地域包括ケアシステム

厚生労働省では、そうした高齢者介護の取組として、「地域包括ケア研究会」を立ち上げ、平成25年3月の報告書において、それまで、「ニーズに応じた住宅が提供されることを基本とした上で、生活上の安全・安心・健康を確保するために医療や介護のみならず、福祉サービスも含めた様々な生活支援サービスが日常生活の場(日常生活圏域)で適切に提供でき

るような地域での体制」と定義してきた「地域包括ケアシステム」の考え方をさらに発展的に議論し、従来の5つの構成要素を「介護・リハビリテーション」「医療・看護」「保健・予防」「福祉・生活支援」「住まいと住まい方」と詳しく表現し、その相互の関係性について、下記の図のように整理した上で、さらに「自助」「互助」「共助」「公助」という4つの視点から、地域包括ケアシステムを整理した。

地域包括ケアシステムの5つの構成要素



(図の説明～平成25年3月地域包括ケア研究所の報告書より)

「住まいと住まい方」を地域での生活の基盤をなす「植木鉢」に例えると、それぞれの「住まい」で生活を構築するための「生活支援・福祉サービス」は植木鉢に満たされる養分を含んだ「土」と考えることができるだろう。「生活（生活支援・福祉サービス）」という「土」がないところに、専門職の提供する「介護」や「医療」「予防」を植えても、それらは十分な力を発揮することなく、枯れてしまうだろう。

報告書では、「公助」は税による公の負担、「共助」介護保険などリスクを共有する仲間（被保険者）の負担、「自助」は自分のことを自分ですることに加え、市場サービスの購入も含まれるとして、費用負担による区分をしている。それらに対し、「互助」は、相互に支え合っているという意味で「共助」と共通点があるが、費用負担が制度的に裏付けられていない自発的なものと区分している。

今後、高齢者のひとり暮らしや高齢者のみの世帯が増えると「自助」や「互助」の概念や求められる範囲、役割が変わってくると考えられている。都市部においては、強い「互助」を期待することが難しい一方、民間サービス市場が大きく、「自助」によるサービス購入が

可能であるが、逆に、地方においては、民間市場が限定的な分、「互助」の役割が大きいものと考えられる。強調されなければならないのは、少子高齢化や財政状態から、「共助」「公助」の大幅な拡充は期待できないことから、「自助」「互助」の果たす役割が大きくなるということである。

厚生労働省のホームページには、「地域包括ケアシステムの実現に向けて」というサイト (https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/chiiki-houkatsu/) があるので、詳しくは、そちらを参考にしていきたい。

(厚生労働省のホームページからの抜粋)

地域包括ケアシステムの実現に向けて

日本は、諸外国に例をみないスピードで高齢化が進行しています。

65歳以上の人口は、現在3,000万人を超えており(国民の約4人に1人)、2042年の約3,900万人でピークを迎え、その後も、75歳以上の人口割合は増加し続けることが予想されています。

このような状況の中、団塊の世代(約800万人)が75歳以上となる2025年(平成37年)以降は、国民の医療や介護の需要が、さらに増加することが見込まれています。

このため、厚生労働省においては、2025年(平成37年)を目途に、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制(地域包括ケアシステム)の構築を推進しています。

(2) 地域共生社会

このような状況の中、政府は、平成27年10月に一億総活躍国民会議を立ち上げ、平成28年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」の中において、下記のように、地域共生社会の実現を目指すことは政府の方針であることを明確にしている。

ニッポン一億総活躍プラン(平成28年6月2日)より抜粋

「介護離職ゼロ」に向けた取組の方向

(4) 地域共生社会の実現

子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」を実現する。このため、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築する。また、寄附文化を醸成し、NPOとの連携や民間資金の活用を図る。

また、それと同じ時期、平成28年7月に、厚生労働省では、「我が事・丸ごと」地域共生

社会実現本部を立ち上げ、こういった取組に関する検討を開始し、平成 29 年 2 月には、「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）」を取りまとめた。

そこでは、地域共生社会とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会と定義した上で、以下のように、改革の背景と方向性及び改革の骨格を示している。

「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程表）【概要】より抜粋

【改革の方向性とその内容】

① 公的支援の「縦割り」から「丸ごと」への転換

- ・ 個人や世帯の抱える複合的課題（例えば、介護と育児を同時に直面する世帯、障害を持つ子と要介護の親の世帯）などへの包括的な支援
- ・ 人口減少に対応する、分野をまたがる総合的サービス提供の支援

② 「我が事」・「丸ごと」の地域づくりを育む仕組みへの転換

- ・ 住民の主体的な支え合いを育み、暮らしに安心感と生きがいを生み出す
- ・ 地域の資源を活かし、暮らしと地域社会に豊かさを生み出す

【改革の骨格とその内容】

① 地域課題の解決力の強化

- ・ 住民相互の支え合い機能を強化、公的支援と協働して、地域課題の解決を試みる体制を整備
- ・ 複合課題に対応する包括的相談支援体制の構築
- ・ 地域福祉計画の充実

② 地域丸ごとのつながりの強化

- ・ 多様な担い手の育成・参画、民間資金活用の推進、多様な就労・社会参加の場の整備
- ・ 社会保障の枠を超え、地域資源（耕作放棄地、環境保全など）と丸ごとつながることで地域に「循環」を生み出す、先進的取組を支援

③ 地域を基盤とする包括的支援の強化

- ・ 地域包括ケアの理念の普遍化。高齢者だけでなく、生活上の困難を抱える方への包括的支援体制の構築
- ・ 共生型サービスの創設
- ・ 市町村の地域保健の推進機能の強化、保健福祉横断的な包括的支援のあり方の検討

④ 専門人材の機能強化・最大活用

- ・ 対人支援を行う専門資格に共通の基礎過程創設の検討
- ・ 福祉系国家資格を持つ場合の保育士養成課程・試験科目の一部免除の検討

このとおり、地域共生社会の実現は、日本が抱えている構造的課題を克服するための取組であり、「全員参加型社会」とか「支え合い」といった、ある意味、耳あたりの良い言葉が並んでいるが、このような概念が必要になっている背景から考えると、「国も地方自治体も十分な福祉サービスを提供するだけの財源がなくなってきており、なんでもかんでもお役所に頼られても対応には限界があるので、自分たちのことは自分たちでやってください。」ということである。言い換えれば、「福祉は国から与えられるのが当然と考えるのではなく、国民一人ひとりが、それぞれの立場と能力で、「互助」の考えをもって生活してください。」と国から言われているということを実感しなければならないのである。

具体的には、「他人事」になりがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みを作っていくと共に、市町村においては、地域づくりの取組の支援と、公的な福祉サービスへのつながりを含めた「丸ごと」の総合相談支援の体制整備を進めていく必要がある。また、対象者ごとに整備された「縦割り」の公的福祉サービスも「丸ごと」へと転換していくため、サービスや専門人材の養成課程の改革を進めていく必要があるということである。

第2. 青森県における地域共生社会の実現に向けた流れ

1. 青森県地域福祉計画

社会福祉法第108条に基づき、県は市町村が策定する地域福祉計画の推進を支援するため、県の地域福祉支援計画を作ることとなっている。

社会福祉法

第108条 都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「都道府県地域福祉支援計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

二 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項

三 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項

四 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項

五 市町村による第百六条の三第一項各号に掲げる事業の実施の支援に関する事項

県が平成 29 年 3 月に策定した青森県地域福祉支援計画（第 2 次）では、その冒頭の知事のあいさつの中で、「青森県型地域共生社会」という文言が登場し、計画の基本目標を「一人ひとりのいのちが輝き、人と人がしっかりとした絆で支え合う青森県型地域共生社会の実現」と設定している。

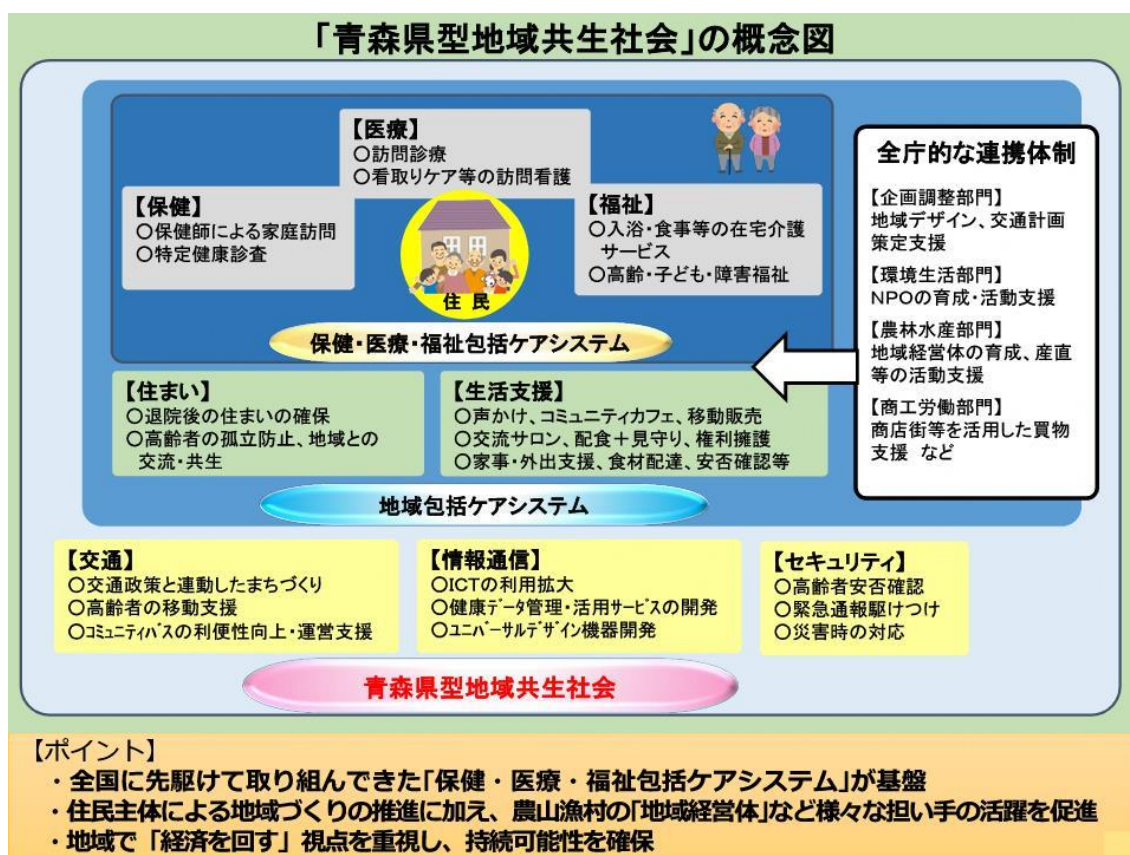
青森県地域福祉基本計画（第 2 次） より抜粋

本県では、県民一人ひとりが安心して生活できる社会づくり、一人ひとりのかけがえない命と暮らしを大事にする社会づくりに向けて、全国に先駆けて、保健・医療・福祉サービスを、必要な時に適切な内容で総合的・一体的に提供するため、関係機関が連携を図る仕組みである「保健・医療・福祉包括ケアシステム」の構築に平成 9 年度から取り組んできました。

2025 年の超高齢化時代の到来を間近に控え、県では、県民の誰もが、地域で生まれ、地域で育ち、地域を助け、地域で安心して老後を迎えることができる「青森県型地域共生社会」を実現するため、今後は、保健・医療・福祉体制の一層の充実を図るとともに、買物や食事、住まい、移動、交流といった様々な生活機能の確保に取り組むこととしています。

2. 青森県型地域共生社会の特徴

青森県地域福祉支援計画（第 2 次）によると、「青森県型地域共生社会の実現」とは、地域で生まれ、地域で育ち、地域を助け、地域で安心して老後を迎えることができる社会の構築を目指し、青森県がこれまで進めてきた保健・医療・福祉包括ケアシステムに「住まい」「生活支援」を取り込むとともに、「交通」「情報通信」「セキュリティ」の地域機能を加え、さらに「地域づくり」の視点を踏まえた深化を図るものとされている。保健・医療・福祉分野に加え、買物、食事、住まい、移動、交流等の他分野を含め、地域における人材、資源等の状況に応じた取組が特徴であり、国が描いている「地域包括ケアシステム(第 3 部第 1-2 の図参照)」に「交通(高齢者の移動支援など)」「情報通信 (ICT の利用拡大など)」「セキュリティ (災害時の対応など)」を加えた概念となっている。図で示すと以下のとおりである。



第3. 青森県型地域共生社会の具体的取組

1. 県の抱える課題

(1) 人口減少と高齢者割合の増加

年齢区分別人口の推移（推測）や人口ピラミッド（推測）を見ると、高齢化の実態は、一目瞭然であるが、本県においては、既に平成17年（2005年）には、高齢化率が、21%を超えており、国連で言うところの「超高齢社会」になっている。最近の東奥日報の記事によれば、2019年2月現在で、県内では、高齢化率53.45%の今別町を筆頭に、10町村が、高齢化率40%を超えているとのことである。そして、高齢者の割合は、しばらくは続き、2040年の人口ピラミッドを見れば、若者一人が高齢者一人を支える肩車状態というイメージが分かるであろう。

また、高齢化が進むということは、必然的に、要介護者も増えていくということであり、要介護認定者数の推移のグラフを見ると、75歳以上の要介護認定者数は、一貫して増加し続けている。

これらのことから、これからの県内社会は、いかに負担が増えるかが想像できると思うが、これらの負担を、「公助」「共助」だけに頼るのではなく、また、若者だけが支え手になるのではなく、時には元気な高齢者には、支える側になってもらいながら、「互助」の考えで取り組んでいくということが、地域共生社会の目指すところである。

●年齢区分別人口の推移(青森県)



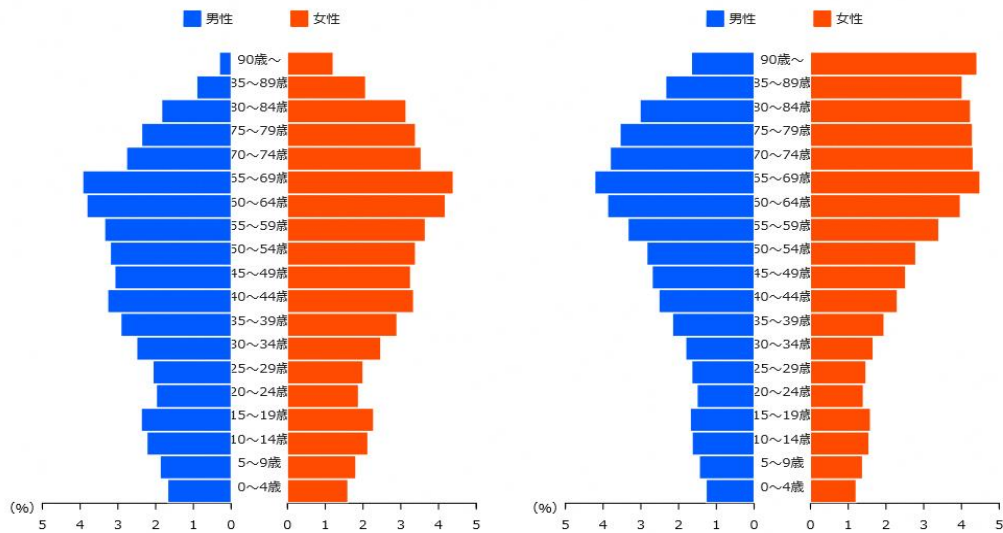
資料)総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成25年3月推計)」※総数には年齢不詳を含む。
2025年には、後期高齢者(75歳以上)の人数が大幅に増え始め、人口比率の20%を超えることが見込まれます。

人口ピラミッド

青森県

2015年

2040年

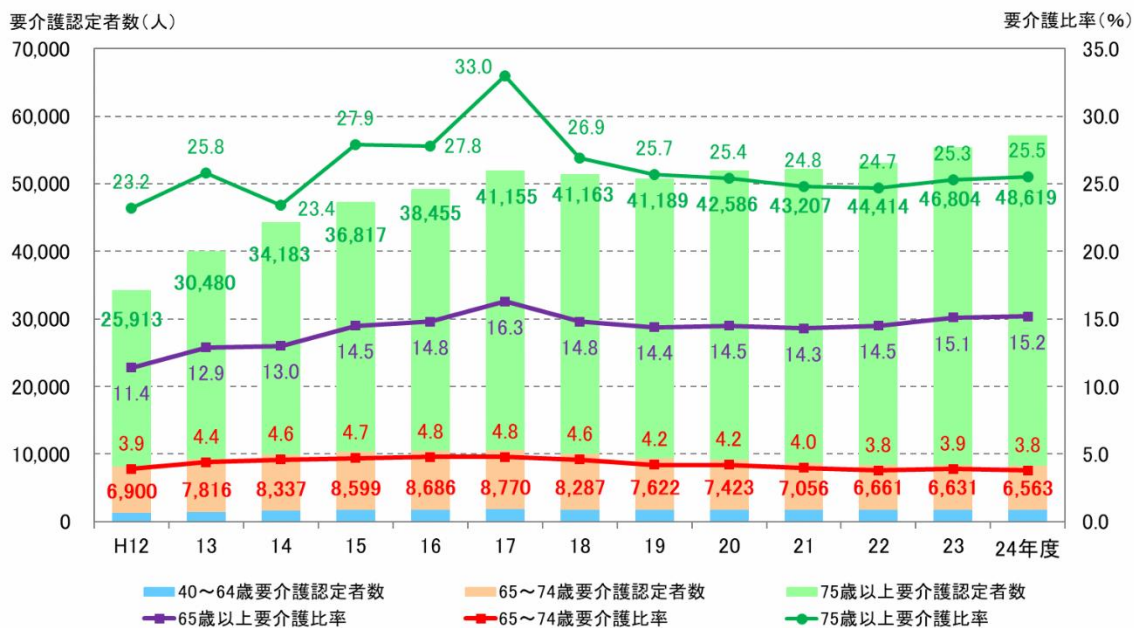


老年人口(65歳以上) : 390,940人 (29.88%)
 生産年齢人口(15歳~64歳) : 757,867人 (57.93%)
 年少人口(0歳~14歳) : 148,208人 (11.33%)

老年人口(65歳以上) : 403,143人 (44.35%)
 生産年齢人口(15歳~64歳) : 428,573人 (47.15%)
 年少人口(0歳~14歳) : 77,258人 (8.5%)

出典 RESAS より

要介護認定者数(要支援除く)の推移、人口比(青森県)



資料)厚生労働省「介護保険事業状況報告」、青森県「人口移動統計調査」

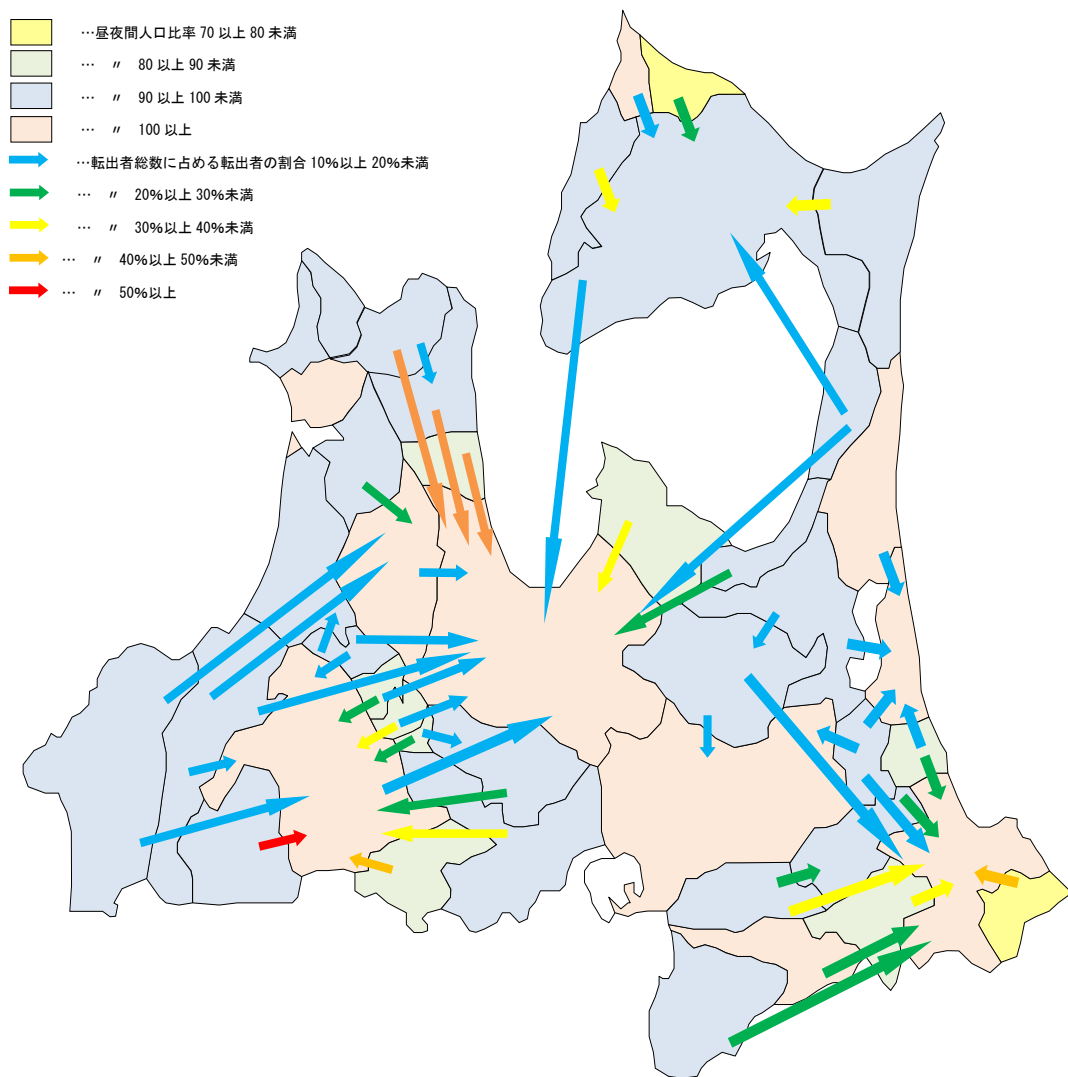
※ただし、要介護認定介護者数(要支援を除く)は年度末現在、人口は各年10月1日現在

(2) 広域連携の必要性

県内における昼夜間での人口比率(夜間人口100人当たりの昼間人口)を見ると、これが100以上になっている青森市、弘前市、八戸市、五所川原市などを中心に、近隣町村との間に人口移動のエリアが形成されていることが分かる。このことから、地域の核となる市と周辺町村が広域的に連携し、地域の特性に応じた取り組みを進めていく必要があるといえる。県の基本計画、未来を変える挑戦や選ばれる青森への挑戦においても東青、中南、三八、西北、上北、下北の6つの地域県民局単位で各地域の特性を反映した取組を地域別計画として策定しており、その中では、課題に単独で対応することが困難な市町村が出てきた場合には、支援したり、互いに補い合って圏域内の連携を図ることが想定されている。

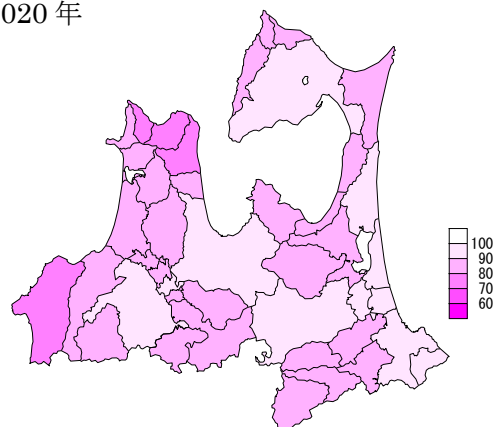
なお、平成22年(2010年)の総人口を100とした時の市町村別人口指数を見ると、2040年で、2010年比で人口が60%以下になる市町村が17もあるということが分かる。限界集落とか消滅可能性都市の問題にも、正面から取り組むべきと考えるが、そういった問題は、市町村で考えるべきことであり、例えば、コンパクトシティ(商業施設や住宅が市街地に集約されている都市)に向けての検討や周辺集落を捨てて市街地に集約していくような過疎地域切り捨ての計画、いわゆる戦略的に縮んでいく都市計画といった検討は県としては行っていないとのことであった。従って、今回の監査対象事業において、そのようなことを目的にした事業はない。現状の地域や集落をあきらめるのではなく、あくまでも現状の地域を維持するための取組が監査の対象となっている。

昼夜間の人口比率の図

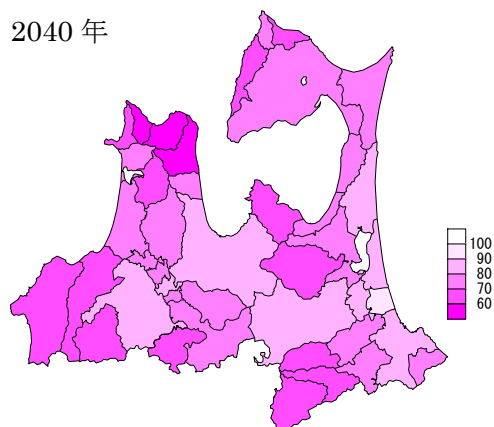


平成 22 年（2010 年）の総人口を 100 とした時の市町村別総人口指数

2020 年



2040 年



(3) 具体的に想定される 2025 年問題

このような中、県においては、以下のような、具体的な問題が想定されている。

- ① 保健・医療・福祉ニーズの増大～社会保障費の増加、医療機関・介護施設等の不足、人材不足等によるサービス低下など
 - ・ 社会保障給付費（全国）は 109.5 兆円（平成 24 年）から 148.9 兆円（2025 年）に増加
 - ・ 2025 年には、約 1,300 人の介護職員が不足（本県）
- ② 地域コミュニティ活動の停滞～地域づくりの担い手の減少、空き家の増加、防災・防犯機能の低下、伝統行事の衰退など
- ③ 社会経済活動の衰退や県民生活の利便性低下～労働力人口の減少、耕作放棄地の増加、商店・スーパー等の廃業、公共交通機関の撤退など
 - ・ 生鮮食料品店までの距離が 500m 以上で、かつ自動車がない 65 歳以上の人口は、約 5 万 5 千人（平成 22 年）で、5 年前から約 4 千人増加
 - ・ 路線バス走行距離は平成 8 年の 34,338 km から平成 26 年の 24,568 km に減少

2. 県の役割と具体的取組

(1) 県の役割

基本的に、地域共生社会の実現に向けた取組の中心になるのは、住民により近い市町村の役割であるとされる。例えば、地域福祉に関わる民生委員や地域コミュニティとしての町内会の活動などは、市町村が主体的に行っていて、県として、県の財源を用いた具体的な取組はないとのことであった。

ただし、住民に近い立場で実践するのは、市町村の役割だが、県は、その取組のモデル事例を構築し、市町村や実施団体が、やりやすい環境を作ること、県及び市町村間での連携を支援することがその役割と解している。従って、まだ意識の低い、あるいは取組方法が良くわからないという市町村に対して、検討会議や研修会などを開催し情報共有や意識を高める啓蒙活動、地域経営や防災対応組織の担い手育成などのモデル事業を企画し、いかに各市町村が具体的な取組を進めやすい環境を整えていくかが県に求められている。

また、医療・介護の分野においては、へき地医療、在宅医療に関する医師、看護師の充足の問題、ドクターヘリの運用など、市町村レベルでなく、全県的に対応すべき問題については、当然、県の役割となっている。

平成 29 年 9 月に出された「地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会（地域力強化検討会）」の最終とりまとめにおいては、国、県、市町村の役割として以下の記載がある。

「自治体、国の役割」

- 市町村：包括的な支援体制の整備について、責任を持って進めていく。地域福祉計画として関係者と合意し、計画的に推進していくことが有効。

- 都道府県：単独の市町村では解決が難しい課題への支援体制の構築、都道府県域の独自施策の企画・立案、市町村への技術的助言
- 国：指針等の作成で終わることなく、「我が事・丸ごと」の人材育成、プロセスを重視した評価指標の検討、財源の確保・あり方についての検討

(2) 具体的取組

第2部第2. 監査範囲の決定の1. 青森県型地域共生社会に関する事業の監査の個所で示したとおり、県ではその取組を4分野に分類し、青森県基本計画未来を変える挑戦（平成30年度プロモーション編）では、以下のように説明している。

「青森県型地域共生社会」の実現

- ① 保健・医療・福祉体制の充実
 - ・ 訪問看護の推進やへき地医療の充実に取り組みます。
 - ・ 市町村が行う介護予防・生活支援サービスの充実を支援します。
- ② 多様な担い手の確保・育成
 - ・ NPO法人や企業等の社会貢献活動、農福連携などを促進します。
 - ・ 地域経営体や産直、女性農業団体などが行う地域貢献の取組を支援します。
- ③ 生活機能の維持・確保
 - ・ デマンド交通等の実証運行等に関する市町村の取組を支援します。
 - ・ 移動販売や買物代行など、商店街による買物弱者対策の取組を促進します。
- ④ 市町村・地域との協働
 - ・ 多様な担い手による地域生活サービス（見守り、買物、配食、移動など）の実証事業を展開し、構築したモデルを他の市町村の主体的・持続的な取組として県内全域に波及させていきます。

前項1（3）の具体的に想定される2025年問題の①～③は、概ね、この取組①～③に対応する。そして、平成30年度の未来を変える挑戦推進事業の戦略プロジェクトの2健康長寿県プロジェクト内の事業は、①保健・医療・福祉体制の充実の取組に該当するが、1人口減少克服プロジェクト内の事業は、②多様な担い手の確保・育成の取組に分類されたり、③生活機能の維持・確保の取組に分類されたり、④市町村・地域との協働の取組に分類されたりもしているので、未来を変える挑戦推進事業の括りと「青森県型地域共生社会」の実現に向けた取組の4つの括りは、一対一で対応しているわけではない。

上記の取組は、青森県型地域共生社会というフレーズが生まれる前から取り組んできた事業も多い。今回監査の対象とした事業も、地域共生社会を真正面にとらえた事業だけでなく、従来から取り組んできている事業で、地域共生社会の趣旨に合致するものも選んでいる。そのため、便宜上、対象事業は、第2部第2のとおり上記の4分類に当てはめて区分したが、青森県型地域共生社会の実現に向けた取組という意識で事業設計しているわけではな

いということで、4つの取組分類との紐づけに困惑する事業担当者も存在した。以下の表で、今回の監査対象事業と平成30年度未来を変える挑戦推進事業の項目との対応を整理した。なお表の中で青森県型地域共生社会の4つの取組の①保健・医療・福祉体制の充実の取組は黄色、②多様な担い手の確保・育成の取組は青色、③生活機能の維持・確保の取組は緑色、④市町村・地域との協働の取組はオレンジ色で表している。

戦略プロジェクト	
(1) 人口減少プロジェクト	
1 持続可能な地域をつくる	
事業 No.	監査対象事業名
20	自立・持続する社会貢献活動促進事業
21	産直発「地元の元気づくり」応援事業
22	農山漁村「地域経営」担い手育成システム確立推進事業
28	あおもり型商店街買物サービス向上支援事業
29	2025年に向けた地域内交通ネットワーク構築支援事業
31	地域公共交通再編・利用促進事業
33	「青森県型地域共生社会」地域機能強化推進モデル事業
34	未来の地域づくり支援総合プロジェクト事業
(2) 健康長寿県プロジェクト	
1 みんなで目指す「健やか力」の向上	
事業 No.	監査対象事業名
19	スポーツでいきいき！生涯健康力アップ事業
2 保健・医療・福祉体制の充実	
事業 No.	監査対象事業名
1	「青森県型地域共生社会」実現に向けた保健・医療・福祉機能強化支援事業
2	多機関の協働による包括的支援体制構築モデル事業
5	訪問看護推進対策事業
8	新しい「地域を支える医療システム」構築特別対策事業
11	生活支援サービス拡充深化事業
13	共に支える認知症支援ネットワーク事業
戦略キーワード	
(2) 誰もが安心して健やかに暮らせる「まちづくり」	

3 質の高い地域医療サービスの提供	
事業 No.	監査対象事業名
6	地域医療支援センター事業（新たな専門医制度対策事業）
7	地域医療支援センター事業（へき地医療支援機構運営事業）
9	ドクターヘリ運航事業
4 誰もが生き生きと安心して暮らせる環境づくり	
事業 No.	監査対象事業名
12	介護人材育成認証評価制度事業
14	認知症介護実践者等養成事業
15	認知症疾患医療センター運営事業
16	認知症対策普及支援事業
7 災害や危機に強い人づくり、地域づくり	
事業 No.	監査対象事業名
4	保健医療調整本部等体制整備事業
10	災害医療コーディネータ体制強化事業
23	自主防災組織設立促進・スキルアップ事業
24	女性の参画による防災力向上事業
25	消防団PR事業
37	市町村防災力強化支援事業
38	大規模災害等防災力強化推進事業
8 安全・安心で快適に暮らせる生活環境づくり	
事業 No.	監査対象事業名
18	高齢者の安全・安心促進事業
32	シルバー交通安全サポート事業（県民生活文化課分）
36	人口移動統計高度利活用推進事業
39	人口減少社会に対応する市町村行政経営推進事業
地域別計画推進事業等	
事業 No.	監査対象事業名
26	東青地域の担い手支援事業
未来を変える元気事業費補助	
事業 No.	監査対象事業名
35	青森県未来を変える元気事業費補助金

未来を変える挑戦推進事業以外の事業	
事業 No.	監査対象事業名
3	保健・医療・福祉包括ケアシステム推進組織運営事業
17	青森県長寿社会振興センター運営費
27	商店街を中心とした課題解決型街づくり支援事業
30	生活交通バス緊急整備費補助

3. その他説明事項

(1) 財源

監査対象事業の財源として、使われている交付金、基金等は以下のとおりである。このうち、地方創生推進交付金は、10事業が3つの交付金申請事業の中で、地域医療介護総合確保基金は、8事業が8つの計画の中で利用されている。

交付金、基金など (交付事業名、計画名)	利用している監査対象事業
① 地方創生推進交付金	
(「青森県型地域共生社会」の実現に向けた地域機能強化推進事業)	No.1 「青森県型地域共生社会」実現に向けた保健・医療・福祉機能強化支援事業 No.20 自立・持続する社会貢献活動促進事業 No.21 産直発「地元の元気づくり」応援事業 No.28 あおもり型商店街買物サービス向上支援事業 No.29 2025年に向けた地域内交通ネットワーク構築支援事業 No.31 地域公共交通再編・利用促進事業 No.33 「青森県型地域共生社会」地域機能強化推進モデル事業 No.36 人口移動統計高度利活用推進事業
(農山漁村の担い手育成による「地域経営」促進事業)	No.22 農山漁村「地域経営」担い手育成システム確立推進事業
(地域ものづくり産業を支える人材確保・育成プロジェクト事業)	No.34 未来の地域づくり支援総合プロジェクト事業
② 長寿社会づくりソフト事業費交付金	No.17 青森県長寿社会振興センター運営費 No.18 高齢者の安全・安心促進事業

③ 保険者機能強化推進交付金	No.11 生活支援サービス拡充深化事業 No.13 共に支える認知症支援ネットワーク事業
④ 地域医療介護総合確保基金	
(「青森県型地域共生社会」を構築する地域福祉人材育成研修事業)	No.1 「青森県型地域共生社会」実現に向けた保健・医療・福祉機能強化支援事業
(在宅医療従事者研修事業)	No.5 訪問看護推進対策事業
(地域医療を支える医師確保事業)	No.6 地域医療支援センター事業(新たな専門医制度対策事業) No.7 地域医療支援センター事業(へき地医療支援機構運営事業)
(在宅医療設備整備支援事業) (在宅医療従事者研修事業)	No.8 新しい「地域を支える医療システム」構築特別対策事業
(生活支援サービス拡充深化事業)	No.11 生活支援サービス拡充深化事業
(介護人材育成認証評価制度事業)	No.12 介護人材育成認証評価制度事業
(共に支える認知症支援ネットワーク事業)	No.13 共に支える認知症支援ネットワーク事業
⑤ 東日本大震災復興推進基金	No.4 保健医療調整本部等体制整備事業 No.10 災害医療コーディネート体制強化事業 No.23 自主防災組織設立促進・スキルアップ事業 No.25 消防団PR事業 No.38 大規模災害等防災力強化推進事業
⑥ 発電用施設所在市町村等振興基金	No.30 生活交通バス緊急整備費補助
⑦ 感染症予防事業費等補助金	No.4 保健医療調整本部等体制整備事業
⑧ 医療提供体制推進事業費補助金	No.9 ドクターヘリ運航事業
⑨ 介護保険事業費補助金	No.13 共に支える認知症支援ネットワーク事業 No.15 認知症疾患医療センター運営事業 No.16 認知症対策普及支援事業
⑩ 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金	No.2 多機関の協働による包括的支援体制構築モデル事業

(2) 関連する計画、方針などの紹介

青森県型地域共生社会という概念は、まだ、県民には浸透していないと思われるが、その取組は幅広く、県民の理解を進めるためにも、関連する資料や計画、アクションプランなどを紹介すると、県のホームページ内の場所は以下のとおりである。

- ・(No.27) 青森県商店街振興アクションプラン

http://www.pref.aomori.lg.jp/sangyo/shoko/aomori_shoutengaishiko_actionplan.html

- ・(No.31) 青森県地域公共交通再編指針

<https://www.pref.aomori.lg.jp/kotsu/traffic/bus.html>

第4部 外部監査の結果及び意見（総論）

第1 青森県型地域共生社会の実現に向けて改善すべき事項

今回の監査のテーマである、青森県型地域共生社会の実現に向けた取組は、その効果がすぐに目に見えて現れるということが少なく、また、後でまとめて実施すれば、帳尻が合うというものでもない。年度ごとの事業の実施を着実にこなし、毎年毎年の少しずつの成果の積み上げが重要なのであり、問題の先送り、事業実施の先送りをしているようでは、青森県型地域共生社会の実現は、どんどん遠のいてしまう。

その点、今回の監査の結果として、事業の目的・目標に照らして、このままでは、長期的にも目標達成が困難になってしまうのではないかと思われる事例が存在した。各事業の究極の目的は住民の福祉の充実を図るということであり、事業をミスなく実施することが事業の目的ではない。以下にまとめたのは、法令等への違反があるというわけではなく、あくまで意見ということであるが、長期的にでも目標達成に向けて改善すべき事項である。

(1) 取組実績が少ない

計画された研修や検討会議などについて、その回数、参加者が少ない、あるいは、作業自体が遅れて、十分な成果が上がっていないと認められるものが以下のとおりあった。

この原因として、事業の趣旨は立派だが、事業の対象者の意識が低い、理解が進んでいない、あるいは、県としてのPR不足、要請不足といったことが考えられ、(No.10) 災害医療コーディネート体制強化事業の災害医療コーディネート研修では、主役である災害医療コーディネーターの参加が、毎年著しく低い状況が続いている。また、医療機関などの対象者が利用しにくい補助金になっているもの（(No.8) 新しい「地域を支える医療システム」構築特別対策事業、(No.27) 商店街を中心とした課題解決型街づくり支援事業）もあった。いずれも、事業の対象者である医療機関や地域の団体、市町村との事前の打ち合わせを密にして、事業設計の段階から、事業の実行性を高める工夫が必要である。また、事業を実施したということだけで完結してしまって、県の中で、参加者が少なくても問題視していない、反省がないということはないだろうか。事業目的の達成を意識すれば、参加人数が少ないことに関して、もっと深刻になるべきである。

一方で、予定していた講師の日程調整がつかなかったり、北海道で発生した災害への人員派遣支援による人手不足といったことで、予定されていたとおりに研修が実施できなかったり、災害関連の計画の策定や検討が遅れていたりしている（(No.24) 女性の参画による防災力向上事業、(No.37) 市町村防災力強化支援事業、(No.38) 大規模災害等防災力強化推進事業）。これらは、結果として、事業の実施を先送りし、事業が想定していた目標達成を遅らせることになった事例であり、人口減少・高齢化対策は「待ったなし」という県の方針とはかけ離れた実態が認められた。議会は、このような実施が不十分であった状況を正しく理解しているのか懸念される。

事業 No.	事業名	指摘 意見	内容
8	新しい「地域を支える医療システム」構築特別対策事業	意見①	看護師特定行為研修特別対策事業費補助金の利用をより促進すべき
8	新しい「地域を支える医療システム」構築特別対策事業	意見②	青森県へき地等地域医療支援対策事業費補助金の利用をより促進すべき
10	災害医療コーディネーター体制強化事業	意見①	災害医療コーディネーター研修への参加率が低い
11	生活支援サービス拡充深化事業	意見①	市町村への専門家派遣件数が少ない
23	自主防災組織設立促進・スキルアップ事業	意見③	若年層の取り込みが不足している
24	女性の参画による防災力向上事業	意見②	特定の防災アドバイザーのみへの依存度を減らすべき
27	商店街を中心とした課題解決型街づくり支援事業	意見①	補助金が当初見込んでいたほど活用されなかった
32	シルバー交通安全サポート事業（県民生活文化課分）	意見①	高齢運転者交通事故防止推進セミナーの開催方法を工夫すべき
37	市町村防災力強化支援事業	意見②	計画された研修が未実施である
38	大規模災害等防災力強化推進事業	意見①	県災害備蓄整備計画の策定が遅れている
38	大規模災害等防災力強化推進事業	意見②	計画された検討調査が未実施である

(2) 情報共有、活用が不足している

地域共生社会の理念では、従来の縦割りの行政ではなく、組織横断的な取組によって行うことが強調されている。県庁内での組織をまたいだ取組や検討、市町村との協力連携が重要になっている。そういった連携をしていくためには、正しい情報が作成され、お互いに情報を共有し合い、目的に向かって意見交換をすることが肝要となるはずである。しかし、事業の内容、成果、評価といった情報の共有に関して改善すべき事例が、以下のとおりあった。

青森県型地域共生社会は、1年で実現するというものではなく、長期にわたっての事業成果の積み重ねが大切であるから、各事業年度において実施した事業の概要は、成果や評価について文書化し、次年度以降の事業担当者、別の組織、関係部署の方に状況が伝わるようにしておくべきである。

特に、県の役割が、モデルケースを作って、試験的に実施し、それを各市町村に広げてい

くということなのであれば、補助先や委託先が行った活動やその反省も含めた成果や評価については、今後、他の取組実施者が参考にできるよう、実績報告書はより充実させるべきである（(No.20) 自立・持続する社会貢献活動促進事業、(No.22) 農山漁村「地域経営」担い手育成システム確立推進事業、(No.33) 「青森県型地域共生社会」地域機能強化推進モデル事業）。

また、地方創生推進交付金を利用するにあたっては、国に対し、交付金申請時に KPI（業績評価指標）を設定して、その達成状況も報告することになっているが、その KPI が何なのか事業担当者が把握していないという事例（(No.33) 「青森県型地域共生社会」地域機能強化推進モデル事業、(No.34) 未来の地域づくり支援総合プロジェクト事業）もあった。事業の評価指標を理解しないまま事業を行うことは、事業目的の達成に有効でないことは明らかなので、今後は、担当課と交付金申請上のとりまとめを行っている企画調整課との間での情報共有は、しっかりと行うべきであり、事業担当者が、担当する事業の交付金申請資料に目を通しておくぐらいのことは、当然のことと考える。

事業 No.	事業名	指摘意見	内容
1	「青森県型地域共生社会」実現に向けた保健・医療・福祉機能強化支援事業	意見①	事業の評価がまとめられていない
3	保健・医療・福祉包括ケアシステム推進組織運営事業	意見①	会議で提案された事項の各事業への反映状況を可視化すべき
20	自立・持続する社会貢献活動促進事業	意見①	プロボノ活動普及に係る情報収集・共有をより充実させるべき
22	農山漁村「地域経営」担い手育成システム確立推進事業	意見①	補助事業の結果報告について、内容を充実させるべき
33	「青森県型地域共生社会」地域機能強化推進モデル事業	意見①	「青森県型地域共生社会」推進検討会における議事録等が作成されていない
33	「青森県型地域共生社会」地域機能強化推進モデル事業	意見②	重要業績評価指標（KPI）に対する意識が低い
34	未来の地域づくり支援総合プロジェクト事業	意見②	重要業績評価指標（KPI）に対する意識が低い

(3) 住民の理解、市町村等との連携をもっと強化すべき

青森県型地域共生社会の実現に向けた取組は、県が全てを担って行うというより、むしろ、より地域住民に近い各市町村が取組を実施していくこと、地域に住む住民や団体が自ら実践していくことが想定されている。その意味で、県と市町村や住民との連携が、青森県型地

域共生社会の実現のためには非常に重要になる。しかし、その連携が低調なゆえに、事業の効果が上がっていないと認められる事例が、以下のとおりあった。

確かに、地域共生社会に向けての取組は、始まったばかりで、住民や市町村の理解や協力がまだ不十分という側面もあり、自ら手を挙げて取り組んでもらわないことには、県の側から強制するわけにもいかないのが、県だけの責任とは言い難いものがある。ただし、例えば、(No.19) スポーツでいきいき！生涯健康力アップ事業の参加呼び込みや、(No.20) 自立・持続する社会貢献活動促進事業の案内チラシの送付など、事業を実施する上で改善の余地はあったかと思われる。

また、多くの事業は、強制参加を促すことはできず、あくまで手を挙げた市町村が対象となるわけだが、県としても、事業の相手先を事業のしやすさで安易に決めないようにすることも大事だと思われる。本当は、その事業に参加すべきである市町村などが、意識の低さや能力不足、財源不足などにより実施に至らないということのないように、普段の会議や打ち合わせから、必要性や事業効果の高い相手先市町村を拾い上げておくことが重要であろう。事業の趣旨や必要性が十分に浸透していない市町村もあるように思われるので((No.23) 自主防災組織設立促進・スキルアップ事業、(No.37) 市町村防災力強化支援事業)、各市町村の意識を高め、活動範囲が広がるように、意識の低い市町村への意識啓発に努めることも県の役割として認識すべきである。

事業 No.	事業名	指摘意見	内容
7	地域医療支援センター事業 (へき地医療支援機構運営事業)	意見②	一部の巡回診療における効率性・経済性が著しく低い
19	スポーツでいきいき！生涯健康力アップ事業	意見②	各市町村スポーツ振興課による参加団体増加策に期待する
20	自立・持続する社会貢献活動促進事業	意見②	プロボノ促進トップセミナーの案内文・チラシ送付先をより拡大すべき
23	自主防災組織設立促進・スキルアップ事業	意見②	市町村との役割区分の明確化と連携を強化すべき
34	未来の地域づくり支援総合プロジェクト事業	意見①	あおもり未来創造塾に参加する塾生の所属先を広げていくべき
37	市町村防災力強化支援事業	意見①	支援市町村の選定方針を明確にすべき

(4) その他の改善事項

その他の改善事項は以下のとおりである。

国の補助金交付決定が遅い((No.2) 多機関の協働による包括的支援体制構築モデル事業)

というような、県だけの努力で改善するというものだけではないが、事業実施に当たっては、常に、県庁内及び委託先など外部の事業者等とも意見交換するなどして、今後の改善に努めていって欲しい。

強調しておきたいのは、既に発生している問題点に対する感度を高めておいていただきたいということである。例えば、(No.23) 自主防災組織設立促進・スキルアップ事業で取り組んだ自主防災組織のカバー率の向上は、成果が認められるものの、事業の目的の本質は、その自主防災組織が実質的に機能するかどうかということである。目に見える成果に満足して、自主防災組織が実質的に機能するののかについて、何の手も打たないということのないようにしなければならない。

また、地方創生交付金を利用した(No.22) 農山漁村「地域経営」担い手育成システム確立推進事業においては、地方創生推進交付金実績報告書において、その交付決定額を実績額が下回った場合の理由として、「事業の効率的執行等により、経費の圧縮に務めたもの」としているが、実態は、予定されていた取組が実施されなかったことやもともとの予算が膨らんでいたことの影響が大きく、不用額の理由として正確とは言い難い。このような、報告書や評価の記載などにおいて、真実の姿が見えにくくなってしまいう傾向がないかについても留意する必要がある。

成果ばかりを強調して、不都合な問題点については、見ないふりをするという姿勢では、青森県型地域共生社会の実現は、遠のいてしまう。

事業 No.	事業名	指摘意見	内容
2	多機関の協働による包括的支援体制構築モデル事業	意見①	国の補助金交付決定時期が遅い
15	認知症疾患医療センター運営事業	意見①	経費精算書に実際の支出額を記載するよう指導すべき
18	高齢者の安全・安心促進事業	意見①	「高齢者安全・安心キャラバン」寸劇の動画サイトでの公開をすべき
18	高齢者の安全・安心促進事業	意見②	アンケートへの自由記載欄を設けるべき
19	スポーツでいきいき！生涯健康力アップ事業	意見①	カスタムメイド健康づくり講座については年齢別分析を詳細にすべき
21	産直発「地元の元気づくり」応援事業	意見①	アドバイスを受けた産直の満足度評価を実施すべき
21	産直発「地元の元気づくり」応援事業	意見②	補助金の利用促進のため、補助金利用とアドバイス実施の分離も検討すべき
22	農山漁村「地域経営」担い手	意見②	地方創生推進交付金の不用額の原因説

事業 No.	事業名	指摘 意見	内容
	育成システム確立推進事業		明が正確ではない
23	自主防災組織設立促進・スキルアップ事業	意見①	実質的に機能する自主防災組織の育成に期待する

(5) 今後の取組に期待する事項

現状の取組に不備があるというほどではないが、少なからず、現状に問題があり、今後の取組に期待する事項が以下のとおりあった。

人口減少と高齢化は着実に進んでいるが、まだまだ、県民の危機感と地域共生社会の理解はそこに追いついていないようである。県が、県民と市町村に対し、より強力に啓蒙活動を進めていくことに期待している。

事業 No.	事業名	指摘 意見	内容
6	地域医療支援センター事業 (新たな専門医制度対策事業)	意見①	医療機関のかかり方に関する啓蒙活動に対する期待
7	地域医療支援センター事業 (へき地医療支援機構運営事業)	意見①	へき地医療拠点病院における看護師不足への対策が必要
9	ドクターヘリ運航事業	意見①	北東北三県ドクターヘリの広域連携のあり方について
39	人口減少社会に対応する市町村行政経営推進事業	意見①	広域連携による改革促進を次年度以降の事業において取り組むことを期待したい
39	人口減少社会に対応する市町村行政経営推進事業	意見②	個人住民税納付促進事業について事業のまとめ報告書の作成を期待する

県も地域共生社会の実現が、人口減少、超高齢化時代においては必要な要素だということでは認識していると思われるが、その地域共生社会の実現には長い時間も必要になる。地域共生社会という概念が住民になじむころには、今よりさらに人口減少、高齢化が進んでいるのである。しかし、県が基本計画の中で強調する割には、地域共生社会の実現に向けた取組を行う上で、人口減少と高齢化を念頭に置いてやっていない感じがしてしまう。高齢化になれば、防災、災害時の対応でも、地域の担い手の確保でももっと考えるべきことが多いと思われるが、現状程度の人口構成を前提に、事業を企画しているのではないだろうか。今後の加

速度的な人口減少を考えれば、現在の住民の年齢構成ではなく、10～20年後の年齢構成を想定して、その取組が効果を発揮できるように考えるべきである。

第2 決算額の正しい集計のために改善すべき事項

監査では、個別の事業の決算額を節別に集計した「決算統計節別集計表」を入手して、その正確性についても確認しているが、今回の監査でも決算額の付け替えなどにより、決算額が正確でないものがあった。

この決算額の誤りは、毎年、この包括外部監査で指摘しているところであるが、今回も改善されている様子がなかったことは、大変残念である。中には、需用費及び役務費について、予算額をそのまま決算額として入力している事例（(No.12) 介護人材育成認証評価制度事業）もあり、劣化しているともいえる状況も存在した。

他事業の支出を別事業の決算に付け替えるなどの予算執行上の恣意的な計上操作を許すと、予算統制を無意味にすることになるため、安易に許容すべきではない。平成29年度の包括外部監査でも報告しているとおり、県の行政経営管理課と財政課からは、この点につき各課に指示、周知させ、改善に向けて対応中であり、引き続き徹底を図っていきたいとの回答をいただいているが、数年たっても同じような間違いが生じているのは、その対応がうまくいっていないということの証である。確かに、それら間違いの多くは少額であり、大きな影響はないのかもしれないし、予算統制を厳しくしすぎると、行政が委縮してしまい、現場の裁量と臨機応変な対応を阻害してしまうおそれもあり、あまり厳しくしない方が良いのかもしれない。ただし、平成30年度の包括外部監査でも述べているとおり、正しい決算額がわからなければ、正しい費用対効果の分析もできないし、翌期以降の事業設計や予算の積算にも悪影響を及ぼすおそれがあるので、監査人としては、引き続き改善を要求したい。

事業No.	事業名	指摘意見	内容
2	多機関の協働による包括的支援体制構築モデル事業	指摘①	歳入の決算額（国庫支出金及び一般財源）に誤りがある
3	保健・医療・福祉包括ケアシステム推進組織運営事業	指摘①	予算を超過した旅費を管理運営費に計上している
9	ドクターヘリ運航事業	指摘①	予算超過による他事業への経費振替がある
12	介護人材育成認証評価制度事業	指摘①	需用費及び役務費の決算処理が事業の実績を反映していない
12	介護人材育成認証評価制度事業	指摘②	予算額を超過した使用料及び賃借料を管理運営費に負担させている

事業 No.	事業名	指摘 意見	内容
13	共に支える認知症支援ネットワーク事業	指摘①	需用費及び役務費の決算処理が事業の実績を反映していない
15	認知症疾患医療センター運営事業	指摘①	他事業の使用料及び賃借料を計上している
16	認知症対策普及支援事業	指摘①	需用費及び役務費の決算処理が事業の実績を反映していない
22	農山漁村「地域経営」担い手育成システム確立推進事業	指摘②	決算統計節別集計表の金額が正確ではない
27	商店街を中心とした課題解決型街づくり支援事業	指摘①	事業に直接関連しない支出が決算額に計上されている
29	2025年に向けた地域内交通ネットワーク構築支援事業	指摘①	決算額の付け替えについて
31	地域公共交通再編・利用促進事業	指摘①	決算節別集計表の金額が過少になっている
37	市町村防災力強化支援事業	指摘①	決算統計節別集計表の科目の金額が正しくない
37	市町村防災力強化支援事業	意見③	複数事業にまたがる旅費支給に係るルールを明確化すべき
38	大規模災害等防災力強化推進事業	指摘①	他事業の委託料を計上している

第3 事務手続きのミスをなくすために改善すべき事項

監査上、事務処理上の誤りが、いくつか散見された。結果的に、重大な影響を及ぼしているとはいえないと思われるが、発生した原因を正しく分析して、同じようなミスが、大きな事故にならないように留意する必要がある。

全般的に、県庁内での手続きは、一人の職員の作業で完結するということはほとんどなく、複数の職員と上長の確認・承認を経て完結する。そのため、手続き上のミスにおいて、チェック体制に不備があったとは解釈し難く、もっと、根本的な原因があるものと推測する。

例えば、内部資料の金額記載ミスや実績報告書と請求書の日付記載ミス（(No.13)共に支える認知症支援ネットワーク事業）は、確認・承認する側が、真面目にチェックしていればすぐにわかるような話であり、5～6人のチェックで発見されないから、もっとチェック人数を増やせば良いということにはならない。チェックする人数が多すぎて、それぞれの責任感が薄らいでいる可能性があり、むしろ、チェックする人数を減らしてでも、何と何を突合するのか、どこを確認するのかの査閲マニュアルのようなものを整備したほうが、ミスが減

るのではないだろうか。また、契約内容の確認や完了検査など上長のチェックにも問題がある事例（(No.5) 訪問看護推進対策事業、(No.28) あおもり型商店街買物サービス向上支援事業）があった。上長の承認が形式的なものになっている可能性がある。これは内部統制上は最も憂慮される事象であり、チェックする側の意識を誠実に保つ必要があると思われる。

また、消費税に絡む考え方や手続きについての誤り（(No.5)訪問看護推進対策事業、(No.8)新しい「地域を支える医療システム」構築特別対策事業、(No.21) 産直発「地元の元気づくり」応援事業）については、消費税の課税対象や補助金支給の際になぜ仕入控除税額報告書入手しなければならないのか等、消費税の基本的知識をあらかじめ職員が勉強しておく必要があるものとする。また、必要な承認や書類の不備（(No.17) 青森県長寿社会振興センター運営費、(No.22) 農山漁村「地域経営」担い手育成システム確立推進事業）についても、なぜ、そのような承認が必要なのか、書類を入手する趣旨は何なのかを理解することが重要である。

チェックする側の意識と制度趣旨の理解がないままでは、チェックする人を何十人に増やしたところで、間違いは起こり得る。

事業No.	事業名	指摘意見	内容
5	訪問看護推進対策事業	指摘①	委託料の実費精算における消費税の適用に誤りがある
5	訪問看護推進対策事業	指摘②	委託先の領収書徴収もれがある
5	訪問看護推進対策事業	指摘③	一部未実施の委託業務内容がある場合の業務完了検査の記載が不適切である
5	訪問看護推進対策事業	意見①	業務完了検査の内部統制上の意義について
8	新しい「地域を支える医療システム」構築特別対策事業	指摘①	補助金に係る仕入控除税額報告書が未徴収である
13	共に支える認知症支援ネットワーク事業	指摘②	認知症地域連携促進事業経費精算額調の金額の記載誤り
13	共に支える認知症支援ネットワーク事業	意見①	認知症サポート医地域支援強化研修事業実績報告書及び請求書の日付の誤り
16	認知症対策普及支援事業	指摘②	契約保証金の還付手続の遅延
17	青森県長寿社会振興センター運営費	指摘①	委託先が再委託する場合の書面による事前承認がない
17	青森県長寿社会振興センター運営費	意見①	運営事業契約書にもとづく適正な事業実績報告書の記載を指導すべき

事業 No.	事業名	指摘 意見	内容
21	産直発「地元の元気づくり」 応援事業	指摘①	消費税誤りにより補助金交付額が過少 になっている
21	産直発「地元の元気づくり」 応援事業	指摘②	産直関係者向けセミナーに係る実績報 告書の入手、成果の確認ができていない
22	農山漁村「地域経営」担い手 育成システム確立推進事業	指摘①	補助金交付決定に必要な協議会の総会 資料を入手していない
23	自主防災組織設立促進・スキ ルアップ事業	意見④	旅費の事務処理に関する内部統制上の リスクについて
28	あおもり型商店街買物サー ビス向上支援事業	指摘①	業務委託契約書の記載不備について上 長の承認時に発見できなかった

第4 契約、入札に関して改善すべき事項

委託先や物品調達先の選定に関して、随意契約になっていたり、指名競争入札になっているものがあるが、その根拠が不明瞭、あるいは起案文書への根拠の記載が不十分なものがあつた。

随意契約とする場合には、「その性質又は目的が競争入札に適しない（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）」ことを説明できるようにしておくことが必要であり、その根拠は具体的に文書化されている必要があると考える。従来からの契約事例から考えても、随意契約とすることが、合理的で妥当だと判断したとしても、今後は、改めて、きちんと理屈立てて、その根拠を明瞭に文書化することを徹底していただきたい。なぜならば、それが、随意契約を承認した上長の判断が適正であったことを事後的にも証明する資料となるからである。また、随意契約でない場合でも、公正性の確保は重要であり、疑念を持たれるような選定プロセスにならないよう配慮すべきである。

それら根拠資料が、次年度の担当者への引継ぎ時や、他の契約時の判断材料として役立つことになるはずであり、おそらく、今後、内部統制の評価を行う際にも、随意契約理由の文書化は重要なポイントになるはずである。

事業 No.	事業名	指摘 意見	内容
14	認知症介護実践者等養成事 業	意見①	随意契約の理由をより具体的に記載す べき
16	認知症対策普及支援事業	意見①	随意契約の理由をより具体的に記載す べき

事業 No.	事業名	指摘 意見	内容
25	消防団PR事業	意見①	企画提案審査における価格設定の公正性を確保すべき
36	人口移動統計高度利活用推進事業	意見①	随意契約とする理由に合理性が欠けている
38	大規模災害等防災力強化推進事業	意見③	物品調達における指名競争入札は極力避けるべき

第5 事業企画について改善すべき事項

その他、事業設計について改善すべき事項として、以下のような意見があった。

(No.15)認知症疾患医療センター運営事業や(No.24)女性の参画による防災力向上事業に関しては、事業設計をもっと精緻に企画することで、多額の予算未消化額を出さずに済んだ可能性があり、事業の実現可能性と事業単位の適正規模を十分に考慮すべきであると考えられる。(No.17)青森県長寿社会振興センター運営費の事例も委託先との契約内容として、人件費はどこまで負担すべきかについてあらかじめ明確にしておくべきという意味で、事業設計の精緻化の話であるが、いずれも、地方自治体の内部統制においては、予算統制が大きな役割を持っていることから、予算積算をする上で事業設計は、重要である。

また、委託先の臨時職員の人件費が、計画値の2倍以上に膨らんでいる事例((No.11)生活支援サービス拡充深化事業)についても、事前に、人件費の範囲とその集計の方法を明確に定めておくべきであるし、委託先の実施状況を日常的にモニタリングすることで牽制をかけることもできたのではないだろうか。

事業 No.	事業名	指摘 意見	内容
11	生活支援サービス拡充深化事業	意見②	生活支援コーディネーター実践研修の委託にかかる人件費について詳細に検証すべき
15	認知症疾患医療センター運営事業	意見②	事業の実態に応じた予算編成を行うべき
17	青森県長寿社会振興センター運営費	意見②	委託先の退職年金、退職共済の支払いに関する人件費負担の根拠を明確化すべき
24	女性の参画による防災力向上事業	意見①	事業単位・区分の適正化の検討が必要である

第6 内部統制の改善

(1) 地方自治体に求められる内部統制の概要

地方自治法の改正（地方自治法等の一部を改正する法律（平成29年法律第54号））に伴い、県においても令和2年度から内部統制制度がスタートする。具体的には、制度開始前までに、内部統制に関する方針を策定、公表して、その後令和2年度からは、内部統制制度の運用を開始し、その後、毎年1回以上、知事は内部統制評価報告書を作成し、監査委員の審査を付けて議会に提出するというサイクルが継続的に行われることになる。

総務省から出されている「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン（平成31年3月29日公表）」（以下、「内部統制ガイドライン」という。）によると、地方自治体の内部統制も民間企業で求められる内部統制と大きく変わることはなく、COSO フレームワーク（トレッドウェイ委員会支援組織委員会が米国で発表した、内部統制の基本的な枠組み）に沿った内容になっている。

以下、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」からの抜粋により、内部統制の概略を説明する。

【内部統制の定義】

内部統制とは、基本的に、①業務の効率的かつ効果的な遂行、②財務報告等の信頼性の確保、③業務に関わる法令等の遵守、④資産の保全の4つの目的が達成されないリスクを一定の水準以下に抑えることを確保するために、業務に組み込まれ、組織内の全ての者によって遂行されるプロセスをいい、①統制環境、②リスクの評価と対応、③統制活動、④情報と伝達、⑤モニタリング（監視活動）及び⑥ICT（情報通信技術）への対応の6つの基本的要素から構成される。

この定義を踏まえると、地方公共団体における内部統制とは、住民の福祉の増進を図ることを基本とする組織目的が達成されるよう、行政サービスの提供等の事務を執行する主体である長自らが、組織目的の達成を阻害する事務上の要因をリスクとして識別及び評価し、対応策を講じることで、事務の適正な執行を確保することであると考えられる。

(1) 内部統制の4つの目的

内部統制の目的は、以下の4つがあり、それぞれ固有の目的ではあるが、お互いに独立して存在するものではなく、相互に密接に関連している。すなわち、いずれか1つの目的を達成するために構築された内部統制であっても、他の目的のために構築された内部統制と共通の体制となる、あるいは、互いに補完し合う場合もある。

① 業務の効率的かつ効果的な遂行

業務の効率的かつ効果的な遂行とは、業務の目的の達成に向け、効率的かつ効果的にその業務を遂行することをいう。

地方公共団体においては、その事務を処理するに当たっては最少の経費で最大の効果を挙げるとともに、常にその組織及び運営の合理化に努める（法第2条第14項及び第15項）という法の趣旨を踏まえつつ、担当職員の個人的な経験や能力に過度に依存することなく、組織として一定の水準を保ちつつ滞りなく業務を遂行できるようにすることで、業務の目的達成を図ることが重要である。

② 財務報告等の信頼性の確保

財務報告等の信頼性の確保とは、組織の財務報告又は非財務報告に重要な影響を及ぼす可能性のある情報の信頼性を確保することをいう。

地方公共団体においては、予算・予算の説明書（法第211条）・決算（法第233条）等による財務報告は、議会や住民等が地方公共団体の活動の確認や監視をする上で極めて重要な情報を提供しており、その情報の信頼性を確保することは地方公共団体に対する社会的な信用の維持・向上に資することになる。また、財務報告だけでは地方公共団体の政策実績を十分に把握することは難しいため、非財務報告についても積極的に実施することが求められており、その情報の信頼性を確保することも重要である。

③ 業務に関わる法令等の遵守

業務に関わる法令等の遵守とは、業務に関わる法令その他の規範を遵守することをいう。

地方公共団体は法令に違反してその事務を処理してはならず（法第2条第16項）、公金を扱う主体である公務員に対しては、住民の信頼の基礎となる法令等の遵守についての要請が特に高い。したがって、法令等の遵守は、地方公共団体における内部統制において、着実に取り組むことが求められる。

④ 資産の保全

資産の保全とは、資産の取得、使用及び処分が正当な手続及び承認の下に行われるよう、資産の保全を図ることをいう。

資産には、有形の資産のほか、知的財産、住民に関する情報など無形の資産も含まれるが、地方公共団体においては、税を主な財源として取得された資産である財産（法第237条第1項）及び現金が不正に又は誤って取得、使用及び処分された場合、地方公共団体の財産的基盤や社会的信用に大きな損害や影響を与える可能性があるため、これらを防止するための体制を整備することが求められる。

（2）内部統制の6つの基本的要素

内部統制には、6つの基本的要素があり、これらは、内部統制の目的を達成するために必要とされる内部統制の構成部分をいい、内部統制の有効性の判断の規準となるものである。

① 統制環境

統制環境とは、組織文化を決定し、組織内の全ての者の統制に対する意識に影響を与えるとともに、他の基本的要素の基礎をなし、それぞれに影響を及ぼす基盤をいう。

統制環境は、組織が保有する価値基準及び組織の基本的な人事、職務の制度等を総称する概念であり、組織独自の意識や行動を規定し、組織内の者の内部統制に対する考え方に影響を与える最も重要な基本的要素である。

② リスクの評価と対応

リスクの評価と対応とは、組織目的の達成に影響を与える事象について、組織目的の達成を阻害する要因をリスクとして識別、分析及び評価し、当該リスクへの適切な対応を選択するプロセスをいう。

識別されたリスクは、全庁的な対応が必要となる全庁的リスクか、特定の業務に係る個別リスクかの分類、過去に経験したリスクか、未経験のリスクかといった観点から分類することになる。また、そのリスクについて、その発生可能性、影響の大きさ、そしてその質的量的重要性を分析した上で、その対応策を講じるべきリスクかどうか評価する。

次に、対応すべきリスクについては、評価されたリスクについて、その回避、低減、移転又は受容等、適切な対応を選択することになるが、おそらく、財務事務に関する執行リスクの多くは、リスクの低減、すなわち、リスクの発生可能性や影響を低くするため、新たな内部統制を設けるなどの対応を取るようになるものと思われる。

③ 統制活動

統制活動とは、長の命令及び指示が適切に実行されることを確保するために定める方針及び手続をいう。統制活動には、権限及び職責の付与、職務の分掌等の広範な方針及び手続が含まれる。このような方針及び手続は、業務のプロセスに組み込まれるべきものであり、組織内の全ての者において遂行されることにより機能するものである。

例えば、各担当者の権限及び職責の明確化と、職務分担により、それぞれの担当者間で適切に相互牽制を働かせることが考えられる。ただし、業務の効率的な遂行を著しく妨げる、あるいは責任の所在が不明確となるような過度な職務の細分化は避けるべきである。

④ 情報と伝達

情報と伝達とは、必要な情報が識別、把握及び処理され、組織内外及び関係者相互に正しく伝えられることを確保することをいう。組織内の全ての者が各々の職務の遂行に必要とする情報は、適時かつ適切に、識別、把握、処理及び伝達されなければならない。また、必要な情報が伝達されるだけでなく、それが受け手に正しく理解され、その情報を必要とする組織内の全ての者に共有されることが重要である。一般に、情報の識別、把握、処理及び伝達は、人的及び機械化された情報システムを通して行われる。

⑤ モニタリング

モニタリングとは、内部統制が有効に機能していることを継続的に評価するプロセスをいう。モニタリングにより、内部統制は常に監視、評価及び是正されることになる。モニタリングには、業務に組み込まれて実施される日常的モニタリング及び業務から独立した視点から実施される独立的評価がある。両者は個別に又は組み合わせて行われる場合がある。

⑥ ICT（情報通信技術）への対応

ICTへの対応とは、組織目的を達成するために予め適切な方針及び手続を定め、それを踏まえて、業務の実施において組織の内外のICTに対し適切に対応することをいう。

ICTへの対応は、内部統制の他の基本的要素と密接に関連するもので、必ずしも独立した要素というわけではないが、組織の業務内容がICTに大きく依存している場合や組織の情報通信システムがICTを高度に取り入れている場合等には、内部統制の目的を達成するために不可欠の要素として、内部統制の有効性に係る判断の規準となる。特に、地方公共団体においては、所得や住所、家族構成等をはじめとする個人情報や広範に有していることから、情報の漏えいや職員による不適切利用が生じた場合のリスクが大きいこと等を踏まえたアクセス権限の設定など、ICTに係る全般統制を検討する必要がある。

(2) 全庁的な体制の整備

内部統制ガイドラインでは、内部統制体制の整備を行う上で、内部統制に関する方針に基づき、全庁的な体制を整備しつつ、組織内のすべての部署において、リスクに対応するために規則・規定・マニュアル等を策定し、それらを実際の業務に適用することとしている。

全庁的な体制の整備としては、県においては、総務部行政経営管理課行政改革推進グループが担当部局として、出納局と総務部、オブザーバーとして監査委員事務局が参画して、内部統制の整備を進めているところであるとのことであった。

内部統制体制の整備にあたって、監査上感じた、全庁的に認識しておくべき事項を内部統制の6つの構成要素ごとにまとめると以下のとおりである。また、内部統制ガイドラインの（別紙1）として示されている「地方公共団体の全庁的な内部統制の評価の基本的考え方及び評価項目」という資料の評価項目に対応させて、関連する監査結果の説明を追加したので、参考にしていただきたい。

① 統制環境

公務員は、一般的に法令順守の意識が高く、真面目に仕事をしているというイメージがあり、監査人としてもその点は否定しないが、一方で、法令違反さえしていなければ、問題なしとする意識も強いように思える。第4部第2で示した、決算額が正しく集計されなくとも全く意に介さない姿勢はその最たるものであり、上長のチェックが形骸化しているケー

ス（第4部第3(No.5) 訪問看護推進対策事業、(No.28) あおもり型商店街買物サービス向上支援事業）などは、特に、形式的に書類が整っていれば責任を問われない風潮もあるのではないかと感じた。そのような無責任さを許容する組織文化になっていないか、統制環境を評価する際には、留意すべきである。

また、いわゆる付度があると統制環境は崩壊してしまうので、間違いも不都合なことも認められた上で、改善を目指す組織文化を構築すべきである。

② リスクの評価と対応

県としては、リスクの洗い出し作業とその評価作業を現在行っているとのことであるが、今回の監査で気になったリスクについては、(3)業務レベルのリスク対応策の整備でリスク評価シートに記載した。

リスクの評価においては、その発生可能性や重要性を検討する必要があるが、決算額の誤り(第4部第2)、随意契約の理由の説明(第4部第4(No.14) 認知症介護実践者等養成事業、(No.16) 認知症対策普及支援事業)は、監査人が、数年監査してきて、毎年のように生じている事象であり、全庁的なリスクであると考えている。

また、支払業務などでは、部課全員の査閲手続きが行われるが、回覧という意味ではなく、承認という意味ならば、不適切な支払リスクへの対応としては、過剰なチェックと思われる((No.13)共に支える認知症支援ネットワーク事業)。

③ 統制活動

各課での統制手続は、概ね指示に従って良好に実施されているものと認識したが、承認プロセスが、形式的になっているのではないかと懸念がある。

例えば、第4部第3で示した、事務手続きのミスについては、担当者のミスという説明がなされることが多く、なぜ、多くの査閲者がいる中で発見できなかったのかの説明は皆無である。相互チェックによる統制は、その承認チェックを行う側がしっかりと事情を把握しなければならぬのであって、担当者の注意力だけに責任を押し付けるべきではない。承認する側は、報告をうのみにするのではなく、確認作業をすべきである。同じ部署内でのチェック作業だと甘くなるというなら、異なる部署との相互牽制を取り入れるなどの対応も検討すべきであろう。

④ 情報と伝達

情報と伝達に関しては、今回の監査では、かなり問題があると認識された。

まず、信頼ある情報が作成される体制構築に関しては、決算額の正確性(第4部第2)には不備があり、その他、随意契約の理由説明(第4部第4)、完了検査結果の記載(第4部第3)、交付金の不用額の理由説明((No.22)農山漁村「地域経営」担い手育成システム確立推進事業)に関しては、情報が間違っているというより、ネガティブな内容を記載せず、定

型的な事なかれ主義的な記載になっていると懸念される。

また、伝達に関しては、決算額を正しく集計すべしという財政課からの指示が、各課に理解されないままになっていたり（第4部第2）、地方創生交付金のKPIの認識していない事例（No.33）「青森県型地域共生社会」地域機能強化推進モデル事業、（No.34）未来の地域づくり支援総合プロジェクト事業）があったりした。連絡をする、指示をするということで完結するのではなく、伝達については、その内容を相手が正しく理解して受け取っているかについても確認すべきである。

⑤ モニタリング

今回の監査上、モニタリングに関する具体的問題点は、発見できなかったが、数年間、県の包括外部監査を担当して感じるのは、上長の日常的なモニタリングがあまりなされていないのではないかということである。今回の監査でいえば、未実施の事業が多かったり、市町村との連携が乏しい状況は、上長のモニタリングでだいぶ改善すると思われる。

⑥ ICTへの対応

今回の監査においては、ICTに関する検討をしなかったため、特にコメントすることはない。

(別紙1) 地方公共団体の全庁的な内部統制の評価の基本的考え方及び評価項目			
要素	基本的な考え方	評価項目	監査の結果より関連する事項の説明
統制環境	1 長は、誠実性と倫理観に対する姿勢を表明しているか。	1-1 長は、地方公共団体が事務を適正に管理及び執行する上で、誠実性と倫理観が重要であることを、自らの指示、行動及び態度で示しているか。 1-2 長は、自らが組織に求める誠実性と倫理観を職員の行動及び意思決定の指針となる具体的な行動基準等として定め、職員及び外部委託先、並びに、住民等の理解を促進しているか。 1-3 長は、行動基準等の遵守状況に係る評価プロセスを定め、職員等が逸脱した場合には、適時にそれを把握し、適切に是正措置を講じているか。	
	2 長は、内部統制の目的を達成するに当たり、組織構造、報告経路および適切な権限と責任を確立しているか。	2-1 長は、内部統制の目的を達成するために適切な組織構造について検討を行っているか。 2-2 長は、内部統制の目的を達成するため、職員、部署及び各種の会議体等について、それぞれの役割、責任及び権限を明確に設定し、適時に見直しを図っているか。	上長（責任者）による承認が機能していないケースがあり、責任感の欠如に留意する必要がある（No. 5意見①、No. 28指摘①）。
	3 長は、内部統制の目的を達成するに当たり、適切な人事管理及び教育研修を行っているか。	3-1 長は、内部統制の目的を達成するために、必要な能力を有する人材を確保及び配置し、適切な指導や研修等により能力を引き出すことを支援しているか。 3-2 長は、職員等の内部統制に対する責任の履行について、人事評価等により動機付けを図るとともに、逸脱行為に対する適時かつ適切な対応を行っているか。	消費税に関する手続きの趣旨目的の理解については研修する必要がある（No. 5指摘①、No. 8指摘①、No. 21指摘①）。
リスクの評価と対応	4 組織は、内部統制の目的に係るリスクの評価と対応ができるように、十分な明確さを備えた目標を明示し、リスク評価と対応のプロセスを明確にしているか。	4-1 組織は、個々の業務に係るリスクを識別し、評価と対応を行うため、業務の目的及び業務に配分することのできる人員等の資源について検討を行い、明確に示しているか。 4-2 組織は、リスクの評価と対応のプロセスを明示するとともに、それによってリスクの評価と対応が行われることを確保しているか。	
	5 組織は、内部統制の目的に係るリスクについて、それを識別し、分類し、分析し、評価するとともに、評価結果に基づいて、必要に応じた対応をとっているか。	5-1 組織は、各部署において、当該部署における内部統制に係るリスクの識別を網羅的に行っているか。 5-2 組織は、識別されたリスクについて、以下のプロセスを実施しているか。 1) リスクが過去に経験したものであるか否か、全庁的なものであるか否かを分類する 2) リスクを質的及び量的（発生可能性と影響度）な重要性によって分析する 3) リスクに対していかなる対応策をとるかの評価を行う 4) リスクの対応策を具体的に特定し、内部統制を整備する 5-3 組織は、リスク対応策の特定に当たって、費用対効果を勘案し、適切な対応策をとっていないか検討するとともに、事後的に、その対応策の適切性を検討しているか。	果としては、現在作業中とのことであった。今回の監査で気になったリスクについては、(別紙2) リスク評価シート例に記載した。1) について、決算額の誤り、随意契約の理由の説明については、従来から発生しており、全庁的なリスクである（第4部第2、第4）。
	6 組織は、内部統制の目的に係るリスクの評価と対応のプロセスにおいて、当該組織に生じうる不正の可能性について検討しているか。	6-1 組織において、自らの地方公共団体において過去に生じた不正及び他の団体等において問題となった不正等が生じる可能性について検討し、不正に対する適切な防止策を策定するとともに、不正を適時に発見し、適切な事後対応策をとるための体制の整備を図っているか。	支払業務などでは、部課全員の査閲手続きが行われるが、回覧という意味ではなく、承認という意味ならば、過剰なチェックと思われる（No. 13意見①）。
	7 組織は、リスクの評価及び対応において、決定された対応策について、各部署における状況に応じた具体的な内部統制の実施とその結果の把握を行っているか。	7-1 組織は、リスクの評価と対応において決定された対応策について、各部署において、実際に指示通りに実施されているか。 7-2 組織は、各職員の業務遂行能力及び各部署の資源等を踏まえ、統制活動についてその水準を含め適切に管理しているか。	各課での統制手続は、概ね指示に従って良好に実施されているものと認識した。
	8 組織は、権限と責任の明確化、職務の分離、適時かつ適切な承認、業務の結果の検討等についての方針及び手続を明示し適切に実施しているか。	8-1 組織は、内部統制の目的に応じて、以下の事項を適切に行っているか。 1) 権限と責任の明確化 2) 職務の分離 3) 適時かつ適切な承認 4) 業務の結果の検討 8-2 組織は、内部統制に係るリスク対応策の実施結果について、担当者による報告を求め、事後的な評価及び必要に応じた是正措置を行っているか。	4) について、完了検査は、形式的になっているおそれがある（No. 5意見①、No. 28指摘①）。
	9 組織は、内部統制の目的に係る信頼性のある十分な情報を作成しているか。	9-1 組織は、必要な情報について、信頼ある情報が作成される体制を構築しているか。 9-2 組織は、必要な情報について、費用対効果を踏まえつつ、外部からの情報を活用することを図っているか。 9-3 組織は、住民の情報を含む、個人情報等について、適切に管理を行っているか。	決算額の正確性には不備がある（第4部第2）。その他、随意契約の理由説明（No. 14意見①、No. 16意見①）、完了検査結果の記載（No. 5指摘③、No. 28指摘①）、交付金の不用額の理由説明（No. 22意見②）などに関しては、真実の情報というより、ネガティブな内容を記載せず、形式的になっていると懸念される。
情報と伝達	10 組織は、組織内外の情報について、その入手必要とする部署への伝達及び適切な管理の方針と手続を定めて実施しているか。	10-1 組織は、作成された情報及び外部から入手した情報が、それらが必要とする部署及び職員に適時かつ適切に伝達されるような体制を構築しているか。 10-2 組織は、組織内における情報提供及び組織外からの情報提供に対して、かかる情報が適時かつ適切に利用される体制を構築するとともに、当該情報提供をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制を構築しているか。	伝達については、その内容を相手が正しく理解して受け取っているかについても確認すべきである。交付金申請上のKPIを理解していない事例があった（No. 33意見②、No. 34意見②）。
	11 組織は、内部統制の基本的要素が存在し、機能していることを確かめるために、日常的モニタリングおよび独立の評価を行っているか。	11-1 組織は、内部統制の整備及び運用に関して、組織の状況に応じたバランスの考慮の下で、日常的モニタリングおよび独立の評価を実施するとともに、それに基づき内部統制の是正及び改善等を実施しているか。 11-2 モニタリング又は監査委員等の指摘により発見された内部統制の不備について、適時に是正及び改善の責任を負う職員へ伝達され、その対応状況が把握され、モニタリング部署又は監査委員等に結果が報告されているか。	
ICTへの対応	12 組織は、内部統制の目的に係るICT環境への対応を検討するとともに、ICTを利用している場合には、ICTの利用の適切性を検討するとともに、ICTの統制を行っているか。	12-1 組織は、組織を取り巻くICT環境に関して、いかなる対応を図るかについての方針及び手続を定めているか。 12-2 内部統制の目的のために、当該組織における必要かつ十分なICTの程度を検討した上で、適切な利用を図っているか。 12-3 組織は、ICTの全般統制として、システムの保守及び運用の管理、システムへのアクセス管理並びにシステムに関する外部業者との契約管理を行っているか。 12-4 組織は、ICTの業務処理統制として、入力される情報の網羅性や正確性を確保する統制、エラーが生じた場合の修正等の統制、マスター・データの保持管理等に関する体制を構築しているか。	

(3) 業務レベルのリスク対応策の整備

内部統制の整備にあたっては、まず、リスクを認識し、評価することが必要になるが、監査の結果に記載されている指摘や意見の多くは、具体的なリスクの認識に参考になる事項である。

内部統制ガイドラインの(別紙3)として示されている「財務に関する事務についてのリスク例」の具体例の欄に、今回の監査で認識されたリスクを加えてみたところ、以下のようになった。また、同じく内部統制ガイドラインの(別紙2)として示されている「リスク評価シート例」に沿って、特に、監査をしていて、県が認識すべき全庁的なリスクとして感じた点(監査をしていてリスクの認識が薄いのではないかと感じた点)を一部抽出して、整理してみた。これらは、監査人の主観に基づくものであり、影響度、発生可能性などは、論理的に導かれたものではないので、あくまでリスク評価の参考として見ていただきたい。

(別紙3)財務に関する事務についてのリスク例(太字部分が、今回の監査で認識したリスクである)

No.	目的	分類	リスク	具体例
1	業務の効率的かつ効果的な遂行	プロセス	不十分な引継ぎ	人事異動や担当者の不在時の事務引継ぎが十分に行われないうことにより業務が停滞する。 ・契約保証金の還付遅れは、不十分な引継ぎによるものではないか(No. 16 指摘②) ・KPI 指標の意識が薄いのは、前任の担当者からの引継ぎが不十分だったのではないだろうか(No. 33 意見②、No. 34 意見②)。
2			説明責任の欠如	担当事務が法令等に基づき適切に執行されていることを、相手方に納得できるように説明できない。 ・随意契約となる理由の説明が不十分ではないか(No. 14 意見①、No. 16 意見①)。
3			進捗管理の未実施	業務の実行過程において、業務の進捗状況を管理していない。 ・未実施の事業(No.38 意見①②)が生じているのは、進捗管理ができていないからではないか。
4			情報の隠ぺい	長の判断を仰ぐべき問題に関して、担当者が情報を上司に隠したために、問題が拡大する。
5			業務上の出力ミス	申請内容と異なる証明書をシステムに出力指示する。
6			郵送時の手続きミス	公印を押さずに書類を郵送する。
7			郵送時の相手先誤り	職員の不手際により、郵便物を大量に誤送する。
8			意思決定プロセスの無視	新規業務を始める際に、業務の開始に関する意思決定プロセスを無視する。
9			事前調査の未実施	新規業務を始める際に、市場調査等の事前調査を実施しない。 ・補助金の利用が少ない、あるいは、研修や検討会議の参加者が少ないのは、ニーズと実行可能性の事前調査が不十分だったのではないか(第4部第1(1))。

10		職員間トラブル	職員間において、担当業務を押しつけ合う。
11		委託業者トラブル	業者に委託した内容が、適切に履行されない。 ・トラブルにはなっていないが、委託先が仕様書に定められた業務を十分に実施していないケースがあった(No.5指摘③)。
12	ICT 管理	システムダウン	コンピュータシステムがダウンする。
13		コンピュータウイルス感染	コンピュータシステムがウイルスに感染する。
14		ブラックボックス化	エラー内容が専門的であり詳細な内容を把握できない。メンテナンス経費の積算が妥当であるか判断できない。
15		ホームページへの不正書込	ホームページに不正な書き込みをされる。
16	予算執行	予算消化のための経費支出	予算に剰余が生じた場合でも、経費を使い切る。
17		不適切な契約内容による業務委託	不適切な契約・入札条件を設定して業務を委託する。 ・物品の調達に指名競争入札は避けるべきではないか(No.38 意見③)。また、随意契約の理由が合理性を欠いているのではないか(No.36 意見①)。
18	事件	不正要求	介護ワーカーの不正請求を見過ごす。
19		不当要求	不当な圧力に屈し、要求に応じる。
20	書類・情報の管理	書類の偽造	職員が申請書類を偽造し、減免処理を意図的に改ざんする。 ・意図的ではないにせよ、結果的に、交付金の不用額の原因説明が不正確であった(No. 22 意見②)。
21		書類の隠ぺい	意図的に課税資料を隠ぺいする。
22		証明書の発行時における人違い	申請者を誤って証明書を発行する。
23		証明書の発行種類の誤り	申請内容と異なる証明書を発行する。
24		なりすまし	申請資格のない者に申請資格を与えてしまう。
25		個人情報の漏えい・紛失	職員が住民の個人情報等の非公開情報を取得し、外部に漏えいする。
26		機密情報の漏えい・紛失	職員が業者と結託して、入札の際に特定の業者に有利に働くような情報を漏えいする。
27		不正アクセス	コンピュータシステムが外部から不正アクセスを受ける。
28		ソフトの不正使用・コピー	ソフトウェアのライセンスを一部しか取得せずに、組織的な経費節減のために意図的にソフトウェアの違法コピーをする。職員等が職場の PC において、個人使用目的でソフトウェアを不正にコピーする。
29		違法建築物の放置	建築確認等の手続きを怠って違法建築をされた建物を放置する。
30	予算執行	勤務時間の過大報告	勤務時間報告を過大に報告する。
31		カラ出張	カラ出張をする。
32		不必要な出張の実施	業務上不必要な出張により経費支出を行う。
33	契約・経理関係	収賄	外部業者との契約の際に、業者担当者から賄賂の申し出を受ける。
34		横領	現金を意図的に横領する。
35		契約金額と相違する支払	契約と異なる金額を支払う。 ・補助金交付額が過少になっている(No. 21 指摘①)。 ・委託先の経費の実費精算時の消費税の扱いによっては過払いとなりうる事例がある(No. 5 指摘①)。
36		不適切な価格での契約	不適切な価格での契約を受け入れる。
37	過大計上	過大徴収	証明書の発行手数料を過大に徴収する。
38	架空計上	架空受入	委託業者からの納品に関して、架空の受入処理を行う。
39	過少計上	過少徴収	証明書の発行手数料を過少に徴収する。

40	財務報告等の信頼性の確保	計上漏れ	検収漏れ	委託業者からの納品に関して、検収印を押し忘れる。
41		不正確な金額による計上	財務データ改ざん	意図的に財務データを改ざん処理する。 ・決算額の記載金額に誤りがある（第4部第2）。
42			支払誤り	経費の支払に際して、相手先からの請求額よりも過大に支払う。 ・旅費の事務処理で旅行経路、出張経路の確認がおろそかにならないか（No. 23 意見④）
43			過大入力	収入金額よりも過大な金額を財務会計システムに入力する。
44			過少入力	収入金額よりも過少な金額を財務会計システムに入力する。
45		二重計上	システムによる計算の誤り	給与システムにおける給与及び源泉徴収控除等の計算を誤る。
46			データの二重入力	財務会計システムにデータを二重入力する。
47		分類誤りによる計上	二重の納品処理	委託業者からの納品に関して、二重に受入処理を行う。
48			受入内容のミス	委託業者からの納品に関して、受入内容(品目・価額等)を誤る。
49			システムへの科目入力ミス	財務会計システムへの入力時に、使用する科目を誤る。 ・事業間、科目間での費用の付け替えがある（第4部第2）。
50		科目の不正変更	財務会計システムへの入力時に、使用する科目を意図的に変更する。 ・事業間、科目間での費用の付け替えがある（第4部第2）。	
51	資産の保全	資産管理	不十分な資産管理	資産が適切に把握されていない。備品購入時において、発注内容と異なる物品を収納する。
52			固定資産の非有効活用	把握しているホール等の公共施設、空き地、官舎等が有効利用されていない又は処分すべき資産を処分しない。
53			無形固定資産の不適切な管理	ソフトウェアの有効期限を適切に管理していない。
54			不適切な不用決定	本来継続使用可能な備品を不用決定する。
55		耐震基準不足	施設に必要な耐震基準を満たしていない。	
56		現金の紛失	現金を紛失する。	
57		二重計上	二重記録	二重に廃棄又は売却処理を記録する。
58			二重発注	備品を二重に発注する。
59		不正確な金額による計上	発注価額の誤り	実際の価額よりも過大な金額で発注する
60			固定資産の処分金額の誤り	固定資産の処分金額を誤る。
61	計上漏れ	固定資産の処分処理の漏れ	固定資産の除売却・貸与処理を漏らす。	
62		固定資産の登録処理の漏れ	固定資産の登録を漏らす。	

(別紙2) リスク評価シート例

リスクNo.	課室名・部局名	目的	分類	リスクの内容					
				(3・2・1) 影響度	理由	(3・2・1) 発生可能性	理由	質(大・小) 的重要性	理由
1	防災危機管理課	業務の効果的・効率的な遂行	業務実施プロセス	計画された事業が実施されない (No.38大規模災害等防災力強化推進事業:整備計画の策定、広域防災拠点の検討作業)					
			3	実施されないことにより、予定されていた効果発現がなくなるので、特にいつ発生するかかわからない災害対応においては、重大である。	3	39の監査対象事業中9事業において、未実施あるいは実施件数の不足が認められたので、発生可能性は高いと考える。	大	待ったなしの人口減少・高齢化対策の事業において、取組の遅れ、事業の先送りは重大である。	事業企画段階で実行可能性を吟味すること。予算が確保出来たら、それで終わりではなく、実施状況について進捗管理をする。予定通りに行われない場合や予算が足りない場合などは、事業の変更の承認をもらう。
2	健康福祉部 医療業務課	財務報告等の信頼性の確保	経理関係	決算額が間違っている (No.9ドクターヘリ運航事業:予算超過による他事業への経費振替がある)					
			1	付け替え額は、少額であることが多い。	3	39の監査対象事業中13事業において、決算額が正しく計上されていない事例が認められたので、発生可能性は高いと考える。	小(大)	県の考え:同じ節であれば、事業間で決算の付け替えをしても法令違反ではない。 (監査人としては、事業ごとの決算額が正しく集計されなければ、事業の費用対効果の分析など事業評価ができなくなるので、質的には重要なリスクだと考えている。)	県の考え:リスクを受容する。 (監査人としては、新たな内部統制ルールを設けて、リスクの低減を図るべきだと考えている。決算額の入力作業担当者の他に、そのチェックをする担当者を置く。また、決算額はその事業ごとに集計するというルールを周知徹底させるとともに、費用按分のルールなども定め、担当者が変わっても同一の処理になるよう規定を整備する。)
3	企画政策部 統計分析課	業務に関わる法令等の遵守	契約関係	委託先選定が不公正になる (No.36人口移動統計高度活用推進事業:随意契約とする理由に合理性が欠けている)					
			3	その性質又は目的が競争入札に適さない場合で、随意契約となる場合、多額の契約になっていることも多い。	1	結果的に、明らかな不正であった例は、監査対象事業において確認できなかったため、発生可能性は低いと考える。	大	業者選定時の不正は、重大な法令違反となり、社会的信頼を失う大きな影響がある。	随意契約の理由を起案書に論理的かつ詳細に記入する。上長の承認コメントも付す。
4	資産の保全			認識されたリスクはなかった					

リスク No. 2 の決算額が間違っているというリスクに関し、県としては、現状の費用の付

け替えのレベルは大きなリスクとは考えていないかもしれない。しかし、従来は、決算書は議会が予算の執行状況について確認するための書類、すなわち、予算統制の確認のための決算書という性格が強かったと思われるが、これからは決算統制そのものの考えが重要と考えられる。

そうだとすると、内部統制の観点から整理すれば、財務報告等の信頼性の確保が図られないというのは大きな問題となる。現状のままでは、決算数字の入力に関するチェックの手続きがないという「統制活動」に不備があるのはもちろんのこと、指示伝達がうまくできず、正確な情報を作成できていないという点で、「情報と伝達」の要素に不備があり、なにより、改善指示があっても守らない、法令に違反しなければ改善しようとしらないという組織の感覚は、「統制環境」に重大な欠陥があるといえる。

また、現状では、部署によって、複数の事業にまたがって支出された経費の振り分けや按分の仕方が定まっていないようであり、内部統制の整備を機に、全庁的なルールを明確にし、人事異動で担当職員が変わっても、同じ処理になるように整えていくべきである。

また、リスク No. 3 の委託先選定が不公正になるリスクに関して、契約関係の公正性の確保は重要で、随意契約の理由説明が文書化されないと、庁内での確認、承認プロセスにおいて説得力に欠けると思われるが、これに関し、従前からの上司の確認、チェックはどのようなスタンスになっていたのかを検証し、内部統制上、内輪の論理でなく、外部（県民）に対して説明のつくものなのかという観点から、今後は、チェック・牽制をかけていくべきである。

内部統制の構築検証作業においては、文書化の作業が大事になってくるが、同時にそれは、非常に労力のかかる作業となるので、優先順位を付けて、一つ一つ解決していったらいい。

(4) 具体的なリスク対応策の検討

① リスクの識別時には、目的を意識する

地方公共団体における内部統制とは、住民の福祉の増進を図ることを基本とする組織目的が達成されるよう、行政サービスの提供等の事務を執行する主体である長自らが、組織目的の達成を阻害する事務上の要因をリスクとして識別及び評価し、対応策を講じることで、事務の適正な執行を確保すること。という定義から、自治体の内部統制を考えるうえでのリスクは、「住民の福祉の増進を図るといふ組織目的を阻害する要因」ということになる。すなわち、現在行っている業務について、何が起きたら住民の福祉の増進という目的が達成できないだろうか、という意識を持つことが大事である。

例えば、財務事務のリスクの範疇ではないのかもしれないが、(No.10) 災害医療コーディネート体制強化事業の目的は、「災害時に重要な役割を担う災害医療コーディネーターの資質を向上させるために研修を開催すること」であるので、認識すべきリスクは、「研修が開催されないこと」ではなく、「災害医療コーディネーターが能力不足で災害時に機能しないこと」である。従って、研修は開催されてはいるが、主役である災害医療コーディネーター

の参加が、毎年著しく低い状況が続いている状況は、リスクに対応していないことになる。研修の開催という表面的なことだけをして、目的を意識しないで事業を漫然とやることのないよう留意しなければならない。

② 業務効率の向上を考える

監査の際には、支出負担行為伺、支出命令票、復命書などのハンコのたくさん押された書類を検査することになるが、時折、果たして本当にこれだけのハンコが必要なのかと疑問に思う場合もある。県の方にお聞きすると、規則で定められている必要なハンコであり、特に改善すべきとは考えていないようである。

例えば、旅費精算においては、復命書には担当者が属するグループ全員のハンコが押され、旅費システムの入力内容のチェックもグループマネージャー、総務担当職員、総務担当グループマネージャーとで行っている。これは、間違った旅費支給をしてはいけないということ認識して行っている統制手続きだと思われる。しかし、出張に行った後の「支払のチェック」には、何重ものチェック作業がなされるが、出張前の「出張に行って良いかのチェック」は、1回の上司の承認だけというのは、バランスが悪いと思われる。すなわち、出張旅費の支払いミスを懸命に防止したとしても、その出張そのものが、無駄な出張なら、支出の事務手続きが適正に行われているとしても、無駄遣いを防止できないのである。

今回の地方自治体への内部統制制度の導入の際には、業務の有効性と効率性が重視されるという意見が、専門家からは多く出ている。それは、公務員の発想として、コンプライアンスのみを意識する、あるいは合規性のみを重視するという傾向が容易に想像できるからだと思う。現状のままの統制手続きが、有効で効率的であるならば、継続しても良いと思われるが、むしろ、現状の支出手続きの内部統制に関して、その支出が意味ある支出なのか、効果的なものなのかの検証を入れることの方が重要ではないかと思われる。

③ 正直に報告し合える組織文化の醸成に期待する

今回の監査対象事業のうち10の事業で地方創生推進交付金を利用しているが、その交付金申請上の3つの事業の評価は、全て「総合戦略のKPI達成に有効であった」となっており、また不用額の理由には「事業の効率的執行等により、経費圧縮に務めたもの」との記載がある。すなわち、これだけ見れば、地域共生社会の取組は順調に進んでいて、何の問題もありませんという解釈になる。しかし、実態は実施すべき事業が実施されず、順調とは言い難い状況もあった。今のままでは、問題点が問題点として表れず、国としても、県や市町村からは順調に進捗しているという報告しかないなら、何の指示も助言もしないだろう。県と市町村との関係においても、現場に近い市町村が取組を進めたいけれどもやれていない状況があって、困っているのが実態なのだとなれば、県としては、もっと助け舟を出してあげることが、青森県型地域共生社会の「我が事」「丸ごと」理念に合致すると考える。

今回の監査においては、人口減少が進みながら高齢者割合が増えるという現実に関して

の危機意識がまだ乏しく、地域共生社会の実現に向けた取組は、正直、盛り上がっていないように感じた。連携する市町村の反応も薄く、特に人口減少が厳しい町や村のレベルではもっと深刻になるべきだと思われた。しかし、これは、もしかしたら、市町村からは、深刻な状況、問題だらけの状況が県に対して発信できてないだけなのではないだろうか。役所にありがちな、とかく、組織の保身に走り、「不都合な真実」を表に出したがるらないのは、結果的に、住民の福祉にこたえるという組織の究極の目的のためにならないはずである。

また、縦割り組織の弊害として、他部署のことに無関心になり、口を出さないということが挙げられる。情報の共有においても、ハンコを押した正式な文書をやり取りしないといけない組織より、口頭で連絡できる雰囲気のある組織の方が、情報の伝達はスムーズである。会議を開く、議事録を作る、連絡指示文書を作ることも、正確な数字、日程、役割分担、承認の確認には大事だが、趣旨、目的の共有、感想や意見の交換、うまくいっていないこと、問題点の共有には、普段のコミュニケーションが大事であるということも忘れてはならない。その意味でも他部署には口を出さないという縦割りの組織の弊害を打ち破ることが大切になると思われ、そのためには部署横断的な取組をどんどん行っていくべきである。

今後、内部統制を整備運用していく上で、現状のような統制環境は、まだまだ改善の余地があると考えられ、正直に報告し合える組織文化の醸成に期待する。

(5) まとめ（地域共生社会と内部統制の共通点）

今回、監査を始める際に、監査委員との意見交換の場を設けていただくことができた。そこでの話の中心は、この内部統制制度の導入に関してであり、代表監査委員は、内部統制の整備に関し、非常に積極的に話をされていた。県の監査委員が、内部統制制度に関心が高いということは、とても心強いことである。

おそらく、県では、既に一通りのリスクの認識と評価を終え、新年度に入れば、内部統制の評価が始まると思われるが、その内容は、監査委員に報告されることになる。当初は、不備事項も多いと思われるが、是非、これを機に、正直に「体裁の悪いこと」「不都合なこと」を洗いざらい報告していただきたいと思う。監査委員もきっと正しく受け止めて、厳しく審査されると思われる。

地域共生社会の理念として、二つの転換、「公的支援の縦割りから丸ごとへの転換」と「我が事・丸ごとの地域づくりを育む仕組みへの転換」があるが、この「何でも国（や地方自治体）がお金を出してやれなくなってきたので、みんなが助け合いながら社会を維持していきましょう。」という概念は、内部統制においても同じで、「潤沢な人的資源があって、同じ部署の中で何重ものチェック体制を構築してエラーを起こさないようにするということはできなくなるのだから、相互牽制によりチェックをして効率化しましょう。」ということであり、共通点がある。他部署の事には口を出さないという縦割りの意識ではなく、部署をまたいだ連携、すなわち「我が事」の意識でチェックを図るのである。

ちなみに、今回の内部統制の導入のきっかけになった平成 28 年 3 月に第 31 次地方制度

調査会から出された答申は、「**人口減少社会に的確に対応する**地方行政体制及びガバナンスのあり方に関する答申」である。地域共生社会を考えることは、内部統制を考えることに似ている。

第5部 個別事業に関する監査の結果及び意見

第1 保健・医療・福祉体制の充実に関する事業

(1) 「青森県型地域共生社会」実現に向けた保健・医療・福祉機能強化支援事業 【健康福祉部健康福祉政策課】

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

青森県型地域共生社会の実現に向けて、市町村が包括的支援体制を構築できるよう、市町村等の危機意識醸成のための支援会議の開催及び、体制構築に必要な多職種をつなぐ「人財」育成のためのファシリテーション技術研修の実施により、市町村における保健・医療・福祉機能の強化を促すことを目的としている。

(2) 事業の内容

- ① 「青森県型地域共生社会」実現に向けた保健・医療・福祉機能強化支援会議
 - ・市町村支援会議の開催（健康福祉政策課）
 - ・各圏域における市町村支援体制の構築（地域健康福祉部）
- ② 「青森県型地域共生社会」を構築する地域福祉人財育成研修会

2. 事業の形態

本事業の取組の一部は、国庫補助事業であり、国の「地方創生推進交付金」の対象事業である。対象経費の1/2は国が負担する。また、その他の取組の一部は、「地域医療介護総合確保基金」を財源としている。基金の造成においては、国が2/3、県が1/3を負担している。

3. 事業の実施期間

平成30年度から令和元年度までの継続事業として行っている。

4. 事業の成果指標と達成度合い

「青森県型地域共生社会」を構築する地域福祉人財育成研修会

	計画（*1）	実績
研修回数	6回（2日間×6圏域）	3回（1日間×3圏域）
研修参加者数	120名（20名×6圏域）	144名（3圏域合計）

（*1）「平成30年度医療介護総合確保法に基づく県計画」（平成31年2月）におけるアウトプット指標

5. 事業費の予算と実績額

(1) 当初予算額と実績額

(単位：千円)

	平成 30 年度	備考
当初予算	6,250	
実績	2,798	
国庫支出金	346	地方創生推進交付金
繰入金	1,157	地域医療介護総合確保基金
一般財源	1,295	

(2) 平成 30 年度決算額の内訳

(単位：千円)

節	平成 30 年度決算額	主な内容
報償費	308	フォーラム、研修講師に対する報償
旅費	1,603	会議・研修会参加旅費
需用費	194	消耗品費
役務費	105	通信運搬費
使用料及び賃借料	587	フォーラム、研修に関する会場費等
合計	2,798	

6. 監査結果及び意見

(意見①)事業の評価がまとめられていない

当初予算に対して決算額は半分にも満たないが、その主たる原因は、計画していた会議・研修の回数と比べて、実際に開催した会議・研修等の絶対数が不足していることにある。

会議・研修の回数が計画に満たなかった原因は、担当者に対するヒアリングによれば、講師の都合等とのことであったが、参加が予定されている市町村の担当者の意識が十分に醸成されていないことも背景にあるように推察される。必ずしも十分に分析されていない印象であるが、原因を総括した文書も作成されていないとのことであった。

事業が計画どおりに実施されていない場合にその原因を評価することは、次年度以降の事業実施にとって有用であり、事業全体を総括して記録しておくことが望ましい。

(2)多機関の協働による包括的支援体制構築モデル事業

【健康福祉部健康福祉政策課】

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

福祉ニーズの多様化・複雑化を踏まえ、単独の相談機関では十分に対応できない、いわゆる「制度の狭間」の課題の解決を図るため、相談者本人または世帯全体が抱える複合的な課題を的確に把握し、これらに対応した包括的な支援を受けることができるよう、地域において、多分野・多機関にわたる相談支援機関等の連携体制の構築及びボランティアの活動などにより、地域に不足する社会資源の創出を図るための取り組みをモデル的に実施することを通じて、複合的な課題を抱える者の自立の促進を図ることを目的とした事業である。

あわせて、住民が主体的に地域課題を把握し解決できる体制と、地域の支援機関が包括的に課題を受け止める体制の整備を図っている。

(2) 事業の内容

モデル地域に「包括化相談支援センター」を設置し、センターに配置する相談支援包括化推進員が関係機関に必要な支援を調整するとともに、地域住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりを支援するため、次の事業を実施する。

①包括化相談支援センターの運営

②地域力強化推進事業の実施

2. 事業の形態

本事業は、国庫補助事業であり、国の「生活困窮者就労準備支援事業費等補助金」の対象事業である。対象経費の3/4は国が負担する。

3. 事業の実施期間

平成29年度から平成30年度までの継続事業として行っている。

4. 事業の成果指標と達成度合い

成果指標は特に設けていない。

5. 事業費の予算と実績額

(1) 当初予算額と実績額

(単位：千円)

	平成29年度	平成30年度	備考
当初予算	14,548	26,507	

実績	8,794	25,808	
国庫支出金	10,929	19,693	
一般財源	△2,134	6,115	

(2) 平成 30 年度決算額の内訳

(単位：千円)

節	平成 30 年度決算額	主な内容
旅費	88	会議・研修会参加旅費
需用費	6	コピー代
委託料	25,714	県社会福祉協議会への委託費
合計	25,808	

6. 監査結果及び意見

(指摘事項①)歳入の決算額（国庫支出金及び一般財源）に誤りがある

事業ごとの決算節別集計表において、国庫支出金の決算額は正しくは交付決定額である（19,880 千円）となるべきだったが、実際には誤った数値（19,693 千円）が決算額とされており、過少計上（187 千円）されている。歳出額総額には誤りがないため、歳出額から国庫支出金を差し引いた一般財源は同額（187 千円）過大計上されていることになる。

なお、「生活困窮者就労準備支援事業費等補助金」の対象事業は当事業の他にもあるが、補助対象事業全体の決算額と、補助金全体の交付決定額は一致しており、社会福祉総務費（目名）全体としての決算額（国庫支出金及び一般財源）には誤りがない。あくまで、事業ごとの歳入にのみ誤りがある。

現状では、決算額は、各課の予算担当が入力するが、県としてそれをチェックするルールは特に定められていない。担当者の意識としては、予算担当が入力した内容を事業担当がチェックすることができれば望ましいという意識が共有されている程度であり、ルール化されているわけではない。決算の重要性に鑑みれば内部統制の整備状況に重要な不備があるといえる。

県においては、決算額の誤りを防止又は適時に発見するための内部統制を構築すべく、速やかに是正措置を実施する必要がある。

(意見①)国の補助金交付決定時期が遅い件について

県は委託先と平成 30 年 4 月 1 日付で委託契約書を締結しており、委託先は同日より事業を開始している。ところが財源の 3/4 を占める国庫補助金の交付決定は、平成 31 年 3 月 4 日付で通知されており、ほぼ事業期間の終了を目前に控えた時期となっている。

また、補助金の交付要綱によれば、基準額は「厚生労働大臣が必要と認めた額」となっており裁量の余地があるため、交付申請した自治体にとっては、交付決定がなされるまで

期間において財源が確保されているかどうか未確定のまま事業を実施する状況となっている。

社会福祉法の定め（第 106 条の 3）によれば、本事業は本来市町村が主体となり実施することが努力義務とされている。県の役割は、単独市町村で困難な支援体制整備や市町村間の情報共有の場づくりと技術的支援であり、なかなか進まない市町村の取り組みを後方から支援することにある。

しかし、国の補助金の交付決定の遅さやそれに起因する財源確保のリスクを考えれば、市町村がこの取組に積極的でないのも当然と言える。

国において、補助金の円滑な交付決定事務が行われる必要がある。

(3)保健・医療・福祉包括ケアシステム推進組織運営事業 【健康福祉部健康福祉政策課】

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

近年の少子・高齢化の進行、疾病構造の変化等により複雑・多様化する県民の保健・医療・福祉ニーズに、的確に対応することが求められていることから、「保健・医療・福祉包括ケア」を提供する仕組みである「保健・医療・福祉包括ケアシステム」の充実を図ることを目的とする。

(2) 事業の内容

保健・医療・福祉の関係団体等の推薦を受けた委員によって構成される「青森県保健・医療・福祉包括ケアシステム推進会議」の設置及び運営に関する業務を実施している。会議では保健・医療・福祉各分野における県の関連事業の当年度実施状況と、翌年度の事業計画が各担当課より報告される。その後、報告内容について委員による討議が行われる。実施委員を推薦する団体は下記表のとおりである。委員は各団体から 1 名推薦される。平成 30 年度の推進会議実施回数は 1 回であった。

団 体 名
青森県医師会
弘前大学医学部
全国自治体病院協議会青森県支部
全日病青森
青森県歯科医師会
青森県薬剤師会
青森県看護協会

青森県栄養士会
青森県老人保健施設協会
青森県理学療法士会
青森県作業療法士会
青森県社会福祉協議会
青森県老人福祉協会
青森県社会福祉士会
青森県介護福祉士会
青森県国民健康保険団体連合会
市町村保健師代表
市町村ケアマネジメント実務者代表

(青森県保健・医療・福祉包括ケアシステム推進協議会設置要綱より抜粋)

2. 事業の形態

県単独事業である。

3. 事業の実施期間

平成9年度～令和元年度。

4. 事業の成果指標と達成度合い

成果指標は特に設けていない。

5. 事業費の予算と実績額

(1) 当初予算額と実績額

(単位：千円)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	備考
当初予算	1,464	471	528	
実績	1,095	310	324	
一般財源	1,095	310	324	

(2) 平成30年度決算額の内訳

(単位：千円)

節	平成30年度決算額	主な内容
報償費	137	推進協議会委員謝金
旅費	80	県職員の全国国保地域医療学会出

		席のための旅費
需用費	48	
役務費	26	
使用料及び賃借料	22	
負担金補助及び交付金	10	
合計	324	

6. 監査結果及び意見

(指摘事項①)予算を超過した旅費を管理運営費に計上している

旅費の決算額は 80,740 円であるが、実際の支出額は 124,705 円であり、予算を超過した 43,965 円は健康福祉政策課の管理運営費の旅費に付け替えていた。

このような処理が行われた背景として、同じ節であれば事業の間での決算の付け替えは違法ではないとして許容する組織文化が存在すると考えられ、内部統制の基本的要素である統制環境に問題がある。

職員のコスト意識を高め、業務の効率的かつ効果的な遂行を図るためにも、予算を超過した場合は、それを他事業や管理運営費に負担させるのではなく、予算を設定した事業に集計し、超過した理由を分析し、今後の予算に反映させる等の対応を取るべきである。

(意見①)会議で提案された事項の各事業への反映状況の可視化

推進会議で各委員から提案された事項について、どの程度各事業に反映されるかは事業の状況や内容により異なるが、現在の会議ではその反映状況が報告されていない。

確かに事業の内容や提案の内容によっては、事業への反映が困難な事項もあると考えられる。しかし委員や各課の事業担当者が一定期間ごとに入れ替わることを考慮すると、会議の結果がどの程度各事業に反映されているのかが可視化されなければ、漫然と会議を実施し続けるだけで、事業の目的である「保健・医療・福祉包括ケアシステム」の充実に結びつかない状況に陥る可能性もある。

例えば、以前の会議で各委員から提案のあった事項について、その反映状況や、反映できなかった場合はその理由等を報告し議事録として残すなど、会議の実行性を担保する仕組みを整備することが望ましい。

(4)保健医療調整本部等体制整備事業

【健康福祉部健康福祉政策課】

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

本事業は、大規模災害時、回復期以降に避難所等で高まる保健、医療及び福祉分野等の

支援ニーズに適切に対応するため、県本庁に保健医療調整本部、被災市町村を所管する保健所に保険医療現地調整本部を設置し対応できる体制を整備することを目的とする。

保健医療調整本部とは、大規模災害時の保健医療活動チームの派遣調整、保健医療活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療活動の総合調整を行うための本部である。また保健医療調整本部とは、保健医療活動に係る現地での調整を行うため、各保健所に設置される拠点である。

(2) 事業の内容

事業内容は、以下のとおりである。

① 保健所の現地調整本部としての体制整備

災害拠点としての保健所の機能強化、並びに情報連絡員として市町村等を応援する保健医療現地調整本部の本部員の現地調整本部等との通信手段の確保のため、簡易トイレや発電機、衛星携帯電話等の備品等を購入する。

② 保健医療調整本部等の養成

保健医療調整本部及び保健医療現地調整本部等において、調整事務を担う人材を育成するため、国立保健医療科学院が実施する HEAT 研修に保健所職員を派遣する。この DHEAT とは、Disaster Health Emergency Assistance Team、すなわち災害時健康危機管理支援チームのことである。

③ 現地調査本部（県保健所）と市町村との連携体制構築

各種保健医療活動チームへの理解向上と、調整にあたり必要な知識を習得するため、県職員と市町村職員が合同で研修を実施する。

2. 事業の形態

東日本大震災復興推進基金を財源とする事業である。また事業経費のうち一部について、感染症予防事業費等国庫負担（補助）金による補助を受けている。

3. 事業の実施期間

平成 30 年度～令和 2 年度。

4. 事業の成果指標と達成度合い

平成 29 年 7 月 5 日付国通知「大規模災害時の保健医療活動に係る体制の整備について」により設置することとされた「保健医療調整本部」の体制整備を実施するものであり、成果指標は設けていない。

5. 事業費の予算と実績額

(1) 当初予算額と実績額

(単位：千円)

	平成 30 年度	備考
当初予算	22,012	
実績	21,458	
国庫支出金	1,466	
繰入金	19,992	

(2) 平成 30 年度決算額の内訳

(単位：千円)

節	平成 30 年度決算額	主な内容
報償費	37	
旅費	1,619	
需用費	4,338	
役務費	407	
使用料及び賃借料	320	
備品購入費	14,737	衛星通信機材、災害時用簡易トイレ
合計	21,458	

6. 監査結果及び意見

特に指摘事項はない。

(5)訪問看護推進対策事業

【健康福祉部医療薬務課】

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

団塊の世代が 75 歳以上となる超高齢化社会を目前に、在宅医療の需要増大が見込まれており、在宅医療提供体制の整備が喫緊の課題となっている。

在宅医療推進のためには、訪問介護による医療提供が不可欠であり、在宅医療を担う訪問看護職員の必要数もこれに伴い増大するため、訪問看護職員の確保に向けた対策を強化するものである。

(2) 事業の内容

①訪問看護の体験型研修の実施

入門コース（1日体験研修）

ねらい：訪問看護の現場を実際に体験してもらい理解を図ることにより、興味を持った看護師・看護学生については、就業のきっかけになる他、ケアマネの体験については、適切なサービス利用の促進につなげてもらう。

内容：オリエンテーション、同行訪問、振り返り等

対象：訪問看護に興味のある看護師、ケアマネ、看護学生等

実践コース（5日体験研修）

ねらい：訪問看護師の業務を一通り体験してもらい、就業に対する不安の解消やミスマッチの防止を図る。

内容：看護ケアの実際、事例検討、基礎技術の演習、サービス担当者会議等への同席等多職種連携の実際等の実践的な内容

対象：就職を希望する看護師等

②訪問看護ステーション連携強化推進事業

研修

- ・訪問看護 ST 業務連携に関する研修
- ・在宅医療関係者多職種連携に関する研修
- ・経営・マネジメント向上に関する研修 など

協議

- ・訪問看護推進に係る地域課題の整理や連携強化及び訪問看護の周知等に向けた意見交換

【対象】医師、訪問看護ステーション管理者、ケアマネ、福祉行政関係者

2. 事業の形態

本事業は、地域医療介護総合確保基金を財源としている。基金造成にかかる財源の負担割合は、国 2/3、県 1/3 である。

3. 事業の実施期間

平成 30 年度から令和元年度までの継続事業として行っている。

4. 事業の成果指標と達成度合い

成果指標は特に設けていない。

5. 事業費の予算と実績額

(1) 当初予算額と実績額

(単位：千円)

	平成 30 年度	備考
当初予算	11,380	
実績	5,065	
繰入金	5,065	
一般財源	—	

(2) 平成 30 年度決算額の内訳

(単位：千円)

節	平成 30 年度決算額	主な内容
委託料	5,065	青森県医師会への委託費
合計	5,065	

6. 監査結果及び意見

(指摘事項①)委託料の実費精算における消費税の適用誤りについて

本事業においては、委託内容の進捗が想定を大幅に下回った等の理由により、実費精算とされている。その実費精算において、委託先から提出された業務完了届に添付された経費支出額内訳（県への請求額内訳）には、以下の問題点があった。

- ・委託先が支出した経費のうち課税対象取引について、税込額と税抜額が混在したまま集計され、かつ、それらの合計額に対して8%の消費税相当額が加算されている。（消費税の二重取り）
- ・委託先が支出した人件費（課税対象外取引）にも8%の消費税相当額が加算されている。（課税対象外取引について消費税相当額を上乗せして請求）

経費支出額合計は5,064,472円であり、県はこれを検査合格とし経費を精算している。しかし、消費税の二重取りを排除し、人件費に消費税相当額を上乗せしない方法に修正した場合、経費支出額合計は4,693,726円となり、370,746円の過払いが発生していたことが判明した。ただし、経費の実費精算において、委託先が支払った人件費を弁償するために委託料を支払う際、課税対象外である人件費部分に対する消費税相当額を上乗せして払うことが不合理であるかどうかは、複数の考え方があり、人件費に消費税相当額を上乗せしない方法だけが正しい方法であるとは限らない。この場合、実費精算における消費税の取扱いを定めおく必要がある。しかし、ヒアリングの結果、現状においてそのような定めはなされていないとのことであった。

県においては、実費精算における消費税の取扱いを明確に定め、適正な精算を行う必要がある。

(指摘事項②)委託先の領収書徴収もれについて

委託先から提出された資料によると、西北五地域で開催された協議会・研修会において出席者に日当・交通費が支払われているが、領収書その他支払いを裏付けるエビデンスがなかった。金額は25名分合計で129,000円であった。

県においては、委託先に対し実費精算における支払いを裏付ける証憑の重要性を指導し、業務完了届提出の際、証憑を添付するよう求める必要がある。

(指摘事項③)一部未実施の委託業務内容がある場合の業務完了検査について

委託業務の内容を定めた仕様書や委託先が県に提出した業務実施計画書では、情報共有事業の実施が定められている。しかし、業務完了届には関連する資料の添付がなく、事業が行われたのかどうか不明であった。担当者にヒアリングした結果、実施していないとのことであった。

ところが、検査調書において検査意見は「契約内容に基づき、事業が適正に実施されたことを確認した」とされている。委託業務の一部（情報共有事業）が未実施であるだけでなく、訪問看護の体験型研修の受講者数が当初想定数と比較して大幅に未達であるため、委託料の実費精算を行う事態となっていることを勘案すれば、「契約内容に基づき、事業が適正に実施された」との記述は不適切であると考ええる。

委託した内容の一部が実施されなかった場合にはそのことを明記し、そのうえで検査合格としていることについて検査調書において理由を明確にする必要があると考ええる。

(意見①)業務完了検査の内部統制上の意義について

委託事業では、業務完了後に委託先から業務完了届や実績報告書の提出を受け、検査を実施し特に問題ないことを確認したのち、検査結果を通知し委託料を精算するというフローが一般的である。

検査にはほとんどの場合、事業を担当している担当者の上長が当たるが、検査を受ける前に事業担当者が検査内容を事前にチェックしていることを踏まえると、検査には業務完了を上長が最終確認するという内部統制的な意義もあると考えられる。

その意味で、検査において上記に掲げたような指摘事項①から③までが発生する事態は、統制環境に問題がある可能性を示唆しており、憂慮すべきである。

検査の担当者においては、事業担当者の事務ミスを適切に発見する責任を意識して検査にあたることが望ましい。

(6)地域医療支援センター事業（新たな専門医制度対策事業）

【健康福祉部医療薬務課】

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

新たな専門医の仕組みの下での専門研修プログラムが、平成 30 年 4 月から開始することが正式に決定された。プログラムの認定に際し、各都道府県は、地域医療に影響が出ないよう、地域の関係者による協議の場を設置し、確認、検討等を行うこととされている。また、プログラムの認定後のプログラム運用実績についても、地域医療確保の観点から各都道府県協議会で確認、検討を行うこととされており、県の役割は非常に重要なものとなっている。

(2) 事業の内容

1. 専門研修プログラム研修施設調整会議の開催（未実施）

新たな専門医制度の下での専門研修は、研修プログラムを持つ基幹施設のほか、連携施設において 3 か月以上研修することになっている。研修施設は、基幹施設とその連携施設、専攻医で決定することが基本ではあるが、専攻医の配置に偏在が生じるということは、若手医師の地域偏在が生じることに直結し、地域医療に影響をもたらすことから、県が協議の場を設置し、地域医療に影響がでないよう配慮を促すものである。

なお、地域医療に悪影響が出ないよう必要な場合に協議の場を設置できるように、当初予算が確保されたが、結果的には関係施設等の協議を必要とする状況には至らなかったため、平成 30 年度において調整会議は開催されなかった。

2. 専門研修合同説明会の開催（未実施）

臨床研修医を対象に、県内の専門研修プログラムの合同説明会を実施することを予定していた。

なお、平成 30 年度は新たな専門医制度が開始された初年度であり詳細なスケジュール等が未定だった中、専門研修プログラムの募集開始時期等のスケジュールが年度途中で変更された等の影響により、合同説明会の開催には至らなかった。

3. 専攻医等県内医療機関見学招へい事業（未実施）

本県出身者等で、県外医療機関で専門研修を実施している者のうち、専門研修後本件で勤務の可能性のある医師を招へいし、勤務候補となる複数の医療機関をパッケージとして提示し、見学してもらうことにより、将来的な本県への還流を図る取組である。

なお、平成 30 年度は希望者がいなかったため、実施されなかった。

4. 総合診療医育成 WG の開催

これからの地域医療を担う総合診療医をオール青森で育成していくために必要な方策の検討や、総合診療医が活躍できる環境づくりについての情報共有などを行うワーキンググループを設置する。

2. 事業の形態

本事業は、地域医療介護総合確保基金を財源としている。基金造成にかかる財源の負担割合は、国 2/3、県 1/3 である。

3. 事業の実施期間

平成 30 年度から令和 2 年度までの継続事業として行っている。

4. 事業の成果指標と達成度合い

成果指標は特に設けていない。

5. 事業費の予算と実績額

(1) 当初予算額と実績額

(単位：千円)

	平成 30 年度	備考
当初予算	1,032	
実績	285	
繰入金	285	

(2) 平成 30 年度決算額の内訳

(単位：千円)

節	平成 30 年度決算額	主な内容
報償費	78	総合診療 WG 検討会委員謝金
旅費	121	総合診療 WG 検討会委員旅費 出張旅費
役務費	50	通信運搬費
使用料及び賃借料	36	検討会会場料、コピー代等
合計	285	

6. 監査結果及び意見

(意見①)医療機関のかかり方に関する啓蒙活動に対する期待

県では、地域医療で活躍する医師として総合診療医の育成を推進している。そしてその一環として、ワーキンググループの開催等により対応策を検討しているところである。

医学生にマイナスのイメージを持たれている総合診療医の育成にあたっては、学生に対し魅力をアピールすることも重要であるが、住民に対し総合診療医にかかることの有用性を啓蒙し、地域として総合診療医へのリスペクトを高めていくような活動も有用で

あると考える。国民皆保険により同じ医療費であらゆる医療機関にかかれる日本では、専門性の高い「専門医」を選びたがる患者が多いといわれる。今後、そういった患者側（住民）を対象とした医療機関のかかり方に関する啓蒙活動を推進することを期待したい。

(7)地域医療支援センター事業（へき地医療支援機構運営事業）

【健康福祉部医療薬務課】

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

「へき地医療支援機構」は、国の「へき地保険医療対策等実施要綱」に定められ、都道府県単位で設置し、へき地診療所等からの代診医の派遣要請等広域的なへき地医療支援事業の企画・調整等を行い、へき地医療対策の各事業を円滑かつ効率的に実施することを目的とする。

(2) 事業の内容

「へき地医療支援機構」として「へき地医療支援計画策定等会議」を開催し、無医地区等への巡回診療やへき地診療所等への代診医派遣等に係るへき地医療対策年度計画の策定及び実施状況について検討する。

なお、本県では、「へき地医療支援機構」の機能を「青森県地域医療支援センター」が包含していることから、「へき地医療支援計画策定等会議」において実務者レベルで検討したへき地医療支援実施計画及び実施状況を、「青森県地域医療支援センター運営委員会」に諮り、有識者レベルで協議することとしている。

2. 事業の形態

本事業は、地域医療介護総合確保基金を財源としている。基金造成にかかる財源の負担割合は、国 2/3、県 1/3 である。

3. 事業の実施期間

平成 27 年度から令和 5 年度までの継続事業として行っている。

4. 事業の成果指標と達成度合い

成果指標は特に設けていない。

5. 事業費の予算と実績額

(1) 当初予算額と実績額

(単位：千円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	備考
当初予算	333	333	333	
実績	206	223	40	
繰入金	206	223	40	

(2) 平成 30 年度決算額の内訳

(単位：千円)

節	平成 30 年度決算額	主な内容
役務費	11	通信運搬費
使用料及び賃借料	29	意見交換会場料
合計	40	

6. 監査結果及び意見

(意見①)へき地医療拠点病院における看護師不足への対策が必要

従来青森県の医療を取り巻く課題は、深刻な医師不足とされており、様々な取組によりその対策が取られてきた。へき地対策を支えているへき地医療拠点病院においても医師不足が課題とされ様々な取り組みにより、徐々に改善の兆候が見られるようになってきたところである。一方で、最近ではへき地医療拠点病院における看護師不足が深刻な問題となっている。看護師不足の問題は、へき地医療対策の観点からも医者不足と同様に問題であり、今後むしろボトルネックとなってくる可能性もある。

県においては、へき地医療対策への影響を勘案し、医師不足対策だけでなく、看護師不足への対策も積極的に推進していくことを期待したい。

(意見②)一部の巡回診療における効率性・経済性が著しく低いことについて

青森県地域医療支援センター運営委員会の会議資料「平成 30 年度青森県へき地医療支援事業の実績見込」によれば、巡回診療における 1 回あたりの受診者数が 2 年連続で 0.4 人となった地区があった。巡回診療とは、拠点病院から医師及び看護師等が無医地区等の公民館等に出張し診療を行うものである。1 回あたりの受診者数が 0.4 人ということは、年間で 10 回（10 日）医療チームが出張したうち、少なくとも 6 回は受診者が全くいなかったという事を意味している。限られた医療資源の中でへき地に住民のニーズに可能な限り応えていくという趣旨からすると、事業としての効率性や経済性が著しく悪い状況である。

医療チームを派遣するへき地医療拠点病院の立場からは、医療チームを派遣するコス

トよりも巡回診療の実施回数に応じて交付される補助金が大きければ、受診者が全くいない場合でも医療チームを派遣する動機が失われないと推察される。したがって巡回診療において受診者が著しく少ない場合に、その廃止を提案・決定するのは青森県地域医療支援センター運営委員会の責務であり、適時適切にその役割を果たすことを期待したい。

また地域医療を崩壊させないためには、適正受診をするなど住民自身が地域全体でへき地医療を支える必要があるという住民の理解が欠かせない。限りある医療資源を配分し、持続可能な医療体制を確保するために、予防への意識高揚や適正受診への住民の理解が促進されるよう、地域医療に対する住民の理解を深めるような事業に期待したい。

(8)新しい「地域を支える医療システム」構築特別対策事業

【健康福祉部医療薬務課】

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

県は深刻な医師不足や、厳しい自然・地理的条件での医療提供、高まる在宅医療のニーズへの対応等の医療課題を抱えており、地域の実情を踏まえた効率的な医療体制の構築が求められている。今後、県の地域医療構想を推進するにあたって、医療機能の集約化を図る必要がある一方で、医療需要の点在化により幅広いエリアでの対応が求められている。また、公共交通機関の撤退により、移動制約者の通院手段の確保が困難となるなど、住民の医療を受ける環境がますます厳しくなることが懸念される。

へき地等における医療課題が顕在化するなか、医療を受ける環境が厳しい、又は厳しくなると見込まれる地域の住民に対して、ICT（情報通信技術）を利用した適切な医療を受けることができる環境づくりに取り組むとともに、一定の医療行為のできる看護師の育成体制を整備することにより、本県の医療課題を踏まえた新しい医療システムを構築することが当事業の目的である。

(2) 事業の内容

① 看護師による診療体制補助体制強化（看護師特定行為研修特別対策事業費補助金交付）

医師又は歯科医師の判断を待たずに、手順書に基づいて、一定の診療の補助（例えば脱水時の点滴（脱水の程度の判断と輸液による補正）など）を行い得る「特定行為認定看護師（以下、特定看護師とする）」制度が平成 27 年に保健師助産師看護師法に基づき設立された。特定看護師が県内に普及すると、医師の負担軽減や医療資源が乏しい地域の在宅医療等の体制は強化され、本県の医療課題の克服が図られることとなる。

特定看護師となるためには特定行為に係る看護師の研修が義務付けられており、この研修を看護師に受講させようとする医療機関等に対して経費の一部補助（看護師特定行為研修特別対策事業費補助金）を実施した。平成 30 年度の実績としては、1 先の医療機

関に対して研修機関への入学料・受講料、代替看護師雇上に係る経費合計 1,125 千円の交付を行っている。

② へき地等における受療環境の維持・向上（青森県へき地等地域医療支援対策事業費補助金交付）

ICT を活用したへき地等における医療を受ける環境の維持・向上に資する取組に要する経費に対して、補助金（青森県へき地等地域医療支援対策事業費補助金）を交付する事業である。平成 30 年度において予算 30,000 千円を確保していたが、補助金の利用はなかった。

想定する ICT 環境整備の一例としては、巡回診療や訪問診療の際に患者情報を拠点医療機関に伝送し拠点医療機関の医師からコンサルトを受けた診療を可能にする遠隔医療システム導入や、医師とコメディカルなどの多職種間で患者情報を共有し、チーム医療を可能とする多職種連携システムの導入、医療機関まで移動が困難な患者に対し医師とテレビ電話（オンライン）を通じた診療システム等があげられる。

2. 事業の形態

予算財源は地域医療介護総合確保基金であり、当基金へは国が 2/3、県が 1/3 を負担している。

3. 事業の実施期間

平成 29 年度に開始した 2 か年事業であり平成 30 年度にて一旦完了したが、令和元年度においても継続している。

4. 事業の成果指標と達成度合い

成果指標は特に設けていない。

5. 事業費の予算と実績額

(1) 当初予算額と実績額

(単位：千円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	備考
当初予算	48,535	41,250	
実績	23,806	1,125	
一般財源	11,521	0	
繰入金	12,285	1,125	地域医療介護総合確保基金繰入金

(2) 平成 30 年度決算額の内訳

(単位：千円)

節	平成 30 年度決算額	主な内容
負担金補助 及び交付金	1, 125	看護師特定行為研修特別対策事業費補助金
合計	1, 125	

6. 監査結果及び意見

(指摘事項①)補助金に係る仕入控除税額報告書の未徴収について

看護師特定行為研修特別対策事業費補助金（以下、特定行為研修補助金とする）に関する要綱である「平成 30 年度青森県看護師特定行為研修特別対策事業費補助金交付要綱（以下、交付要綱とする）」によれば、補助事業者の補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入税額控除額が確定した場合には、補助事業者は消費税及び地方消費税にかかる仕入控除税額報告書により県に速やかに報告し、補助金返還相当額がある場合には返還しなければならない旨が定められている。この規定に反し、県は、監査時点（令和 1 年 11 月）で平成 30 年度における補助事業者から仕入控除税額報告書を徴収していなかった。補助事業者の消費税申告期限は最長で令和 1 年 6 月末であることから、11 月時点において未徴収である状況は、速やかに徴収すべきとする交付要綱に反する。

補助金収入は消費税法上不課税取引に該当するが、その一方、補助事業に関する事業経費の消費税等について仕入税額控除を行った場合に、補助事業者が負担すべき消費税を補助者が負担することとなり、補助金の過大支給を招く恐れがある。交付要綱にて仕入控除税額報告書の提出を求め、必要がある場合に返還を求める趣旨は、この過大支給を防ぐことにあり、県は交付要綱に基づき適切に報告書を徴収しなければならない。

なお、今回の監査を受け、補助事業者から仕入控除税額報告書を徴収した結果、返還相当の消費税額はなかったとのことであった。

(意見①)看護師特定行為研修特別対策事業費補助金の利用促進について

看護師特定行為研修特別対策事業費補助金（以下、特定行為研修補助金とする）について、平成 30 年度は予算 11, 250 千円（10 人分）を確保していたにも関わらず、実績は 1, 125 千円（1 人）に留まった。この主な理由は、特定行為研修の受講期間が 6～8 ヶ月程度と長期であるため医療機関にとって人手不足等により研修受講をさせる余裕がないことや、県内に研修施設が少ないため必要な研修を受ける場合に遠隔地まで職員を派遣しなくてはならずコストが嵩むこと、医療機関の経営方針・戦略として制度採用が時期尚早と考えていること等があげられるとのことであった。

この点、医療機関の経営方針・戦略により制度採用しないケースは別として、人手不足や研修コストとの兼ね合いにより、制度利用の希望はありつつも応募できない事業者も

相当数存在するものとも思料される。当事業の趣旨は、特定看護師の拡充による医療資源が乏しい地域の在宅医療等の体制を強化することであり、そのことは青森県型地域共生社会を形成する上での県政の重要課題であるともいえるため、補助金利用を促進すべきである。具体的には、現状の一人当たりの補助基準額 2,500 千円、補助率 1/2 を引き上げることの検討等が考えられる。

(意見②)青森県へき地等地域医療支援対策事業費補助金の利用促進について

遠隔医療システム等普及のための ICT 環境整備を図ることを目的とする青森県へき地等地域医療支援対策事業費補助金（以下、へき地医療支援補助金）について、平成 30 年度は予算 30,000 千円（6 先分）を確保していたにも関わらず、交付実績はなかった。この主な理由は、個人情報保護の観点から医療情報のシステム連携に慎重になっている医療機関の存在や、遠隔医療システム等の医業収益を低廉とありし投資回収が難しいと考える医療機関の存在があげられるとのことである。前述「(意見①) 看護師特定行為研修特別対策事業費補助金の利用促進について」と同様に、へき地等における医療課題克服に、へき地医療支援補助金は有効と解され、今後利用促進を図る必要がある。

現状のへき地医療支援補助金の対象・基準額・補助率等は下表のとおりである。表中の「② 次の取組に必要な ICT 環境整備に要する経費」について、現状の 3,600 千円では IT 機器の購入が難しいといった意見が寄せられているとのことであり、この部分の引き上げや、メニュー全般について、現状の補助率 1/2 を引き上げることの検討等により、補助金を利用しやすいような制度の設計を検討されたい。

【表 へき地医療支援補助金の対象・基準額・補助率】

補助対象経費	基準額	補助率
① 事業実施内容検討のための協議会の設置・開催にかかる経費	300 千円	1/2
② 次の取組に必要な ICT 環境整備に要する経費（任意） ア へき地における遠隔医療の推進に資するもの イ へき地の在宅医療におけるオンライン診療の推進に資するもの	①を含め 3,600 千円	
③ ICT を活用した巡回診療や在宅医療を推進する車輛の整備に要する経費	①②を含め 10,000 千円	

(9)ドクターヘリ運航事業

【健康福祉部医療薬務課】

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

本県における救命率の向上を図るため、救急医療用ヘリコプター（以下「ドクターヘリ」という。）を運航し、重篤な患者に対し早期に治療を開始するとともに、速やかに医療機関に搬送する体制を整備するものである。

(2) 事業の内容

①ドクターヘリ運航業務委託（航空会社）

ドクターヘリの機体調達、操縦士、整備費及び運航調整員の派遣等、ドクターヘリ運航に係る経費

②ドクターヘリ運營業務委託（基地病院）

ドクターヘリに搭乗する医師及び看護師の人件費

③青森県ドクターヘリ運航調整委員会運営費

④ドクターヘリに係る無間局免許に係る電波利用料

⑤ドクターヘリ（八戸）に搭載している医療機器の更新経費

2. 事業の形態

本事業は、国庫補助事業であり、国の「医療提供体制推進事業費補助金」の対象事業である。対象経費の1/2は国が負担する。

3. 事業の実施期間

平成20年度から平成30年度までの継続事業として行っている。

4. 事業の成果指標と達成度合い

成果指標は特に設けていない。

5. 事業費の予算と実績額

(1) 当初予算額と実績額

(単位：千円)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	備考
当初予算	430,219	488,799	493,013	
実績	428,474	488,096	492,198	
国庫支出金	212,799	244,037	244,382	
一般財源	215,675	244,059	247,816	

(2) 平成 30 年度決算額の内訳

(単位：千円)

節	平成 30 年 度決算額	主な内容
報償費	39	運航調整委員会謝金
旅費	35	運航調整委員会旅費等
需用費	11	運航調整委員会茶菓代等
役務費	160	無線局定期検査に係る経費等
委託料	487,896	ドクターヘリ運航委託料 452,932 千円 ドクターヘリ運營業務委託料 34,964 千円
使用料及び賃借料	24	運航調整委員会会場料
備品購入費	4,002	ヘリ搭載の医療機器、救急バッグ等
負担金補助及び交付金	31	ドクターヘリの無線局に係る電波利用料
合計	492,198	

6. 監査結果及び意見

(指摘事項①)予算超過による他事業への経費振替について

旅費の一部(2,500円)を予算超過のために他の事業に負担させている。事業ごとに決算を行う観点から望ましくない。そもそも当初予算では十分な予算(旅費525,000円)を確保していたにも関わらず、2月補正により過度に予算を減額させた結果(補正後の予算額35,000円)、2月14日実施の検討会に係る旅費3,320円のうち2,500円が予算超過になったものである。

また、役務費の一部(15,350円)を予算超過のために他の事業(課の共通経費)に負担させている。これも事業ごとに決算を行う観点から望ましくない。

本来であれば補正予算により手当すべきであり、事業実施上必要な予算を確保した上で、慎重に予算を補正すべきである。

(意見①)北東北三県ドクターヘリの広域連携のあり方について

県は平成26年10月より知事協定による広域連携を開始しており、岩手県及び秋田県からの要請で、青森県のドクターヘリが出勤することがある。知事協定によれば、現状においては出勤により経費を相互に負担することとはされていない。また、出勤件数の割合は、下記のとおり大きくはない。

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
出勤件数(全体)(A)	838	828	854	760	782
出勤件数(県外)(B)	12	19	33	29	24

県外出動の割合 (B/A)	1.4%	2.3%	3.9%	3.8%	3.1%
------------------	------	------	------	------	------

したがって、現時点で広域連携において出動回数により経費を負担し合う必要は必ずしもないといえよう。

ところで、ドクターヘリの運行委託料は全体として、ヘリコプター拘束基本料金という固定費のほかに、飛行回数や飛行時間によって変動する変動費から構成されている。近年の出動実績（飛行回数及び飛行時間）からすると、当初の契約単価に出動実績を加味すると、年間委託料は当初予算を上回ってしまう状況であるが、受託者との協議により予算内に収めている（受託先からの値引きを受けている）のが現状である。

このような現状に鑑みれば、各県が出動依頼回数等によって相互に経費を負担しあう方がより健全で、持続可能な方法である可能性もある。今後出動件数や委託先の意向を踏まえつつ、検討課題とすることが望ましい。

(10)災害医療コーディネーター体制強化事業

【健康福祉部医療薬務課】

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

大規模災害の発生に備え、被災地で必要とされる医療等を迅速かつ的確に提供できるよう医療救護活動を統括する役割を担う災害医療コーディネーターの資質向上を図るとともに、多数傷病者の発生により県内医療機関のみでの対応が困難となった場合に他県等へ広域的に航空搬送できる体制を整えることを目的とする。

(2) 事業の内容

① 災害医療コーディネーター研修の実施

県災害医療コーディネーター（注1）や各二次保健医療圏でコーディネーターの活動を補佐する保健所職員を対象として、災害時のコーディネーターとしての具体的な役割や活動内容を図上演習や模擬訓練等を通じて習得し、組織的・実践的対応能力の維持・向上や、コーディネーター間の連携強化を図るための専門的、実践的研修を実施した。

② SCU（注2）設置運営訓練の実施

大規模災害が発生し、被災地における傷病者の治療が困難となった場合、航空機で傷病者を被災地外に搬送することが必要となることから、県では、航空機での搬送に際して傷病者の症状の安定化を図り、搬送を実施するための救護所として、航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）を設置する。SCUの運営に当たっては、SCUを速やかに設置し、円滑に運営する体制整備が必要であることから、SCUの運営に携わる関係機関（県職

員、県内 DMAT 隊員(注3)、消防機関職員)を対象に SCU 設置運営訓練を実施し、本県の災害時における医療提供体制の充実、強化を図った。

(注1)災害医療コーディネーターとは、災害時に、都道府県又は保健所が保健医療活動の総合調整を適切かつ円滑に行えるように支援する者であり、被災地の医療ニーズの把握、保健医療活動チームの派遣調整等を行うことを目的として、都道府県により任命された者である。

(注2)SCU とは、staging care unit の頭文字である。大規模な災害が発生した際に、傷病者を航空機で被災地外に搬送するための拠点のこと。

(注3)DMAT とは、Disaster Medical Assistance Team の頭文字であり、災害派遣医療チームのことである。災害派遣医療チームとは、医師、看護師、救急救命士等で構成され、地域の救急医療体制では対応できないほどの大規模災害や事故などの現場に急行する医療チームをいう。

2. 事業の形態

東日本大震災復興推進基金を財源とする事業である。

3. 事業の実施期間

平成 28 年度～令和 2 年度。

4. 事業の成果指標と達成度合い

明確な成果指標は設定していないが、平成 30 年度の事業実績は以下のとおりであり一定の成果はあったと考えている。

① 災害医療コーディネート研修の実施

日時	12 月 1 日 13 時～17 時 45 分 12 月 2 日 9 時 10 分～16 時 10 分
場所	青森県観光物産館アスパム
研修内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 講義とグループ演習 ・ 参加人数は 36 名 6 グループ ・ 災害想定俯瞰演習、救護班調整・避難所アセスメント、災害医療コーディネートチーム運営技術、災害医療コーディネート運営演習
参加者概要	災害医療コーディネーター(4名)、災害拠点病院、薬剤師会、看護協会、消防、保健所他
研修委託先	特例非営利活動法人 災害医療 ACT

② SCU 設置運営訓練の実施

日時	10 月 9 日 14 時 30 分～16 時 30 分 10 月 10 日 9 時 30 分～15 時 30 分
----	--

場所	青森県消防学校 大教室及び駐車場
研修内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 講義とグループ演習 ・ 参加人数は 114 名 ・ テント設営訓練、講義、傷病者の搬入から搬出訓練
参加者概要	DMAT 隊員、消防隊員、自衛隊員、県職員、関係機関職員

5. 事業費の予算と実績額

(1) 当初予算額と実績額

(単位：千円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	備考
当初予算	55,967	4,095	4,115	(注 1)
2 月補正	—	△1,320	△1,306	(注 2)
実績	53,050	2,484	2,491	
繰入金	53,050	2,484	2,491	(注 3)

(注 1)平成 28 年度は SCU の備品購入費として 49,283 千円の予算を計上している。

(注 2)災害医療コーディネーター研修委託料の減少。当初予算時は講師がどの地域から来るか不明であるため予算を多めに計上している。

(注 3)東日本大震災復興推進基金。

(2) 平成 30 年度決算額の内訳

(単位：千円)

節	平成 30 年度決算額	主な内容
報償費	125	訓練、研修会謝金
旅費	227	訓練、研修会旅費
需用費	69	
役務費	207	SCU 設置運営訓練における資機材運搬料
委託料	1,701	災害医療コーディネーター研修委託料
使用料及び賃借料	160	災害医療コーディネーター研修会会場費
合計	2,491	

6. 監査結果及び意見

(意見①)災害医療コーディネーター研修への参加率が低いことについて

青森県の災害医療コーディネーターは、本部災害医療コーディネーターが 6 名（任期：平成 29 年 5 月 22 日から令和元年 5 月 21 日までが 3 名 平成 29 年 12 月 1 日から令和元年 11 月 30 日が 3 名）、地域災害医療コーディネーターが 25 名（任期：平成 29 年 7 月

9日から令和元年7月8日)である。総勢31名であるにも関わらず、平成30年度の災害医療コーディネーターの研修に参加したコーディネーターは4名であった。平成28年度、平成29年度も同程度と聞いている。

災害医療コーディネーターは、災害時の保健医療活動の総合調整を適切かつ円滑に行えるように支援する重要な役目を負うものである。そもそも県が任命する際に十分な能力を有している人材を採用しているとのことであったが、災害のような非常時は想定外の出来事が起こるものであり、それに対処するには現状想定し得ることに対する徹底した事前準備がかかせない。また、災害時の保健医療活動は、お互いに知らない外部支援者が集まり、慣れない業務に従事することになり、組織として最大限のパフォーマンスを発揮するには、チームのキャプテンである災害医療コーディネーターの采配による面が大きいものと考えられる。いつ災害が発生しても適時的確に業務をこなせるように本研修に参加し事前準備しておくことは重要である。今後の研修への参加率アップを促す県の努力を期待したい。

(11)生活支援サービス拡充深化事業

【健康福祉部高齢福祉保険課】

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

2025年を目途に、地域包括ケアシステムの構築の推進が求められている。これを受け、平成27年4月の介護保険制度の改正により、高齢者が要介護状態にならないように総合的に支援する「介護予防・日常生活支援総合事業（以下、総合事業）」が創設された。総合事業では、市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目指しており、県の役割としては市町村に対し関連する情報の提供、その他の支援に努めるものとされている。

当事業は、圏域単位で市町村を含む多様な主体による会議を開催することにより、介護予防・日常生活支援に関するサービス創出（サービス事例としては、住民主体のコミュニティサロン創設、住民ボランティアによるごみ出し等のサービス等）を支援するほか、生活支援コーディネーター（高齢者の生活支援・介護予防の推進を目的とし、地域において生活支援サービス等提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす者）の実践力を向上するための研修等を実施することで、生活支援サービスの拡充・深化を目的とする事業である。

(2) 事業の内容

当事業では以下を実施している。

① 生活支援サービス拡充広域会議の実施

住民主体による多様な介護予防・日常生活支援に関連するサービス創出・拡充に向けて市町村を支援するため、担い手となる団体等が地域のニーズやサービス創出事例を共有し、多様なサービスを創出・拡充するための検討会議を開催している。会議の参加者は、市町村担当者や、民間介護施設担当者、地域老人会担当者等であり、検討会議の開催状況は下表のとおりである。

回数	会場	受講者数
【1回目】	十和田市民文化センター	53
	グランドサンピア八戸	39
	青森県観光物産館アスパム	45
	五所川原市役所	34
	弘前市総合学習センター	42
	下北文化会館	18
【2回目】	十和田市民文化センター	51
	グランドサンピア八戸	48
	青森県観光物産館アスパム	50
	五所川原市役所	39
	弘前市総合学習センター	50
	下北文化会館	13
【3回目】	県民福祉プラザ	130

(出所：県提出資料より監査人作成)

また、各市町村の介護予防・日常生活支援に関する諸課題へ対応するために、介護予防・日常生活支援の知見を有する専門家の派遣が、3市町村に対して行われた。

② 生活支援コーディネーター実践研修の実施

新しい介護保険制度では、社会資源の把握、地域に不足するサービスの創出や担い手の養成等の資源開発、関係者間の情報共有・連携等のネットワーク構築、地域の支援ニーズと取組のマッチングを行う「生活支援コーディネーター」の配置が市町村に義務付けられており、生活支援コーディネーターの活躍による高齢者の生活支援・介護予防の推進が期待されている。生活支援コーディネーターは主に地域の社会福祉協議会が担っており、それらの者の資質向上を図り、市町村の円滑な事業実施を支援するために、県が研修を開催している。研修開催状況は下表のとおりである。

【実践研修 開催状況】

(単位：人)

回数	会場 研修日	受講者数
【1回目】 基礎編	青森県観光物産館 (H30/7/31)	70
	八戸ユートリー (H31/2/13)	40
【2回目】 応用編	青森県観光物産館アスパム (H30/10/2)	57
	青森県観光物産館アスパム (H30/10/30)	59

(出所：県提出資料より監査人作成)

2. 事業の形態

「生活支援サービス拡充広域会議の実施」については、公益社団法人青森県介護支援専門員協会への委託にて実施され、その財源には、保険者機能強化推進交付金(国庫支出金)が充てられている。

「生活支援コーディネーター実践研修の実施」は、社会福祉法人青森県社会福祉協議会への委託にて実施されている。財源には、地域医療介護総合確保基金が使用されている。

3. 事業の実施期間

平成30年度に開始した事業であり、令和元年度においても継続している。

4. 事業の成果指標と達成度合い

高齢者が体操や趣味活動等を行い、市町村が介護予防に資すると判断した「つどいの場」の設置件数を事業の成果指標として設定している。つどいの場の設置件数は、平成29年9月時点では522箇所であったが、事業実施後の平成31年1月には657箇所と拡大傾向にある。

また、「平成30年度 医療介護総合確保法に基づく県計画」によれば、当事業のアウトプット指標として生活支援コーディネーター実践研修の参加者数を設定しており、目標160名に対し実績226名と達成している。アウトカム指標としては第2層コーディネーター(日常生活圏域(中学校区域等)を対象に生活支援コーディネートを行う者、第1層は市町村圏域全体のコーディネートを行う者をいう)の設置人数144名を設定していたが、平成31年1月時点での第2層コーディネーターの人数は54名という実績となっている。計画策定当初では、中学校学区144学区に対して各1名の第2層コーディネーターの設置を見込んでいたものの、コーディネーター配置についての市町村との検討の結果、県内87圏域において第1層または第2層コーディネーターを少なくとも各1名を配置する計画へと変更されたことに伴い、第2層コーディネーターの人数が計画比で少なくなっている。現状、39市町村において第1層に少なくとも1名はコーディネーターが配置されている状況にある。

5. 事業費の予算と実績額

(1) 当初予算額と実績額

(単位：千円)

	平成 30 年度	備考
当初予算	8,123	
実績	6,396	
繰入金	2,836	地域医療介護総合確保基金
国庫支出金	3,559	保険者機能強化推進交付金

(2) 平成 30 年度決算額の内訳

(単位：千円)

節	平成 30 年度決算額	主な内容
旅費	345	
委託料	6,051	生活支援サービス拡充広域会議委託・生活支援コーディネーター実践研修委託
合計	6,396	

6. 監査結果及び意見

(意見①)市町村への専門家派遣件数が少ないことについて

生活支援サービス拡充広域会議は、公益社団法人青森県介護支援専門員協会への委託により実施している。当初予算では委託料 5,005 千円を見込み、同額を委託先へ概算払いをしていたものの、確定した委託料は 3,278 千円に留まり、差額 1,726 千円については委託先から県へ返還がなされた。この主な理由としては、当初県内 40 市町村すべてに対して生活支援サービス拡充にかかる訪問個別支援を見込んでいたものの、市町村において生活支援サービス拡充の方向性が定まってない等の要因によりニーズが少なく、実施が 3 市町村に留まったことによる。

また、当委託業務に係る財源は、国庫支出金である保険者機能強化推進交付金であり、事業未実施分の 1,726 千円については県から国庫への返還がなされている。このことは結果的に、県費の負担なしで青森県における生活支援サービス拡充を推進する良い機会があったにも関わらず、有効に活用できなかったとも考えることができる。

保険者機能強化推進交付金の支給対象事業は相応に広く、ニーズ分析を行うことにより、有効活用可能な別の事業選択もできたものと解される。今後は、保険者機能強化推進交付金等を受けるにあたって、市町村のニーズや、事業の実施可能性等を十分に勘案することで、有効に活用することが望まれる。

(意見②)生活支援コーディネーター実践研修の委託にかかる人件費の詳細な検証について

生活支援コーディネーター実践研修は、社会福祉法人青森県社会福祉協議会への委託にて実施された。この委託契約書において、委託料上限額（2,773,000円）が定められ、委託先の実際の支出額が委託料上限額を下回る場合には、委託料は実際の支出額とする旨の精算条項が定められている。

委託先が県へ報告した経費積算内訳（計画値）及び経費実績（実績値）は下表【委託にかかる経費 計画実績比較】のとおりである。平成30年度の経費実績は、委託料上限額を967円超過する2,773,967円が報告され、上限額の2,773,000円が委託料として確定した。注目したいのは、委託先から報告された臨時職員の人件費である（下表の太字部分参照）。計画値では525千円（臨時職員三か月分の給与）と見込んでいたにも関わらず、実績値は1,255千円（臨時職員七か月分の給与）と計画比730千円増加している。一見する限り、委託料の上限額まで調整するために人件費の配賦額の調整が行われている可能性も考えられるところである。また、当委託の内容は、前述「1（2）②生活支援コーディネーター実践研修の実施」に記載したとおり全4回と少数回の研修実施であり、外部講師が研修実施をしているため、研修事務局たる臨時職員が七か月分フルタイムで勤務するほどの事務量は無いようにも見受けられる。

【委託にかかる経費 計画実績比較】 （単位：千円）

費目	計画値	実績値	実績-計画
臨時職員 人件費	525	1,255	730
研修講師等 報償費・旅費	1,238	692	-546
消耗品等 需用費	261	338	77
その他 会場費等	749	487	-262
合計	2,773	2,773	0

（出所：県提出資料から監査人作成）

臨時職員の人件費が計画比で増加した理由をヒアリングしたところ、増加の詳細は不明ながらも、研修のアレンジメント等の事務作業は相応にあり、報告された人件費は特段高額とは考えていないとのことであった。しかし、計画比で大幅な増加があったこと、そもそも当委託業務に対する人件費の配賦については委託先の恣意性を伴うことから、増加理由を精緻に分析・検討し文書化することや委託業務にかかる業務日報の提出を求めること等により、事務透明性を確保するとともに、事後的な説明責任を果たすべきである。

(12)介護人材育成認証評価制度事業

【健康福祉部高齢福祉保険課】

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

介護事業所の見える化を進め、介護職員が安心して仕事をすることができる環境を整備するため、誰が見ても明らかな評価項目で、介護職員の人材育成・処遇改善とサービスの質の向上に取り組む事業所を評価する「介護サービス事業所認証評価制度」を運営する。これにより、安定的な介護人材確保と質の高いサービスの提供を図ることを目的とする。

(2) 事業の内容

認証制度は、青森県内に所在する介護保険法の指定を受けた事業所及び事業所を設置する法人を対象としており、当該制度の運営及び認証取得を目指す事業者の支援を行っている。具体的な事業内容は、以下のとおりである

- ① 介護事業所サービス認証評価制度推進委員会の設置・運営、認証審査及び認証付与
- ② 認証取得に向けた事業所支援（セミナー・個別相談会）
- ③ 認証審査を実施する審査員の研修及び派遣
- ④ 介護の仕事に関する Web サイトの運営
- ⑤ 介護報酬改定に伴う評価項目改訂の検討

2. 事業の形態

地域医療介護総合確保基金を財源とする事業である。基金充当額のうち、事業経費の2/3が国の負担であり、1/3が県の負担である。事業の内容に記載の①のうち制度の広報業務については公益社団法人青森県老人福祉協会への委託事業、①のうち認証評価制度審査者の派遣は公益財団法人介護労働安定センター青森支部への委託事業、②の全部、③のうち研修及び⑤の全部は株式会社エイデル研究所への委託事業、④の全部は株式会社コンシスへの委託事業として実施している。委託契約はすべて随意契約である。

3. 事業の実施期間

平成 27 年度～平成 30 年度。

4. 事業の成果指標と達成度合い

認証取得を目指すことを宣言する「認証評価制度参加宣言」をした参加宣言事業所数と、認証を取得した認証取得事業所数を成果指標としている。

各指標の推移は下記表のとおりである。

年度	参加宣言事業所			認証事業所		
	目標	実績	達成率	目標	実績	達成率
平成 28 年度	70	104	149%	30	15	50%
平成 29 年度	180	129	72%	30	27	90%
平成 30 年度	180	153	85%	40	34	85%

(出所：青森県作成資料から監査人が作成)

(注) 制度対象法人数は各事業年度 800 前後で推移している。

5. 事業費の予算と実績額

(1) 当初予算額と実績額

(単位：千円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	備考
当初予算	29,951	25,559	21,745	
実績	17,377	20,303	18,275	
繰入金	17,377	20,303	18,275	

(2) 平成 30 年度決算額の内訳

(単位：千円)

節	平成 30 年度決算額	主な内容
賃金	296	
報償費	254	
旅費	360	
需用費	92	
役務費	99	
委託料	16,985	認証取得に向けた事業所支援、認証審査委員の研修と派遣、介護の仕事に関する Web サイト運営の委託料
使用料及び賃借料	187	
合計	18,275	

6. 監査結果及び意見

(指摘事項①)需用費及び役務費の決算処理が事業の実績を反映していない

需用費と役務費について、主な内容がコピー用紙、封筒、切手や電話代といった、特定の事業に経費を集計することが難しい支出であり、一定の配賦計算をすることが困難で

あるとの理由から、決算では事業の実績に関わらず現計予算額で計上していた。しかし、需用費であれば委員会の茶菓代、役務費であれば委員会のテープ起こし費用など、直接本事業に紐づけて実際発生額を容易に集計可能な支出についても、決算上は現計予算額で計上されていた。平成 30 年度では委員会の茶菓代が現計予算額及び決算額 18,000 円に対し、実際発生額は 14,080 円であり、テープ起こしの費用が現計予算額及び決算額 78,000 円に対し、実際発生額は 55,080 円であった。これらの費用は直接事業と紐づく支出であり、現計予算額ではなく実際発生額で決算処理すべきであった。

このような処理が行われた背景として、同じ節であれば事業の間での決算の付け替えは違法ではないとして許容する組織文化や、決算に必要な情報が課の決算業務担当者に適時かつ適切に集まる仕組みが無いことが考えられ、内部統制の基本的要素である統制環境や情報と伝達に問題がある。

事業に直接紐づけ可能な支出は実績額を計上し、事業の実態を反映させた決算処理をすべきであり、現在の業務プロセスでは実施が困難であるならば、事業担当者から決算担当者に必要な情報が伝達されるよう、業務のプロセスを見直すべきである。

(指摘事項②)予算額を超過した使用料及び賃借料を管理運営費に負担させている

使用料及び賃借料の内訳は、介護サービス認証評価制度推進委員会の会場使用料やタクシー代等である。現計予算額及び決算額 187,920 円に対し、実際発生額は 195,200 円であり、予算額を超過した 7,280 円は高齢福祉保険課の管理運営費の使用料及び賃借料として計上されていた。

このような処理が行われた背景として、同じ節であれば事業の間での決算の付け替えは違法ではないとして許容する組織文化や、決算に必要な情報が課の決算業務担当者に適時かつ適切に集まる仕組みが無いことが考えられ、内部統制の基本的要素である統制環境や情報と伝達に問題がある。

職員のコスト意識を高め、業務の効率的かつ効果的な遂行を図るためにも、予算を超過した場合は、それを他事業や管理運営費に負担させるのではなく、予算を設定した事業に集計し、超過した理由を分析し、今後の予算に反映させる等の対応を取るべきである。

(13)共に支える認知症支援ネットワーク事業

【健康福祉部高齢福祉保険課】

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

認知症の人と家族が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるため、将来的な認知症の不安がある方も含めた幅広い利用者を想定したオープン型認知症カフェの設置・普及を促すとともに、認知症サポート医の養成や研修会等の実施により、年代・職種を超えて認

知症の人を支える地域づくり及び地域毎の認知症地域支援体制構築の促進を目的とする。

(2) 事業の内容

当事業は5つの事業から構成されており、各事業の内容は以下のとおりである。

① 地域とつながる認知症カフェ設置促進事業

認知症の人やその家族が、地域の人や専門家と相互に情報を共有しお互いを理解し合う場である「認知症カフェ」の設置を推進するため、認知症地域支援推進員や認知症カフェの設置を検討している事業者等を対象にセミナーを開催し、認知症カフェの設置・企画・運営についての講演や県内6圏域に設置した認知症カフェの活動報告を行うことで、県内の認知症カフェの設置促進を図る。平成30年度は青森会場及び八戸会場で各1回開催された。

② 県職員認知症サポーター養成計画事業

認知症サポーターは、認知症サポーター養成講座を受講し、認知症について正しい知識を持ち、自分でできる範囲で認知症の人や家族を手助けする応援者である。県職員が認知症について正しく理解し、身近な問題として積極的に行動できるよう、すべての県職員を対象とした認知症サポーター養成講座を開催する。平成30年度は4回開催された。

③ 認知症サポーター上級者育成講座指導者研修事業

認知症サポーターが地域の見守り支援等、様々な場面で活躍できることに資する認知症サポーター上級者育成講座を開催するため、その講師を務める指導者「キャラバン・メイト」の技能向上、育成を目的として、研修を実施する。平成30年度は1回開催された。

④ 認知症サポート医活動強化事業

認知症の人の診療に習熟し、かかりつけ医等への助言その他の支援を行い、専門医療機関や地域包括支援センター等との連携の推進役となる「認知症サポート医」を養成するため、国立研究開発法人国立長寿医療研究センターが実施する認知症サポート医資格取得研修に医師を派遣する。また認知症サポート医の地域連携機能強化を目的に、研修会を実施する。平成30年度は資格取得研修への派遣は12名、研修会は2回開催した。

⑤ 認知症地域連携促進事業

二次医療圏毎に市町村、地域包括支援センター、認知症サポート医、専門医療機関等が参集し、研修会や管内の認知症の地域連携に関する検討会議を開催する。実施主体は、各地域県民局地域健康福祉部である。研修会等は、各県民局6箇所それぞれ開催された。

2. 事業の形態

①地域とつながる認知症カフェ設置促進事業は保険者機能強化推進交付金が財源であり、10/10が国の負担である。②県職員認知症サポーター養成計画事業、③認知症サポーター上級者育成講座指導者研修事業及び⑤認知症地域連携促進事業は介護保険事業費補助金が財源となっており、事業経費のうち1/2が補助金、1/2が県の負担である。④認知症サポート医活動強化事業は医療介護総合確保基金を財源とする事業である。基金充当額のうち、事業経費の2/3が国の負担、1/3が県の負担である。

認知症サポート医活動強化事業は随意契約による委託事業であり、それ以外の事業は県が実施している。

3. 事業の実施期間

平成29年度～平成30年度。

4. 事業の成果指標と達成度合い

認知症カフェが設置されている市町村数、認知症サポーター及びキャラバン・メイト数、認知症サポート医数が成果指標である。各指標の推移は下表のとおりとなっている。

年度	認知症カフェが設置されている市町村数	認知症サポーター及びキャラバン・メイト数(人)	認知症サポート医数(人)
平成29年度	17市町	83,837	66
平成30年度	23市町村	102,845	88

(出所：青森県作成資料から監査人が作成)

5. 事業費の予算と実績額

(1) 当初予算額と実績額

(単位：千円)

	平成29年度	平成30年度	備考
当初予算	13,663	5,376	
実績	10,765	2,909	
国庫支出金	2,387	2,350	(注1)
繰入金	1,734	1,746	
一般財源	6,643	△1,187	(注1)

(注1)国庫支出金は現計予算額に基づく交付額が計上されており、実績額に基づく交付額との差額を翌年度に返還する。平成30年度は地域とつながる認知症カフェ設置促進事業の実施回数が予算作成時の予定回数よりも少なかったため、一般財源がマイナスとなっている。

(2) 平成 30 年度決算額の内訳

(単位：千円)

節	平成 30 年度決算額	主な内容
報償費	208	
旅費	714	
需用費	509	
役務費	111	
委託料	1,144	認知症サポート医資格取得研修受講料、認知症サポート医地域支援強化研修委託料
使用料及び賃借料	221	
合計	2,909	

6. 監査結果及び意見

(指摘事項①)需用費及び役務費の決算処理が事業の実績を反映していない

需用費と役務費について、主な内容がコピー用紙、封筒、切手や電話代といった、特定の事業に経費を集計することが難しい支出であり、一定の配賦計算をすることが困難であるとの理由から、決算では事業の実績に関わらず現計予算額で計上していた。しかし、セミナーのテキスト代や講師の昼食代等、直接本事業に紐づけて実際発生額を容易に集計可能な支出についても、決算上は実際発生額を集計せず、現計予算額で計上されていた。また予算の算定基礎となるセミナーの実施回数や参加者数等は、予算の算定時の見積りでは実施回数6回に対し、実績は2回と乖離があり、たとえ一定の配賦計算が必要な費目であっても、現計予算での計上が合理的とはいえない。

このような処理が行われた背景として、同じ節であれば事業の間での決算の付け替えは違法ではないとして許容する組織文化や、決算に必要な情報が課の決算業務担当者に適時かつ適切に集まる仕組みが無いことが考えられ、内部統制の基本的要素である統制環境や情報と伝達に問題がある。

このような処理は、実際の需用費及び役務費の金額と比較して予算が不足していたのか、超過していたのかが曖昧となり、結果として予算執行が適正に行われているのか、疑義を生じさせることとなる。

財務報告等の信頼性の確保の観点からも、事業に直接紐づけ可能な支出は実績額を計上し、コピー代や通信費等はセミナーの実施回数などの実績値に置き換え計算する等、可能な範囲で事業の実態を反映させた決算処理をすべきであるし、現在の体制では対応できないのであれば、事業担当者から決算担当者に必要な情報が伝達されるよう、業務のプロセスを見直すべきである。

(指摘事項②)認知症地域連携促進事業経費精算額調の金額の記載誤り

認知症地域連携促進事業は各地域県民局地域健康福祉部（保健所）が実施しており、事業が完了後、当該年度の3月31日までに実績報告書及び経費精算額調を高齢福祉保険課に提出する。平成30年度の三八地域健康福祉部が提出した経費精算額調について、本来は報償費49,000円、旅費2,900円と記載すべきところ、報償費39,200円、旅費15,200円と誤った金額が記載されており、訂正されないままファイリングされていた。

これは経費精算額調が決算処理に使用される書類ではないことから、その提出が形式的なものとなっており、内容のチェックが行われていないためと考えられる。

実績報告書及び経費精算額調の提出は、青森県認知症地域連携促進事業実施要項によって定められていることから、提出された実績報告書及び経費精算額調は内容をチェックし、必要があれば訂正を求めるべきである。またその書類を作成する本質的な意味が無く、単に慣例的に作成しているのであれば、必要性を改めて検討し、不要な書類については廃止する等、手続の効率化を検討すべきである。

(意見①)認知症サポート医地域支援強化研修事業実績報告書及び請求書の日付の誤り

認知症サポート医活動強化事業について、委託を受けた事業者から提出された事業実績報告書及び事業者の発行した請求書の日付が、平成31年と記載すべきところ、平成30年と誤った記載になっていた。また本来は事業者に訂正を求め修正版と差し替えるべきところ、訂正されないままファイリングされていた。これは、書類のチェックが形式的なものとなっていたことが原因と考えられる。

支払に関する書類の標準的な決裁の流れは、最初に事業の担当者が書類を作成し内容を確認した後、担当者以外の課員、サブマネージャー、グループマネージャー、課長代理、課長の順に書類の査閲と押印がなされ、その後当該部署の主管課の総務グループに送られる。そこでのチェックが終わった後は、出納局（会計管理課または財務指導課）へ送付され、出納局内部のチェックを経て内容が承認されれば、支払処理が行われる。

この点、書類の決裁における査閲方法についてはマニュアルが存在しておらず、査閲の方法は各担当者の裁量に任せられており、場合によっては事業担当者以外の査閲がすべて形式的なものとなる可能性もある。また担当者以外の課員の査閲は、場合によってはその課の全員が査閲していることもあるが、本当に全員の査閲が必要なのか、疑問である。

多人数による書類の査閲は、ミスを防止するのに効果的である一方、必要以上の人数が関与することで業務が非効率となり、また責任の所在が不明確になることで内部統制が形式的なものになってしまうというリスクも存在する。

業務の効率性を損なうことなく実効性のある内部統制を構築するためにも、単に多くの人員が書類をチェックするのではなく、書類の決裁にあたって査閲すべき適正な人数を改めて検討したうえでルール化し、各担当者の権限及び職責を明確にして業務を遂行

する体制を整備していくことが望ましい。

(14)認知症介護実践者等養成事業

【健康福祉部高齢福祉保険課】

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

高齢者介護実務者及びその指導的立場にある者に対し、認知症高齢者の介護に関する基礎的及び実践的研修を実施すること、また、認知症介護を提供する事業所を管理する立場にある者等に対し、適切なサービスの提供に関する知識等を習得させるための研修を実施することにより、認知症介護技術の向上を図り、認知症介護の専門職員を養成し、もって認知症高齢者に対する介護サービスの充実を図ることを目的とする。

(2) 事業の内容

事業の内容は研修の実施である。介護保険サービスの指定・更新を受けるために満たすべき人員基準において、当該研修を受講した者が配置されていることが要件のひとつとされている。

① 認知症対応型サービス事業開設者研修

認知症対応型サービス事業所を開設している又は開設しようとしている法人の代表者や介護サービス事業所の管理者を対象とした研修を実施する。当該代表者等には、本研修の受講が義務付けられている。

② 認知症対応型サービス事業管理者研修

認知症対応型サービス事業所の管理者に就任予定の者または現に管理者の職にある者のうち、当該研修の未受講者を対象とした研修を実施する。当該管理者等は、本研修の受講が義務付けられている。

③ 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修

小規模多機能型サービス等の計画作成担当者またはその就任予定者である介護支援専門員を対象とした研修を実施する。当該計画作成担当者等は、本研修の受講が義務付けられている。

各年度の研修修了者数は下記表のとおりである。

開催年度	開設者研修(人)	管理者研修(人)	計画作成担当者研修(人)
平成 21 年度	33	68	23
平成 22 年度	20	69	16
平成 23 年度	17	123	14
平成 24 年度	10	138	14
平成 25 年度	14	129	20

平成 26 年度	10	127	18
平成 27 年度	10	111	24
平成 28 年度	10	127	34
平成 29 年度	17	87	17
平成 30 年度	8	88	30

(出所：青森県作成資料から監査人が作成)

2. 事業の形態

県の単独事業である。公益社団法人青森県老人福祉協会との随意契約による委託事業として実施されている。

3. 事業の実施期間

平成 19 年度～令和元年度。

4. 事業の成果指標と達成度合い

成果指標は特に設定されていない。

5. 事業費の予算と実績額

(1) 当初予算額と実績額

(単位：千円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	備考
当初予算	1,399	1,399	1,399	
実績	1,399	1,399	1,399	
使用料手数料	1,626	1,146	1,190	(注 1)
一般財源	△227	253	209	(注 1)

(注 1) 使用料手数料は研修受講者の納める受講料である。平成 28 年度は予算作成時の見積りよりも受講者数が多く、受講料が事業に係った経費の額を上回ったため、一般財源の金額がマイナスとなっている。

(2) 平成 30 年度決算額の内訳

(単位：千円)

節	平成 30 年度決算額	主な内容
需用費	20	
役務費	27	
委託料	1,352	研修委託費
合計	1,399	

6. 監査結果及び意見

(意見①)随意契約の理由をより具体的に記載すべき

平成 30 年度青森県認知症対応型サービス事業開設者研修の委託契約締結に係る起案書の「契約方法」欄には、随意契約とする理由として、「(略) 老人福祉施設の開設者が組織する団体として高齢者処遇全般に関する深い知見を有し、高齢者介護事業所の開設(予定) 者を対象とする研修事業の適切な実施ができる県内唯一の機関であることから、競争入札には適さないものである」とある。管理者研修及び計画作成担当者研修の委託契約に係る起案書も、同様の記載内容である。この記載内容では、本当に当該機関が研修事業の適切な実施ができる県内唯一の団体なのか、疑問が残る。

この点について高齢福祉保険課の事業担当者に質問したところ、「研修の講師は認知症介護指導者養成研修を受講した認知症介護指導者が務めるが、青森県ではこの認知症介護指導者が全員当該機関に所属している。認知症介護指導者養成研修を受講するためには、県からの推薦が必要だが、今まで推薦してきた方は、すべて老人福祉協会からの推薦であったため、指導者は全員老人福祉協会員であり、当該研修の実施が可能なのは県内でこの団体のみである」旨、回答があった。

確かに前述の理由は、本契約が競争入札に適さないとする理由として適切であると考えられるが、認知症介護指導者が全員当該機関に所属している旨も、起案書に記載すべきである。

契約締結の方法は原則として一般競争入札によるものであるとした地方自治法第 234 条の趣旨を踏まえれば、随意契約はあくまで例外であり、随意契約とする理由は厳正に判断すべきである。「その性質又は目的が競争入札に適しない」(地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号) ため随意契約を締結する場合、当該契約者以外の第三者に履行させることが業務の性質上不可能であるか、慎重に検討する必要がある。

検討に必要な情報が十分に起案書に記載されていない場合、業務の効率的かつ効果的な遂行という観点では、人事異動等で担当者が変わった場合に十分な引継ぎが行われず、担当事務が法令等に基づき適切に執行されていることを、相手方に納得できるように説明できないリスクがあり、また業務に関わる法令等の順守の観点からは契約事務の関係法令に違反するリスクが存在する。このようなリスクに対応する実効性のある内部統制を構築していくためにも、起案書には随意契約とする理由を具体的に記載し、文書として残すことが望ましい。

(15) 認知症疾患医療センター運営事業

【健康福祉部高齢福祉保険課】

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

認知症疾患医療センターとは、認知症の速やかな鑑別診断や、行動・心理症状（BPSD）と身体合併症に対する急性期医療、専門医療相談、関係機関との連携、研修会の開催等の役割を担う医療機関である。この事業は、二次医療圏毎に認知症疾患医療センターを設置し、地域において認知症の進行予防から地域生活の維持まで必要となる医療を提供できる機能体制の構築を図ることを目的とする。

(2) 事業の内容

認知症疾患医療センターの選定及び運営に関する業務を実施している。事業内容は、以下のとおりである。

① 認知症疾患医療センターの運営

認知症疾患医療センターは、その有する専門的医療機能によって、基幹型、地域型、連携型に分類される。類型ごとの機能及び平成 30 年度における青森県の設置医療機関は下記表のとおりである。

	基幹型	地域型	連携型
設置医療機関	病院（総合病院）	病院（単科精神科病院等）	診療所・病院
医療機関名	無し	つくしが丘病院 弘前愛成会病院 青南病院 高松病院	つがる総合病院 むつ総合病院
基本的活動領域	都道府県圏域	二次医療圏域	
委託料 （千円/年）	8,074	3,621	1,464
鑑別診断等	認知症の鑑別診断及び専門医療相談		
人員配置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専門医（1名以上） ・ 専任の臨床心理技術者（1名以上） ・ 精神保健福祉士又は保健師等（2名以上。1名は常勤専従で地域包括 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専門医（1名以上） ・ 専任の臨床心理技術者（1名以上） ・ 精神保健福祉士又は保健師等（2名以上。1名は常勤専従で地域包括支援センターとの連絡調整業務を担当） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専門医（1名以上） ・ 看護師、保健師、精神保健福祉士、臨床心理技術者等（1名以上）

	支援センターとの 連絡調整業務を担 当)		
検査体制（※他 の医療機関との 連携確保対応で 可)	・CT ・MRI ・SPECT（※）	・CT ・MRI（※） ・SPECT（※）	・CT（※） ・MRI（※） ・SPECT（※）
BPSD・身体合 併症対策	一般病床と精神病 床を有し、空床を 確保	一般病床と精神病床を確 保。困難な場合は、急性 期入院治療を行える医療 機関との連携体制を確保	—
医療相談室の設 置	医療相談室を設置し、専門医療相談窓口、専門 電話等必要な設備の設置		専門医療相談が実 施できる体制の確 保

(出所：青森県作成資料から監査人が作成)

② 認知症疾患医療センター選定委員会の設置、運営

認知症疾患医療センターの候補となる医療機関の選定を公平かつ適正に実施するため、青森県認知症疾患医療センター選定委員会を設置、運営する。なお認知症疾患医療センターの選定は新規に認知症疾患医療センターを選定する場合のみ開催されるが、平成 30 年度は新規選定がなかったため、開催されなかった

③ 認知症疾患医療センター実務者会議の開催

県内 6 ヶ所に設置されている認知症疾患医療センターの実務者による現状報告と意見交換を目的として実務者会議を開催する。

2. 事業の形態

介護保険事業費補助金を財源とする事業である。事業経費のうち 1/2 が国の負担であり、1/2 が県の負担である。事業は青森県認知症疾患医療センター選定委員会にて指定された医療機関との随意契約による委託事業である。

3. 事業の実施期間

平成 21 年度～平成 30 年度。

4. 事業の成果指標と達成度合い

厚生労働省の認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）により実施が求められている事業であり、成果指標は設けていない。

5. 事業費の予算と実績額

(1) 当初予算額と実績額

(単位：千円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	備考
当初予算	20,029	22,175	22,175	
実績	16,400	18,760	17,484	
国庫支出金	8,200	9,599	8,704	
一般財源	8,200	9,161	8,780	

(2) 平成 30 年度決算額の内訳

(単位：千円)

節	平成 30 年度決算額	主な内容
委託料	17,412	認知症疾患医療センター運営事業委託料
使用料及び賃借料	72	他の事業で発生した会場使用料
合計	17,484	

6. 監査結果及び意見

(指摘事項①)他事業の使用料及び賃借料を計上している

使用料及び賃借料の決算額 72,000 円は現計予算の金額を計上しているが、実際は本事業での使用料及び賃借料の支出はなく、「あおもり高齢者すこやか自立プラン推進協議会設置費」で予算額を超過した会場使用料及び高齢福祉保険課の管理運営費に計上すべきタクシー代の一部を本事業の決算額に付け替えていた。

このような処理が行われた背景として、同じ節であれば事業の間での決算の付け替えは違法ではないとして許容する組織文化や、決算に必要な情報が課の決算業務担当者に適時かつ適切に集まる仕組みが無いことが考えられ、内部統制の基本的要素である統制環境や情報と伝達に問題がある。

職員のコスト意識を高め、業務の効率的かつ効果的な遂行を図るためにも、予算を超過した場合は、それを他事業や管理運営費に負担させるのではなく、予算を設定した事業に集計し、超過した理由を分析し、今後の予算に反映させる等の対応を取るべきである。

(意見①)経費精算書に実際の支出額を記載するよう指導すべき

認知症疾患医療センターを運営する各医療機関は、翌年度の 4 月 10 日までに、実績報告、経費精算書及びその他地域連携拠点機能に関する事業実績がわかる資料を県に提出しなければならない。つくしが丘病院の提出した平成 30 年度の経費精算書について、実際の経費の金額が 3,698,157 円であるところ、合計額が委託料の上限である

3,621,000円となるよう金額が調整されていた。

委託料の上限金額を超過した支出があったとしても医療機関に支払われる委託料に影響はなく、当該処理自体は法令等に違反するものではない。しかし経費精算書に実績額ではなく委託料上限額を記載することを許容した場合、県を含む事業関係者に対し、事業の実態について誤解を与える恐れがある。

今後の予算作成や事業の在り方について検討する際に、実際にどれだけの経費がかかっているのか、正しい数字を基に検討することは重要である。県は各医療機関に対し、法令や事業実施要綱により提出が求められている書類には正しい金額を記載するよう、指導することが望ましい。

(意見②)事業の実態に応じた予算編成を行うべきである

平成30年度の当初予算は、選定委員会の実施3回と、現在連携型の医療センターである2つの医療機関が、年度の途中で地域型に移行するという前提で編成されている。しかし選定委員会は新たな医療機関が医療センターに指定される場合に開催されることから、新規指定が無い年度は予算が過大となる。また連携型から地域型への移行も、実際に実施されなければ同様に予算が過大となるが、県は将来的にすべての医療センターを地域型へと移行することを目標としているため、当初予算編成の段階ではすべて地域型に移行する前提での予算編成を行っている。

確かに、最終的にすべての医療機関を連携型から地域型に移行させるという県の目標は合理的であるし、認知症医療センターを増やしていくために選定委員会の予算をあらかじめ確保していくという考え方は理解できる。

しかしその結果予算額が事業の実態に対して過大になっており、他の事業予算が不足した際の経費の付け替え（上記、指摘事項①もその一例である）の温床になっていると考えられる。安易に予算の付け替えが行われているという実態があることに鑑み、現状の予算額が想定よりも少なくなるのが明らかであるならば、合理的な将来見通しに応じた予算編成を実施し、追加の予算が必要になったならば、増額補正で対応するべきである。

(16)認知症対策普及支援事業

【健康福祉部高齢福祉保険課】

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

総合的かつ継続的な認知症対策の推進を図るための検討会の設置及び市町村における認知症対策の推進を図るための連絡会の開催、認知症に関する知識・技術を持った人材の育成、若年性認知症患者への対策強化を実施することで、「認知症になっても本人の意思

が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けることができる社会」の実現を目的とする。

(2) 事業の内容

当事業は4つの事業から構成されており、各事業の内容は以下のとおりである。

① 青森県認知症施策推進事業

認知症の人やその家族の視点を持ちつつ、認知症施策を総合的に推進するため、青森県認知症施策推進協議会を設置・運営する。協議会は下記の表に記載の団体から構成され、各団体から協議会の委員が選出される。協議会では構成団体の認知症施策の取組について共有するとともに、県の認知症施策について意見交換が行われる。平成30年度は2回開催された。

分野	構成団体
医療	公益社団法人 青森県医師会
	認知症疾患医療センター
学識経験者	公立大学法人 青森県立保健大学
	国立大学法人 弘前大学
介護・福祉	公益社団法人 青森県介護支援専門員協会
	公益社団法人 青森県老人保健施設協会
	公益社団法人 青森県老人福祉協会
	公益社団法人 日本認知症グループホーム協会 青森支部
当事者関係者	公益社団法人 認知症の人と家族の会 青森県支部
市町村	市町村
	青森県地域包括・在宅介護支援センター協議会

② 認知症対策市町村連絡会事業

県内の認知症施策関係者が一堂に会し、取組の促進を図ることを目的として、先進的な認知症総合支援事業に係る活動報告、認知症初期集中支援チーム員・認知症地域支援推進員等関係者同士の情報交換を行うセミナーを開催する。平成30年度は2回開催された。

③ 認知症キャラバン・メイト養成及びフォローアップ研修

認知症サポーターは、認知症サポーター養成講座を受講し、認知症について正しい知識を持ち、自分でできる範囲で認知症の人や家族を手助けする応援者である。認知症サポーター養成講座の上級講座である「認知症サポーターステップアップ講座」の開催を促進するため、その講師役を担当する「キャラバン・メイト」の養成研修を行うとともに、「キャラバン・メイト」のスキルアップに関する研修会としてキャラバン・メイトフォローアップ研修を開催し、能力向上及び活動の活性化を図

る。平成 30 年度はキャラバン・メイト養成研修とキャラバン・メイトフォローアップ研修それぞれ 1 回開催された。

④ 青森県若年性認知症総合支援センター事業

若年性認知症総合支援センターを設置し、若年性認知症の人やその家族等からの相談及び若年性認知症の人やその家族等の支援に携わる者のネットワークを調整する者を配置した上で、若年性認知症の特性に配慮した就労継続支援及び社会参加支援等を推進する。そのために、個別相談事業の実施、若年性認知症自立支援ネットワーク会議の開催及び若年性認知症自立支援研修の実施を行う。

2. 事業の形態

介護保険事業費補助金と県の一般財源を財源とする事業である。事業経費のうち 1/2 が補助金、1/2 が県の負担である。

①青森県認知症施策推進事業及び②認知症対策市町村連絡会事業は県が実施する事業である。③認知症キャラバン・メイト養成及びフォローアップ事業は公益社団法人認知症の人と家族の会青森県支部との随意契約による委託事業であり、④青森県若年性認知症総合支援センター事業は公益財団法人こころすこやか財団との随意契約による委託事業である。

3. 事業の実施期間

平成 21 年度から継続事業として行っている。

4. 事業の成果指標と達成度合い

認知症キャラバン・メイト養成及びフォローアップ研修は認知症サポーター及びキャラバン・メイト数が成果指標である。各指標の推移は下表のとおりとなっている。その他の事業では成果指標は設定されていない。

年度	認知症サポーター及びキャラバン・メイト数 (人)
平成 29 年度	83,837
平成 30 年度	102,845
令和 2 年度までの目標	120,000

(出所：青森県作成資料から監査人が作成)

5. 事業費の予算と実績額

(1) 当初予算額と実績額

(単位：千円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	備考
当初予算	8,937	9,125	8,620	

実績	5,560	8,204	7,930	
国庫支出金	3,221	4,452	4,310	
一般財源	2,339	3,752	3,620	

(2) 平成 30 年度決算額の内訳

(単位：千円)

節	平成 30 年度決算額	主な内容
報償費	221	
旅費	152	
需用費	174	
役務費	82	
委託料	7,144	青森県若年性認知症総合支援センター 事業委託料
使用料及び賃借料	157	
合計	7,930	

6. 監査結果及び意見

(指摘事項①)需用費及び役務費の決算処理が事業の実績を反映していない

需用費と役務費について、主な内容がコピー用紙、封筒、切手や電話代といった、特定の事業に経費を集計することが難しい支出であり、一定の配賦計算をすることが困難であるとの理由から、決算では事業の実績に関わらず現計予算額で計上していた。しかし、議事録のテープリライト代のように、直接本事業に紐づけて実際発生額を容易に集計可能な支出についても、決算上は現計予算額で計上されていた。たとえ一定の配賦計算が必要な費目であっても、現計予算での計上が合理的とはいえない。

このような処理が行われた背景として、同じ節であれば事業の間での決算の付け替えは違法ではないとして許容する組織文化や、決算に必要な情報が課の決算業務担当者に適時かつ適切に集まる仕組みが無いことが考えられ、内部統制の基本的要素である統制環境や情報と伝達に問題がある。

財務報告等の信頼性の確保や資産の保全といった観点からも、事業に直接紐づけ可能な支出は実績額を計上し、コピー代や通信費等はセミナーの実施回数などの実績値に置き換え計算する等、可能な範囲で事業の実態を反映させた決算処理をすべきであるし、現在の体制では対応できないのであれば、事業担当者から決算担当者に必要な情報が伝達されるよう、業務のプロセスを見直すべきである。

(指摘事項②)契約保証金の還付手続の遅延

平成 30 年度青森県若年性認知症総合支援センター事業は平成 31 年 3 月 31 日時点で

事業報告の検査が完了しており、契約の履行が確認されていた。財務規則第 160 条第 1 項によると、契約保証金の還付については契約を履行した後に還付することとされており、その還付時期については、財務質疑応答集 4.06.26 で、「債権の性質上請求書を徴する必要がないもの」であり、「相手方の契約の履行を確認した後、請求書の提出を待たずに、速やかに還付手続をとらなければなりません」とされている。

この点、本事業に係る契約保証金は検査完了後速やかに還付手続をとるべきところ、実際の還付は 5 月 21 日となり、遅延が生じていた。この遅延に対しては、財務指導課より指導を受けている。

遅延の原因として、高齢福祉保険課の事業担当者及び決算担当者が、保証金の還付は委託料の確定後に実施すべきものと誤認しており、相手方の契約の履行を確認した後、速やかに還付手続をとるとの認識がなかったことによる。また平成 31 年 4 月 1 日より事業担当者と決算担当者が異動となり、後任に業務の引継ぎが行われているが、その際に十分な引継ぎが行われず、結果として効率的かつ効果的な遂行が行われなかったことにも原因があると考えられる。

必ずしも十分な知識と経験を有した担当者間で引継ぎが行われるとは限らないため、引継ぎの体制を整備し、再発防止に努めることが望ましい。

(意見①)随意契約の理由をより具体的に記載すべき

平成 30 年度青森県若年性認知症総合支援センター事業は、平成 28 年度の公募において受託先として決定した公益財団法人こころすこやか財団との随意契約による委託事業である。本委託契約締結に係る起案書の「契約の方法」欄では、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に基づき随意契約とし、その理由として、「本委託業務は、受託先を公募し、最も優れていると判断された業者と随意契約するものである」とある。しかし、公募を実施したのは平成 28 年度であり、この記載内容では、「その性質又は目的が競争入札に適さない」（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号）ものであるか判断できない。

この点について高齢福祉保険課の事業担当者に質問したところ、「事業の内容から、ある程度継続性をもって実施してもらう必要がある。毎年実施報告書を提出してもらっており、事業の実施内容に問題はない。また、より適切に事業を実施できる者が他にいれば変更も検討する前提で毎年度契約を更新することとしているが、現時点でそのような状況にはない。そのため、平成 28 年度の公募で決定した相手先との随意契約としている」旨、回答があった。

確かに前述の理由は、本契約が競争入札に適さないとする理由として適切であると考えられるが、その理由を具体的に起案書に記載すべきである。

契約締結の方法は原則として一般競争入札によるものであるとした地方自治法第 234 条の趣旨を踏まえれば、随意契約はあくまで例外であり、随意契約とする理由は厳正に

判断すべきである。「その性質又は目的が競争入札に適しない」（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）ため随意契約を締結する場合、当該契約者以外の第三者に履行させることが業務の性質上不可能であるか、慎重に検討する必要がある。

検討に必要な情報が十分に起案書に記載されていない場合、業務の効率的かつ効果的な遂行という観点では、人事異動等で担当者が変わった場合に十分な引継ぎが行われず、担当事務が法令等に基づき適切に執行されていることを、相手方に納得できるように説明できないリスクがあり、また業務に関わる法令等の順守の観点からは契約事務の関係法令に違反するリスクが存在する。このようなリスクに対応する実効性のある内部統制を構築していくためにも、起案書には随意契約とする理由を具体的に記載し、文書として残すことが望ましい。

(17)青森県長寿社会振興センター運営事業

【健康福祉部高齢福祉保険課】

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

「都道府県明るい長寿社会推進機構事業運営要綱」（平成元年厚生省通知）に基づき、高齢者が健康で、かつ生きがいを持って活発な社会活動ができる明るく活力あふれる長寿社会の実現を図るため、“明るい長寿社会推進機構”を設置し、次の事業内容を推進している。

(2) 事業の内容

社会福祉法人青森県すこやか福祉事業団（注1）に下記の業務を委託している。

- ① 高齢者のスポーツ、健康づくり及び地域活動等を推進するための組織づくり
あおりシニアフェスティバルの開催事業、全国健康福祉祭への参加選手の派遣事業。
- ② 高齢者の社会活動の振興のための指導者等育成
長寿な生活調査・発信事業。
- ③ 仲間づくり
- ④ その他高齢者のために必要と認められる事業

(注1) 社会福祉法人青森県すこやか福祉事業団の概要

- ・ 昭和52年12月5日に設立し、青森県が1,500万円出資している。その後、平成16年12月の行政改革大綱に基づき、平成19年度までに独立民営化が行われることになった。
- ・ 事業内容は、第一種社会福祉事業（障害児入所施設の経営、養護老人ホームの経営

等)、第二種社会福祉事業(障害福祉サービス事業の経営、青森県発達障害者支援センターの経営等)を行っている。

- ・ 人員は平成 31 年 3 月 31 日時点で 297 名、内訳は各施設、福祉センター等が 282 名、事務局が 15 名の陣容となっている。

2. 事業の形態

県単独事業である。財源の一部は「長寿社会づくりソフト事業費交付金」である。

3. 事業の実施期間

平成 14 年度から継続事業として行っている。

4. 事業の成果指標と達成度合い

成果指標は特に設けていない。

5. 事業費の予算と実績額

(1) 当初予算額と実績額

(単位：千円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	備考
当初予算	37,260	36,662	35,838	
実績	36,860	33,763	35,838	(注 1)
諸収入	12,824	7,084	5,998	(注 2)
一般財源	24,036	26,679	29,840	

(注 1) 当初予算と実績が同額の理由については、6. 監査結果及び意見 の(指摘事項 ②)を参照。

(注 2) 諸収入は、長寿社会づくりソフト事業費交付金交付事業による交付金である。

この交付金は、公益財団法人地域社会振興財団が実施している地域医療等振興自治宝くじ(レインボーくじ)の収益金を財源とし、都道府県及び市町村等が国の高齢社会対策大綱の実現に資するために行うソフト事業に対して交付している。

(2) 平成 30 年度決算額の内訳

(単位：千円)

節	平成 30 年度決算額	主な内容
委託料	35,838	社会福祉法人青森県すこやか福祉事業団

委託料の内訳 (単位：千円)

項目	金額
組織づくり等事業 ・全国健康福祉祭（ねんりんピック）参加 ・あおもりシニアフェスティバル開催事業	10,552
長寿な生活調査・発信事業	
人件費	22,603
管理費	2,683
合計	35,838

社会福祉法人青森県すこやか福祉事業団との委託契約は、随意契約であり、この理由について、事業委託契約時の起案理由において、下記のような説明がされている。

『長寿社会振興センター運営事業については、「高齢者の生きがいと健康づくり推進事業について」（平成元年10月19日付け厚生省大臣官房老人保健福祉部長通知）に基づき、本県における「明るい長寿社会づくり推進機構」として平成3年7月に設立された財団法人青森県長寿社会振興財団に委託、平成14年度に同財団と社会福祉法人青森県社会福祉事業団が統合し、社会福祉法人青森県すこやか福祉事業団となってからは、同事業団に委託してきたものである。

同事業団は、「青森県長寿社会振興センター運営事業実施要綱（平成14年4月制定。）」により、引き続き委託先としていることを踏まえ、本契約は競争入札に適さないものと判断し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約とするものである。」

6. 監査結果及び意見

(指摘事項①)委託先が再委託する場合の書面による事前承認がない

「平成30年度青森県長寿社会振興センター運営事業委託契約書」第8条において、再委託については、下記のように規定されている。

第8条 受注者は、委託事業の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により発注者の承認を得た場合は、この限りではない。

しかし、「平成30年度青森県長寿社会振興センター運営事業委託に係る事業実績報告書」の中の「2 事業の実施状況及び支出済額内訳」をみると、下記のとおり委託料が発生しているが、再委託に関する事前の書面による承認を受けていなかった。長く委託しているとはいえ、委託先がどのように事業を実施しているのかを普段から関心を持って監督するべきであり、もっと緊張感を持った関係を保つべきである。なお、令和元年度からは、県で自ら気が付いて、書面による事前承認をしているとの説明を受けた。

事業	内容	支出科目	金額 (円)
全国健康福祉祭参加費	選手派遣に係る旅行会社への委託料	委託料	12,211,928
あおりシニアフェスティバル	主管団体に係る委託料	委託料	772,977
長寿な生活調査・発信事業	ホームページ保守管理委託	委託料	1,285,200

(意見①)運営事業契約書にもとづく適正な事業実績報告書の記載を指導すべき

「平成 30 年度青森県長寿社会振興センター運営事業委託契約書」第 14 条において、委託料の精算等として、支払いの上限額は、委託料の契約額、もしくは委託料の契約額に満たない場合は、実際の支出額のいずれか低い金額である旨が、下記の条文で規定されている。

第 14 条 受注者は、契約期間満了後 1 か月以内に事業実績報告書（第 3 号様式）、収支決算書その他発注者が必要と認める書類を発注者に提出しなければならない。

2 前項の事業実績報告書において、委託事業に係る支出済額が第 4 条に定める委託料の額に満たない額であるときは、同条の規定にかかわらず、当該支出額を委託料の額とする。

3 受注者は、前項の場合において、委託料の額を超える金額の支払いを既に発注者から受けているときは、発注者の指定する期日までに、その超える額を返還しなければならない。

本事業では、上記 5（1）当初予算額と実績額で示しているとおり、当初予算額と実績額とが同額になっているが、これは、支出済額が委託料よりも超過しているためである。しかし、下記のとおり、委託先に要求している精算書の記載内容だけでは、支出済額が委託料を超過していることがわからないので、支出済額が委託料の契約額に比較して超過しているかどうか分かるように記載情報を充実させるべきである。この委託料精算書は、県が委託料を支払う際に正しい支払額をチェックするために使用されるものであるから、正しい実績額を併記させることなどにより、その妥当性のチェックがしやすくなるような工夫を講じたほうが良いと思われる。

(事例の概要)

「平成 30 年度青森県長寿社会長寿社会振興センター運営事業委託に係る事業実績報告書」の中の「3 委託料精算書」の記載は、下記のとおりになっている。

委託料精算書

(単位:円)

科目	収入済額	支出済額	過不足額	左の内訳
事業費	35,838,000	35,838,000	0	
事業費	35,838,000	35,838,000	0	
① 組織作り等事業	7,439,000	7,439,000	0	
全国健康福祉祭(ねんりんピック)参加・あおもりシニアフェスティバル開催事業	7,439,000	7,439,000	0	
全国健康福祉祭参加費	4,744,000	4,905,902	△161,902	
あおもりシニアフェスティバル開催費	2,695,000	2,533,098	161,902	
(略)				
	35,838,000	35,838,000		

過不足額が生じている事業の支出済みの額の詳細のうち、全国健康福祉祭参加費の支出済額 4,905,902 円は、実際支出済額 13,808,775 円から参加者の自己負担額 8,902,873 円を控除した金額であり、同様にあおもりシニアフェスティバル開催費 2,533,098 円は、実際支出済額 2,619,898 円から参加者の自己負担額 86,800 円を控除した金額である。従って、例えば、下記のように注釈を付して説明をさせるのが良いと思われる。

委託料精算書

(単位:円)

科目	収入済額	支出済額	過不足額	左の内訳
事業費	35,838,000	44,822,673	0	
事業費	35,838,000	19,536,673	0	
② 組織作り等事業	7,439,000	16,423,673	0	
全国健康福祉祭(ねんりんピック)参加・あおもりシニアフェスティバル開催事業	7,439,000	7,439,000	0	
全国健康福祉祭参加費	4,744,000	4,905,902	△161,902	(注1)
あおもりシニアフェスティバル開催費	2,695,000	2,533,098	161,902	(注2)
(略)				
	35,838,000	35,838,000		

(注1) 実際支出済額 13,808,775 - 自己負担額 8,902,873 = 4,905,902

(注2) 実際支出済額 2,619,898 - 自己負担額 86,800 = 2,533,098

(意見②)退職年金、退職共済の支払いに関する明確な取り扱いについて

本事業の委託料には、委託先の職員の人件費も含まれているが、その人件費には、退職年金、退職共済の分も含まれて支払われている。しかし、平成30年度青森県長寿社会振興センター運営事業委託契約書に添付されている「別紙1 平成30年度青森県長寿社会

振興センター運營業委託料内訳」の中で「(人件費)給与、法定福利費、委託事業に従事する職員の給料、諸手当、共済費」として記載されているだけで、人件費の中に退職年金、退職共済が含まれるかについては、契約書、添付資料を見るかぎりでは明らかとはなっていない。

予算の積算資料のなかに退職年金、退職共済が含まれているので、委託料に含めて、職員の退職金負担までを支払うことを前提にして事業を組み立てているようであるが、どういう理由で支払うのかを明確に契約書もしくは添付資料のなかに記載しておくことが必要であろう。なぜならば、退職金や退職年金は長期にわたる過去のサービス年数に対する対価として考えられるため、結果的に、毎年継続的に随意契約で委託しているとしても、毎年契約する委託先の人件費について当然に退職金まで負担するとは解釈できないからであり、退職金負担まで委託料として支払うには合理的な理由を開示しておくことが重要であると考えられるからである。

また、社会福祉法人青森県すこやか福祉事業団と青森県との関係性を見ると、青森県が1,500万円の出資をしていること、社会福祉法人青森県すこやか福祉事業団の事務局の半数が本事業である青森県長寿社会復興センター運營業に関与していること、そして、独立民営化した趣旨も考慮し、疑義の発生する可能性がある箇所については、明確に理由付けをして処理することが必要である。

(18)高齢者の安全・安心促進事業

【環境生活部県民生活文化課】

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

県内の交通事故による死者のうち5割以上が65歳以上の高齢者であり、その対策は急務である。また、高齢者を狙った還付金詐欺など特殊詐欺をはじめ、強引な訪問販売など高齢者が巻き込まれる消費者トラブルも深刻な問題となっている。高齢者の交通事故防止や消費者トラブルの防止など、高齢者が安全・安心で快適に暮らせる生活環境を整備することが当事業の目的である。

(2) 事業の内容

① 高齢者安全・安心キャラバンの実施

敬老会など高齢者が多数集まる会合や、通所施設など的高齢者が多数利用する施設に県職員と講師が出向き、参加者との対話や参加型寸劇等で構成された「交通事故防止と消費者トラブル防止」についての講座を実施した。具体的な内容としては、反射材の重要性、道路横断の際に横断歩道を渡ることの重要性、詐欺の事例紹介等がなされている。

業務は株式会社アール・エー・ビーサービスへの委託にて実施されており、講師は、青

森県内で知名度が高く、高齢者層が親しみを感じるタレント等が起用されている。1回の講座実施時間は約30分程度であり、平成30年度は県内21箇所で開催され、総参加者数は4,020名であった。アンケート結果「内容はわかりやすかったか（はい1,984名、いいえ24名）」、「今日学んだことを実践できると思うか（はい1,970名、いいえ38名）」、「消費生活センターや消費者ホットライン「188」を覚えたか（はい1,912名、いいえ96名）」等といった結果からもわかるように、当講座は好評かつ実践可能性の高いものであったと評価できる。

② 高齢者の安全・安心協力店確保作戦

地域の高齢者が立ち寄る床屋などを職員が訪問し、高齢者への声かけと高齢者の目に付く場所への啓発冊子の配置依頼を行った。

2. 事業の形態

県の単独事業である。財源の一部は「長寿社会づくりソフト事業費交付金」である。当交付金は、公益財団法人地域社会振興財団から交付されており、交付メニュー（申請事業区分）のうち「住宅・生活環境事業」に該当している。

3. 事業の実施期間

平成29年度に開始した2か年事業であり平成30年度にて完了した。

4. 事業の成果指標と達成度合い

当事業単独の成果指標は、特に設けていない。

ただし、「青森県交通安全計画」による目標（交通事故死者数を令和2年までに年間38名以下）に関連しており、担当課としてもモニタリングはしているとのことであった。なお、平成30年における青森県内の交通事故死者数は、複数の死者を伴う交通事故が3件発生したことなどにより、死者数が前年比3人増の45名となった。

また、「青森県犯罪のない安全・安心まちづくり推進計画」による目標（消費生活センターの認知度を令和5年度までに80%以上）に関連しており、担当課としてもモニタリングはしているとのことであった。なお、直近の平成29年度における消費生活センターの認知度は65.6%となっている。

5. 事業費の予算と実績額

(1) 当初予算額と実績額

(単位：千円)

	平成29年度	平成30年度	備考
当初予算	5,066	4,725	

実績	4,895	4,701	
一般財源	3,376	3,687	
諸収入	1,519	1,014	長寿社会づくりソフト事業費交付金

(2) 平成 30 年度決算額の内訳

(単位：千円)

節	平成 30 年度決算額	主な内容
旅費	6	
需用費	426	消耗品費
役務費	5	
委託料	4,264	「高齢者安全・安心キャラバン」業務委託
合計	4,701	

6. 監査結果及び意見

(意見①) 「高齢者安全・安心キャラバン」寸劇の動画サイトでの公開について

「高齢者安全・安心キャラバン」にて実施した寸劇を YouTube 等の動画サイトにて公開することで、より一層高齢者の交通事故防止や消費者トラブルの防止が図られるものとする。

実施した寸劇は前述の「1 (2) ① 高齢者安全・安心キャラバンの実施」にも記載したように、青森県内で知名度が高く高齢者層が親しみを感じるタレント等が起用されていること、アンケート結果の評価が高いことから、高品質であったものと評価できるため、動画サイトで広く公開することは有意義である。確かに、高齢層は比較的インターネットや動画サイトに詳しくないことも想定されるが、例えば、子・孫が高齢者に対してタブレット等で閲覧を促すようなケースも考えられるし、そもそも動画サイトで共有することに多額のコストは発生しないため、効果が限定的であったとしても効率性・経済性は害されない。今後、動画サイトでの公開を望みたい。

(意見②) アンケートへの自由記載欄を設けることについて

「高齢者安全・安心キャラバン」のアンケート原本を閲覧したところ、当該アンケートに回答者の自由記載欄が存在しなかった。自由記載欄を設けることで、具体的な進め方や今後の事業展開について有意義な意見を聴取できる可能性があるため、自由記載欄は設けることが望ましいものと思料する。

(19)スポーツでいきいき！生涯健康力アップ事業

【教育庁スポーツ健康課】

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

- ① 女性や中高年・高齢層を中心とした県民がスポーツに親しみ、運動習慣を定着させることができるように、年齢・体力・運動能力に応じたスポーツ・健康づくりの場を提供し、スポーツを通じた健康づくりを推進する。
- ② トップアスリートとの触れ合いを通して、県民のスポーツと健康に対する意欲を高める。

(2) 事業の内容

① カスタムメイド健康づくり講座実施事業

総合型地域スポーツクラブ(注1)から地域の団体等に講師を派遣し、「カスタムメイド健康づくり講座」を実施する。

② 地域におけるスポーツ・健康教室開催事業

専門的な知識を有するスポーツクラブ等への委託によるスポーツ・健康教室の開催を実施する。

③ スポーツで健康になる意識啓発事業

トップアスリートを講師に迎えた、スポーツの実演・スポーツと健康をテーマとするシンポジウムを開催する。(年1回)

県民の生涯スポーツ等に関する意識調査を実施する。

(注1)総合型地域スポーツクラブとは、人々が身近な地域でスポーツに親しむことができる新しいタイプのスポーツクラブで子供から高齢者まで(多世代)様々なスポーツを愛好する人々が(多種目)初心者からトップレベルまで、それぞれの志向、レベルに合わせて参加できる(多志向)という特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営するスポーツクラブである。(スポーツ庁 HP より)

2. 事業の形態

県単独事業である。

3. 事業の実施期間

平成29年度から平成30年度の継続事業となっている。

4. 事業の成果指標と達成度合い

成果指標は特に設けていない。

5. 事業費の予算と実績額

(1) 当初予算額と実績額

(単位：千円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	備考
当初予算	7,643	7,746	
実績	2,272	3,643	
諸収入	1,600		(注 1)
一般財源	672	3,643	

(注 1)平成 29 年度の諸収入は、シンポジウムからの助成金である。

(2) 平成 30 年度決算額の内訳

(単位：千円)

節	平成 30 年度決算額	主な内容
報償費	1,631	講師、パネリスト等謝金
旅費	134	講師、パネリスト等旅費
需用費	25	イベント消耗品費、看板代等
役務費	45	通信運搬費
委託料	1,666	県民の生涯スポーツ等に関する意識調査等委託料
使用料及び賃借料	142	会場借り上げ代
合計	3,643	

(3) 平成 30 年度「スポーツでいきいき！生涯健康力アップ事業」の取組状況

平成 30 年度における「スポーツでいきいき！生涯健康力アップ事業」の取組状況は、「①カスタムメイド健康づくり講座実施事業」と「③スポーツで健康になる意識啓発事業」が行われており、「②地域におけるスポーツ・健康教室開催事業」の事業実績はない。

【カスタムメイド健康づくり講座実施事業】

下表のカスタムメイド健康づくり講座実施事業のうち、監査の対象とした青森県型地域共生社会に関連する取組としては、No 3 大鰐町、No 4 野辺地町、No 5 南部町が該当する。

No	市町村	団体名	種目	主な対象
1	つがる市	認定こども園しげた保育園	ヨガ	子育て世代の女性
2	八戸市	認定こども園長者幼稚園	ヨガ	
3	大鰐町	大鰐町温泉介護センターあぜりあ	介護予防体操	高齢者
4	野辺地町	野辺地町老人クラブ連合会	健康体操	
5	南部町	名川 B&G 海洋センター	介護予防体操	

6	六戸町	六戸町 B&G 海洋センター指導者会	HIPHOP ダンス	職場
7	六ヶ所村	六ヶ所原燃警備株式会社	健康体操	
8	南部町	老人保健介護施設 孔明荘	筋力トレーニング 貯筋体力づくり	

これらの No3、No4、No5 の内容は、以下のとおりであり、大鰐町、野辺地町、南部町の活動に関する支出経費は、講師への謝金、交通費、保険の経費である。

[No3] 大鰐町における「カスタムメイド健康づくり講座実施事業（高齢者）」

① 実施した種目→介護予防体操

② 参加者の年代別分析(人)

	30代以下	40代	50代	60代以上	計
4回の延べ人数	6	8	3	84	101

(主催団体からの結果報告書より抜粋)

参加者合計 101 人のうち、男性 28 人、女性 73 人の内訳となっている。

計画では男性 8 人、女性 24 人 合計 32 人となっており、これは 1 回あたりの人数という説明であった。また、30 代、40 代、50 代の参加者がいるというのは、お世話をするスタッフが含まれているからであるという説明であった。

③ 参加団体からカスタム健康づくり講座への希望内容

高齢者の介護予防を図るうえで、専門的な知識が不十分であることから、どのように運動してもらえばよいのかわからない。特に上下肢機能の低下を目的とした運動を希望している。

[No4] 野辺地町における「カスタムメイド健康づくり講座実施事業（高齢者）」

① 実施した種目→健康体操

② 参加者の年代別分析(人)

	30代以下	40代	50代	60代以上	計
4回の延べ人数				38	38

(主催団体からの結果報告書より抜粋)

参加者合計 38 人のうち、男性 11 人、女性 27 人の内訳となっている。

計画では男性 15 人、女性 85 人、合計 100 人となっている。(延べ人数で記載している。)実績は計画をかなり下回っているが、この理由は、女性の参加者が想定外に少なかったためである。

③ 参加団体から健康づくり講座への希望内容

高齢者でも体に負担をかけることなく、気軽に継続的に活動できるものになりたい。また、近年の社会情勢に伴う生活環境の変化により、ひとり暮らしの高齢者が増加傾向にあることから、健康増進及び体力向上を目指すとともに、スポーツ活動を通じて仲間づくりにつながるものになりたい。

[No5] 南部町における「カスタムメイド健康づくり講座実施事業（高齢者）」

① 実施した種目→介護予防体操

② 参加者の年代別分析(人)

	30代以下	40代	50代	60代以上	計
4回の延べ人数				103	103

(主催団体からの結果報告書より抜粋)

参加者合計 103 人のうち、男性 2 人、女性 101 人の内訳となっている。

計画では男性 1 人、女性 32 人 合計 33 人となっており、これは 1 回あたりの人数という説明であった。

③ 参加団体から健康づくり講座への希望内容

介護保険サービスを受けていない概ね 60 歳以上の方を対象として寝たきりの原因である転倒による骨折を防ぐための運動指導を希望している。

【スポーツで健康になるイベント開催事業】

平成 31 年 1 月 20 日に一般県民を対象として、青森市内のホテルで行われた。

実施内容は、「運動・スポーツで健康になるイベント」としてトークセッション「楽しく続けよう！自分でつくる健康ボディ」と実技指導が実施された。

6. 監査結果及び意見

(意見①)カスタムメイド健康づくり講座については年齢別分析を詳細にすべき

「カスタムメイド健康づくり講座」申込書、「カスタムメイド健康づくり講座」報告書、いずれも年齢別分析が 60 歳以上と一括りとなっている。一般的な「カスタム健康づくり講座」であれば現状の年代別分析で問題がないと思うが、特に、高齢者を対象としたカスタムメイド健康づくり健康講座においては、60 歳から 90 歳までの年代を分けて記載しないと事業の目的に相応した分析ができないので、書式の改訂が必要と考える。ちなみに、[No3] 大鰐町における「カスタムメイド健康づくり講座実施事業（高齢者）」を例に改訂書式を示すと下記のようなになる。

参加者の年代別分析(人)

	30代以下	40代	50代	60代	70代	80代	90代	計
4回の延べ人数	6	8	3	3	18	52	11	101

(県が収集した資料から監査人が作成したものである。)

(意見②)各市町村スポーツ振興課による参加団体増加策に期待する

平成 30 年度の「カスタムメイド健康づくり講座」の中で、青森県型地域共生社会の実現に向けた取組に参加した 3 団体中、大鰐町と野辺地町の 2 団体は、平成 29 年度から継続して参加している。2 年連続して参加してはならないという規定はなく、また事業予算

設計時に想定した 12 団体を超えていないので何ら問題とならないとのことであるが、今まで参加のない団体にも呼びかけ、参加団体を広げていくことが望ましいと考える。

高齢化とスポーツによる課題解決をする観点からみると、県内各市町村スポーツ振興担当課を通じて募集している参加団体の取り込み数や、関係団体等への参加の呼び込みが想定水準以下になっているものと窺がえる。最終的に県庁の手を離れ、各市町村や団体に委ねられていくことを考えると高齢化とスポーツによる課題解決について、限られた予算内で成果目標を明らかにしないまま「何となく」やっつけては期待した成果が実現しないまま終了してしまうおそれがあるので、参加する団体数を増加させる方策を市町村スポーツ振興課には期待したいし、県としても各市町村と密接な連携をとってサポートすることを望みたい。

第2 多様な担い手の確保・育成に関する事業

(20)自立・持続する社会貢献活動促進事業

【環境生活部県民生活文化課】

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

住み慣れた地域で誰もが安心して生活できる地域共生社会の実現をめざし、NPO、地縁組織、地域企業などの多様な主体による地域密着型の社会貢献活動を活性化するため、プロボノ活動の実践と普及を図ることが当事業の目的である。

「プロボノ」とは、ラテン語の「公共善のために (Pro Bono Publico)」に由来する言葉であり、仕事や個々の経験を通じて獲得した専門的な知識や技能をボランティアとして提供し、社会課題の解決に成果をもたらすことを意味する。具体的なプロボノ活動としては、ホームページ制作の知識を有する者（プロボノワーカー）が、地元NPO（支援先団体）のホームページを作成し、情報発信の支援を行うといった事例があげられる。

地域サービスの実施主体である支援先団体にとってのメリットは、プロボノワーカーの支援により、スタッフの高齢化や担い手不足、資金確保などの課題解決が図られることがあげられる。プロボノワーカーにとっても、ボランティアとしてのやりがいや得られること、他のプロボノワーカーや支援先団体とのネットワークづくりができること、異業種の人たちと関わることで自らのスキルアップが図られるといったメリットがある。すなわち、プロボノ活動では支援を行う者、支援を受ける者の双方において「WIN WIN」の関係性が保たれることとなる。また、近年は企業としてプロボノ活動を行う事業体や、従業員の研修の場としてプロボノへ参加させる企業もあり、他業種交流により優れたビジネス感覚を身に付けることや、課題解決能力を磨くことが期待されている。

関係者全員にとってメリットがあるプロボノ活動の普及により「青森県型地域共生社会」を実現することが当事業の最終的な目的となる。

(2) 事業の内容

プロボノ活動を普及するためには、プロボノワーカーとNPO・地域団体等の支援先団体をつなぐ事務局が必要となる。青森県内においては、そのような常設の事務局は存在せず、また、プロボノ活動の知名度もまだまだ低い現状である。

当事業では、プロボノの知名度向上のために「プロボノ促進トップセミナー」を1回実施（約80名参加）したほか、青森県にプロボノを根付かせるために「青森プロボノチャレンジ」と題し、プロボノワーカーとNPO・地域団体等の支援先団体をつなぐ事務局を設置し、1~2か月程度と短期間で行えるプロボノ体験活動を実施した。平成30年度においては、22名のプロボノワーカーにより、5件の支援先団体へのプロボノ活動の実施がなされた。詳細は下表のとおりである。

No	支援先団体	支援メニュー
1	NPO 法人子育てオーダーメイド・サポートこもも	新規ヘルパー導入マニュアル作成
2	NPO 法人あおもりラジオくらぶ	市民参加募集に向けたウェブコンテンツ作成
3	CFS (慢性疲労症候群) 支援ネットワーク	クラウドツール活用支援
4	NPO 法人コミュニサーあおもり	イベント運営マニュアル作成
5	NPO 法人ツル多はげます会	全国大会告知のための特設サイト制作

2. 事業の形態

当事業のメインとなる「青森プロボノチャレンジ」の企画・運営は、NPO 法人サービスグラントへの委託にて実施している。NPO 法人サービスグラントは日本におけるプロボノの草分け的存在であり、東京・関西圏において支援先団体とプロボノワーカーのマッチングを行う等の積極的なプロボノ活動を支援している。財源の一部には、地方創生推進交付金が活用されており、対象経費の1/2は、当該交付金によりまかなわれる。

3. 事業の実施期間

平成30年度に開始した事業であり、令和元年度においても継続している。

4. 事業の成果指標と達成度合い

当事業は、青森県におけるプロボノ活動の基礎を築くための初期事業であり、プロボノ活動体験の県民への提供、プロボノの普及、普及に向けた課題検討を目的としており、現状では特段の事業の成果指標は設定していない。

5. 事業費の予算と実績額

(1) 当初予算額と実績額

(単位：千円)

	平成30年度	備考
当初予算	3,452	
実績	3,333	
一般財源	1,742	
国庫支出金	1,591	地方創生推進交付金

(2) 平成 30 年度決算額の内訳

(単位：千円)

節	平成 30 年度決算額	主な内容
報償費	279	
旅費	332	
需用費	97	
役務費	130	
委託料	2,375	「青森プロボノチャレンジ」企画運営委託料
使用料及び賃借料	120	
合計	3,333	

6. 監査結果及び意見

(意見①)プロボノ活動普及に係る情報収集・共有の充実について

NPO 法人サービスグラントに委託した「青森プロボノチャレンジ」の企画運營業務仕様書に「事後対応・アセスメント」として「本県へ「プロボノ」の取組を普及していくための課題などに関する情報を収集し、本業務実施の成果、課題等について検証を行い、実施報告書に含めて報告する」とする記載があるものの、委託先から提出された実施報告書において本県におけるプロボノ活動普及に関する課題等は特段記載されていない。

監査を実施した結果、プロボノ活動は支援を行う者、支援を受ける者の双方にメリットがあり、その普及が図られることにより「青森県型地域共生社会」の実現に非常に有効な施策であるとの感想を持った。今後、プロボノ活動を青森県に根付かせるにあたっては、プロボノという概念の一層の周知、プロボノワーカーの確保、プロボノワーカーと支援先団体を繋ぐコーディネーターの役割を担う人財の育成確保の様々な課題があると考えられる。また、現状は、県がプロボノの普及に積極的に関与しているが、いつまでも県費負担での支援を行うこともできず、いずれは県の手を離れ NPO 法人等の民間団体が担っていくことが期待されている。加えて、プロボノ普及に際し、少子高齢化が全国的にも著しく進行している状況や第一次産業が盛んであるといった本県特有の状況の斟酌も必要である。すなわち、プロボノ普及に関しては、課題が多数あり、事業初期である平成 30 年度において、課題分析を行い、今後の普及に向けたロードマップを作る必要があるだろう。

「青森プロボノチャレンジ」業務の委託先である、NPO 法人サービスグラントは、プロボノワーカーと支援先団体等の積極的なマッチング活動や、プロボノの周知拡大を行う等の日本におけるプロボノ活動に関する草分け的存在であり、報告書記載時点(令和元年 12 月 8 日)において、5,457 人のプロボノワーカーが登録されており、累計 844 件のプロボノプロジェクトの実施実績がある等、いわば日本におけるプロボノのプロフェッショナルである。そのようなプロフェッショナルから、現状の課題と解決方針を報告書明

文での知見を受領することで、将来的な青森県におけるプロボノ普及のロードマップとして活用するとともに、県庁内、民間団体間等でその共有を図ることは有意義であるだろう。以上、仕様書に定めるとおり、プロボノ普及に向けた課題やその解決方針等が記載された報告書を受領し、将来に向けて活用することを求めたい。

(意見②)プロボノ促進トップセミナーの案内文・チラシ送付先の拡大について

企業等がプロボノに取り組む意義や効果についての講演「プロボノ促進トップセミナー」の開催にあたり、案内・チラシを県内の大規模企業等に送付しているが、その送付先企業等の選定について改善の余地があるものと考えた。

県の案内・チラシ送付先は、「あおもり働き方改革推進企業（次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、取組を明確にする働き方改革に積極的な企業）」81 団体および過年度にプロボノに関するアンケート調査を行っていた 99 団体等に対してなされた。しかし、当該発送基準では、県内の大手信用金庫・信用組合や、国立大学法人弘前大学、青森県内有数の大手企業等に対して案内文の発送はなされていない。

企業等に対する効率的かつ効果的なプロボノ普及を要点とすると、送付先企業等の選定は「送付先企業の経営理念との合致」「送付先企業従業員の専門性・スキル（プロボノ活動に活かせるかどうか）」「送付先企業の規模（従業員数）」等を総合的に勘案し決定すべきである。県内の大手信用金庫・信用組合等の金融機関については、その経営理念の第一として地域社会に対する貢献が掲げられており、従業員は金融をはじめとした広範な知識を有しておりプロボノ活動での活躍が期待されており、また従業員数も相応の大規模である。国立大学法人弘前大学についても県内唯一の国立大学として、約 2,000 名程度の教職員を抱えていると共に、研究機関として各種の専門的な地域も持ち合わせている。このような企業等をセミナーに招き、協力してもらうことは、プロボノ普及に有意義である。今後、効率的かつ効果的な発送基準を用いることによる一層のプロボノ普及を期待したい。

(21)産直発「地元の元気づくり」応援事業

【農林水産部総合販売戦略課】

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

産地直売所（以下、産直とする）は、地産地消や地域交流の拠点であると共に、地域の小規模商店等に代わり住民が日用品を購入する場になるなど役割が拡大している。地域住民の減少や高齢化が進む中で、産直による地域貢献の取組をより一層拡大するため、産直の基盤体制づくりや地域と結びついた機能拡大、地域活性化の新たな取組を支援することが当事業の目的である。

(2) 事業の内容

① 産直「買い物利便性向上」の取組の実施

地域の人口減少や高齢化に対応するために、買い物利便性向上に取り組む産直の育成支援を（ア）及び（イ）により実施した。

（ア）産直アドバイザーによる基盤・体制づくり支援

産直における高齢者の買い物利便性向上に向けた基盤・体制づくり支援のために産直へ専門家を派遣し、個別具体的なアドバイスやサポートを実施した。

（イ）買い物利便性向上の取組への経費補助

産直の買い物利便性向上につながる新たな事業に取り組むために要する経費について補助を行った（補助金上限額 30 万円、補助率 1/2 以内、補助対象事業：高齢者施設等への出張販売や移動販売に関する事業、高齢者向けの売場づくりに関する事業等）（「青森県産直による買い物利便性向上モデル創出支援事業費補助金交付要綱」より）

上記（ア）（イ）の業務は、必ずセットで実施されており、（ア）のアドバイザーのみ、（イ）の経費補助のみといった選択はできない。平成 30 年度においては、5 箇所の産直に対して補助金交付およびアドバイザー派遣を実施しており、その内容は下表のとおりである。

No	産直名	テーマ	取組内容
1	ANEKKO 総合交流拠点施設直売所「野市里」	高齢者が買い物しやすい店づくり	・ショッピングカートと車椅子の導入 ・買い物しやすい陳列棚の配置の実践
2	ふれあい市ごのへ	高齢者が買い物しやすい店づくり	・ショッピングカートの導入 ・トイレの手すり設置 ・地元住民を対象とした料理教室の実施
3	農産物直売所「あじ・彩・感」	高齢者が買い物しやすい店づくり	・ショッピングカートと車椅子の導入 ・買い物しやすい陳列棚の配置の実践
4	道の駅十三湖高原	高齢者が買い物しやすい店づくり	・正面玄関に手すり設置 ・高齢者が使いやすい店づくりの検討・実践
5	六ヶ所村特産品販売所「六旬館」	移動販売	・ショッピングカートの導入 ・高齢者施設への移動販売

② 産直と事業者のマッチング

その他、産直と大手量販店をマッチングし、「あおり産地直売所まつり」を実施した。参加した産直は3箇所であった。

2. 事業の形態

産直「買い物利便性向上」の取組のうち、「(ア) 産直アドバイザーによる基盤・体制づくり支援」は、一般財団法人都市農山漁村交流活性化機構への委託にて実施されている。事業実施財源の一部に、地方創生推進交付金が活用されており、交付対象経費の1/2は、当該交付金でまかなわれている。

3. 事業の実施期間

平成30年度に開始した事業であり、令和元年度においても継続している。

4. 事業の成果指標と達成度合い

成果指標は特に設けていない。

5. 事業費の予算と実績額

(1) 当初予算額と実績額

(単位：千円)

	平成30年度	備考
当初予算	4,217	
実績	2,439	
一般財源	1,425	
国庫支出金	1,014	地方創生推進交付金

(2) 平成30年度決算額の内訳

(単位：千円)

節	平成30年度決算額	主な内容
報償費	18	
旅費	177	
委託料	1,874	産直アドバイザーによる基盤・体制づくり支援にかかる委託
補助金	369	買い物利便性向上の取組への経費補助
合計	2,439	

6. 監査結果及び意見

(指摘事項①) 補助金交付額の誤りについて

車椅子購入の際の消費税の判断を誤った結果、補助金が過少交付となっている事案があった。「青森県産直による買い物利便性向上モデル創出支援事業費補助金交付要綱」および補助金交付決定通知書によれば、補助金交付額は補助対象経費の消費税抜きの金額の1/2もしくは30万円のうちの少ない額と定められている。車椅子は消費税非課税であるが、78,000円の車椅子を購入した補助事業者が実績報告書にて補助金要交付額を72,222円(78,000円÷1.08)と誤った報告を行い、県の確認検証においても誤りが発見されなかった結果、補助金が3,000円(=(78,000円×1/2) - (72,222円×1/2))注:補助金は千円未満切捨てにて算定)過少交付となっていた。今後、県における消費税の課税非課税判定の整理、交付額の確認検証の徹底を求めたい。

(指摘事項②) 産直関係者向けセミナーにかかる実績報告書の入手、成果の確認について

一般財団法人都市農山漁村交流活性化機構に産直アドバイス業務の委託(契約額1,874,361円)を行っているが、当契約書・仕様書で実施するとしている「産直関係者を対象としたセミナー(以下「セミナー」という。)」にかかる実績報告書の入手がなされておらず、成果の確認が不十分であった。

この点、県の担当者によると、通常の訪問アドバイス業務に併せて訪問産直を対象にセミナーも実施しているため、セミナーに関する実績報告書への記載はないとのことであった。確かに同行した県の担当者の復命書を閲覧する限り、勉強会・研修会として、訪問アドバイス業務の他に研修会の実施が記録されている。

しかし、セミナーは、通常アドバイス業務の積算とは別に、「高齢者施設への出張販売や移動販売 研修会」として講師謝金29,400円、講師旅費46,860円、「高齢者向けの売場づくり 研修会」として講師謝金29,400円、講師旅費46,860円の合計152,520円の委託費が発生していることから、外部証憑としてセミナー実施にかかる実績報告書の入手を行い、その成果を確認しなくてはならない。併せて、下記「(意見①) アドバイスを受けた産直の満足度評価について」とも関連するが、セミナー単体のアンケートを行い、詳細な効果検証をすることも求められるだろう。

また、そもそもとして、通常の訪問アドバイス業務とセミナーは、隣接した業務領域であると考えられ、どこまでが訪問アドバイス業務で、どこからがセミナーかといった区別はなかなか難しく、事業設計当初においてセミナーの仕様定義が曖昧であったことも示唆される。今後は、事前にセミナーの仕様定義を明確に定め、県として適切な報告受領及び検査確認を実施すべきである。

なお、現状のパッケージでは、セミナーを個別の産直に対して実施していることから、講師による知見の伝達が限定的とならざるを得ない。今後、有効性・効率性の観点から、県内の産直担当者が一堂に会する集合セミナー形態等を採用すること等も検討されたい。

(意見①) アドバイスを受けた産直の満足度評価について

一般財団法人都市農山漁村交流活性化機構へ委託した産直アドバイス業務にて、アドバイスを受けた産直の満足度評価が実施されていない。現状では、アドバイス業務に対する客観的な評価が不透明であり、委託業務の適切な評価を行えない状況と言わざるを得ない。PDCA サイクルの一環として、アドバイス業務にかかる満足度評価を実施し、次年度以降の委託先選定や業務実施に活用することは有意義である。今後、産直にアンケートやヒアリングにより満足度調査を実施し、将来の事業展開に利用していく必要がある。

(意見②) 補助金利用とアドバイス実施の分離について

当事業のパッケージとして、「(ア) 産直アドバイザーによる基盤・体制づくり支援」と「(イ) 買い物利便性向上の取組への経費補助」は必ずセットで実施されており、どちらか一方のみ支援を受けることは想定していない。この理由は、補助金により施設・設備を整え、同時に専門家のアドバイスによりソフト面を改善し、相乗効果を生むことを期待しているとのことであった。具体的な業務の流れとしては、補助金に応募した者に対して、アドバイス業務も行うという流れで業務実施がなされている。しかし、中には取り組みの方向性は定まっておらずアドバイスはいらぬが補助金のみを受けたい、または現状の施設・設備をベースに専門家のアドバイスのみを受けたいと考える産直も少なからず存在するものと考えられる。補助金利用とアドバイス実施を分離し、利用しやすくすることも一考である。

(22)農山漁村「地域経営」担い手育成システム確立推進事業

【農林水産部構造政策課】

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

人口減少・高齢化が進行する農山漁村においては、集落などの地域を一つの会社や家族といった共同体と見立てて、共助・共存によって経営していく「地域経営」という概念が大切であり、本県では、地域の経済や暮らしを支えていく上で中核を担う集落営農組織や農林漁業法人等を「地域経営体」と位置づけ、支援してきた。本事業は、「地域経営体」の育成に努めるとともに、地域の関係者による意見交換を促し、地域課題の解消に向けて地域自らが提案する取組を支援する事業である。

(2) 事業の内容

主な事業内容は、以下のとおり4つの事業である。

① 農山漁村「地域経営」レベルアップ事業費補助

地域経営体及びその候補となる経営体が行う経営発展や地域貢献に向けた取組に対し、ソフト・ハードを一体的に補助する「地域経営体発展支援事業」と、市町村担い手育成協議会等に対し、マネジメント部会を組織し、意見交換を促進するとともに、担い手の育成や地域資源の活用、コミュニティの維持に向け、地域自らが提案する取組に対し、ソフト面の補助を行う「地域マネジメント事業」がある。

いずれも、ソフト面の補助は、上限 2,000 千円であり、「地域経営体の育成」事業のハード面の補助は、1/2 で、上限 2,500 千円となっている。

② 地域経営サポート事業

県民向け、農山漁村「地域経営」推進フォーラムの開催や実務者研修、地域マネジメントのガイドラインの作成、関連情報の収集・発信を行う事業である。

③ 若手農業トップランナー強化支援事業

意欲のある若手農業者を対象にマーケティングや6次産業化のセミナーを開催したり、セミナー修了生を対象にした経営戦略などのセミナーを開催するなど、若手農業トップランナーの育成や修了生の取組強化を行う事業である。

④ 地域をリードする農業法人育成事業

意欲のある農業者が本格的な農業経営者へと成長し、更なる経営発展を図るため、農業経営の法人化に向けた推進体制の整備や研修等を行う事業である。

このうち、③と④の事業は、どちらかというとな農業振興の意味合いが強いため、青森県型地域共生社会の実現に向けた取組としての意味合いの強い①と②の事業を主な監査の対象としている。

2. 事業の形態

本事業のうち、事業内容①～③については地方創生推進交付金の対象事業であり、対象経費の1/2が当該交付金でまかなわれ、1/2は県の財源で実施される。事業内容④については、ほとんどが、国庫補助金（農業経営法人化支援総合事業費補助）でまかなわれている。

3. 事業の実施期間

平成 29 年度から平成 30 年度の事業であるが、同様の趣旨の事業は、平成 24 年度から行ってきており、令和元年度も継続している。

4. 事業の成果指標と達成度合い

地域経営体には、第1段階から第4段階までの発展段階があるとされるが、組織化や法人化、ネットワークの形成等ができている第2段階以上の地域経営体数が KPI になっている。この KPI は地方創生交付金の平成 28 年度開始事業交付申請時に設定したもので

あり、当時 217 だった地域経営体を毎年 14 ずつ増加させることを目標としていた。

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
地域経営体数	269	288	336
目標	231	245	259

5. 事業費の予算と実績額

(1) 当初予算額と実績額

① 農山漁村「地域経営」レベルアップ事業費補助

(単位：千円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	備考
当初予算	50,000	50,000	
実績	44,028	45,070	
地方創生推進交付金	21,841	20,752	
一般財源	22,186	24,318	

② 地域経営サポート事業

(単位：千円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	備考
当初予算	5,000	4,895	
実績	4,519	4,261	
地方創生推進交付金	1,848	1,738	
一般財源	2,670	2,522	

③ 若手農業トップランナー強化支援事業

(単位：千円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	備考
当初予算	3,086	3,052	
実績	2,516	2,034	
地方創生推進交付金	1,057	846	
一般財源	1,459	1,188	

④ 地域をリードする農業法人育成事業

(単位：千円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	備考
当初予算	7,222	7,222	

実績	4,826	7,287	
国庫支出金	4,638	7,142	
一般財源	188	144	

(2) 平成 30 年決算額の内訳

① 農山漁村「地域経営」レベルアップ事業費補助

(単位：千円)

節	平成 30 年度	主な内容
負担金補助及び 交付金	45,070	地域経営体（13 先）への補助：27,237 千円 担い手育成協議会等（26 先）への補助： 17,832 千円
計	45,070	

② 地域経営サポート事業

(単位：千円)

節	平成 30 年度	主な内容
報償費	49	
旅費	189	
需用費	639	
役務費	36	
委託料	3,239	2つの大学への「地域経営」推進のサポート等委託料
使用料及び賃借料	108	
計	4,261	

③ 若手農業トップランナー強化支援事業

(単位：千円)

節	平成 30 年度	主な内容
報償費	502	
旅費	748	
需用費	93	
役務費	46	
使用料及び賃借料	643	
計	2,034	

④ 地域をリードする農業法人育成事業

(単位：千円)

節	平成 30 年度	主な内容
旅費	178	
需用費	131	
役務費	11	
負担金補助及び 交付金	6,965	青森県担い手育成総合支援協議会への補助
計	7,287	

6. 監査結果及び意見

(指摘事項①)補助金交付決定に必要な協議会の総会資料を入手していない。

農山漁村「地域経営」レベルアップ事業費補助金の交付要綱によると、地域マネジメント事業においては、補助金を出す各地域の担い手育成総合支援協議会の規約と直近の総会資料を入手することとなっているが、五戸町、階上町、黒石市といったいくつかの協議会からは、平成 29 年 3 月期にかかる平成 29 年 6 月～7 月に開催の総会資料を直近の総会資料として扱い、平成 30 年 3 月期にかかる総会の資料を入手せず、平成 30 年度の事業計画の提出もないまま、補助金を平成 30 年 5 月～6 月に交付決定していた。

本事業において、補助先の協議会の規約や直近の総会資料を入手する趣旨は、当該協議会が、正しく事業を遂行する組織と計画が整っていることを確認するためと考えられるところ、平成 29 年 3 月期の総会資料では、平成 30 年度の事業の補助を出す際の検討材料にはならないと考えられるので、今後は、交付要綱の趣旨に沿って、当該年度の事業計画や収支予算を含んだ総会資料を入手し、交付決定すべきである。

確かに、五戸町や階上町の地域担い手育成総合支援協議会の平成 30 年度の補助金申請時（平成 30 年 5 月 18 日と 16 日）においては、平成 29 年 7 月 13 日と 12 日開催の総会が直近の総会であり、規約を見ても、3 月決算になっているが総会の期日の規定はなく、年 1 回以上開催とだけ規定されているため、その総会資料を提出すれば問題ないと考えたのかもしれない。しかし、規約には、協議会の事業計画及び収支予算は、事業開始前に総会の議決を得なければならないとも規定されているので、決算日前あるいは、翌期開始早々に、事業計画決定の総会が開催されるべきであるし、その決議された事業計画を添付して、補助金を申請する流れになっていなければならないと考える。黒石市の協議会においては、規約上、予算や計画の承認を事業開始前までに総会で決議するという旨が規定されていないため、計画がなくても規約違反とはいえないかもしれないが、規約や総会資料の入手の趣旨を考えれば、事業計画の提出を求めた上で、補助金の交付決定するのが当然と考える。

(指摘事項②)決算統計節別集計表の金額が正確ではない

決算統計節別集計表上、②地域経営サポート事業の需用費の決算金額は正確に表現されていない。下記の表のとおり、県民局への令達分は細々節ごとの集計をしておらず、また、印刷製本費の支出がなかったにもかかわらず、印刷製本費に金額が記載されるなど、実態とはずれている。実際の支出額が事業別に整理されているのだからそのとおりに決算額として登録すべきである。

節等		決算統計節別集計表	実際の支出	備考	
需用費		639,278 円	639,278 円		
細 節	その他需用費	639,278 円	639,278 円	県民局への令達含む	
	細 々 節	消耗品費	448,000 円	441,910 円	
		印刷製本費	191,278 円	－円	実際の支出はない
		不明のもの		197,368 円	県民局への令達分

他にも、④地域をリードする農業法人育成事業の需用費においても、消耗品費としての支出 131,946 円の一部を自動車用燃料費 38,946 円と記載していたり、地方創生推進交付金の申請上、②地域経営サポート事業分の交付対象経費として、使用料 166,320 円を計上しているにもかかわらず、決算統計節別集計表では、108,000 円しか計上されていないなど、決算統計節別集計表の金額入力は、恣意的に歪められていることが窺える。

これらは、事業別の決算額が正しく集計されていなくても違法ではないという認識のもと業務が行われていることが背景にあると推測するが、決算額の入力を行う作業が、一人で行われ、その正確性チェックが行われていないことは、内部統制上問題である。

(意見①)補助事業の結果報告について、内容を充実させるべき

農山漁村「地域経営」レベルアップ事業費補助に関して、地域経営体への補助のうち、地域貢献型の事業は、13 事業中 5 件あった。地域貢献型の事業は、今回の監査のテーマにより近い取り組みであるため、そのうち 1 つの補助先の取組を実績報告書で確認した。その結果、ソフト事業である、新作物やコミュニティ維持に関する検討会の実施が、3 回の予定のところ、1 回のみの実施になっており、地域貢献型の事業であったが、コミュニティ維持に関する検討会が実施されなかったのは残念である。また、実績報告書の内容も、特に検討会や報告会で何人集まって、どのような内容だったのかの記載が不十分で、取組の評価がしにくいと言える。実績報告書上で、計画された検討会などの実施回数が減った原因も報告させるべきだと考える。

また、地域マネジメントの補助について、金額の大きい黒石市の協議会の実績報告書を確認した結果、予定されていた地域課題の解消に向けた取組 6 つのうち、未実施になっている取組が 3 つもあり、未実施の取組の予算が、他の取組の経費に充当されていることが窺われた。県としても、農家の場合、時期によっては忙しく、研修会などの実施が困難になるケースも多いため、補助金が、目的に合致した形で使われているならば、実施できな

かった取組があっても、ある程度寛容に受け入れているとのことであるが、補助金交付要綱では、補助事業の中止や遂行が困難になった場合には、知事への報告を要求しているのだから、補助事業の中の取組が実施できなかった場合は、その未実施の理由や代替された取組で事業の目的が達成されていることなどを実績報告書へ記載するよう求めても良いと思われる。

そもそも、本事業は、地域経営体が、発展段階の向上を目指して経営発展や地域貢献に取り組む時に必要となるソフト・ハードを一体的に支援する事業であり、特に地域経営体への募集要綱では、ソフト事業と一体的に実施することがハード補助の要件になっている。ソフト事業を通じて、地域経営体には、農業振興のみにとどまらない地域共生社会の担い手になるという意識を持ってもらう必要があるはずなので、ソフト事業を実施した内容については、もっと詳しく、他の地域経営体にも参考になるような形で記録されるべきであると考えます。事業の趣旨、目的を理解した上で、事業を実施していかなければ、本事業は、単に機材の補助だけに終わってしまうリスクがある。

(意見②)地方創生推進交付金の不用額の原因説明が正確ではない

本事業に関する地方創生推進交付金は、交付実績額が、交付決定額を 2,809 千円下回り、不用額が生じているが、地方創生推進交付金実績報告書において、その理由が、「事業の効率的執行により、経費圧縮に務めたもの」となっている。しかし、不用額が生じた理由は、予定されていた取組が実施されていないことや、もともとの予算が膨らんでいただけだと解釈される。

具体的に、事業別に事業の支出内容を見ていくと、以下のとおりである。

①農山漁村「地域経営」レベルアップ事業費補助

- ・ ハード面の補助は、上限額が 16,000 千円となっているが、その上限額で交付決定になっている上、実績額も上限額になっているため、不用額は発生していない。
- ・ ソフト面の補助は、不用額が 1,747 千円生じているが、そのうち、544 千円は交付決定後の実施計画を策定する中で削減した分で、それ以外の事業実施上の不用額の原因は、実績報告書を閲覧したところ、上記意見②のような地域経営体での検討会や視察旅行の未実施、縮小によるもの、協議会でのマネジメント部会の開催や研修会などの未実施、回数縮小によるものであった。

②地域経営サポート事業

- ・ 不用額は、590 千円生じているが、主な支出である大学への委託料は、予算から 648 円だけ実績額が減額になっているだけであり、不用額の発生原因は、普通旅費や印刷製本費などで、単に予算が膨らんでいただけだと解釈される。

③若手農業トップランナー強化支援事業

- ・ 不用額は、471 千円発生しているが、予算より実績が減っているのは、報償費、旅費など支出全般であり、前年度における予算と実績の傾向と同じようになっている。

ことから、不用額の発生は、効率的な執行というより、予算が膨らんでいただけと思われる。

以上のとおり、事業の実施状況を丁寧に見ていけば、不用額発生の要因が、「効率的執行」という判断にはならないはずである。国に対する報告書の内容が不正確になっていることも問題であるが、事業が未実施のために予算が余ったということと、効率的実施により費用削減が図られ、予算が余ったというのでは、事業実施の実態の認識として大違いであり、その後、誤った認識を持って、「地域経営体」の継続的支援を行っていくことになってしまう。事業の未実施というのは、格好の良くないことなのかもしれないが、良いところも悪いところも正しく認識して、次年度に活かしていくことが大切である。

また、国への報告書のとりまとめは、企画調整課が行っているが、取りまとめる側も報告を鵜呑みにするのでなく、しっかりと事情を把握し、確認作業をすべきである。この点、企画調整課が構造政策課の報告について何の検証もしていないのは、内部統制の観点からは、良くないし、結果、国への報告書の内容に誤りがあった場合に、うちは取りまとめているだけで、内容の責任は負いませんという態度をとるのは許されないと思われる。正直に報告することの抵抗があるのだとしたら、これについても解消していく必要がある。

(23)自主防災組織設立促進・スキルアップ事業

【危機管理局防災危機管理課】

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

大規模災害時には、防災関係機関の活動に加え、地域住民の助け合いによる自主防災組織（災害対策基本法第二条の二第2項では、「住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織」と定義されている）の活動が防災・減災の観点から非常に有効であり、東日本大震災時にもその必要性が改めて認識された。本県の自主防災組織活動カバー率（自主防災組織カバー世帯数/全世帯数）は着実に向上しているが、平成30年4月1日現在で53.0%と全国平均の83.2%を大きく下回っている。また、防災訓練等の実質的な防災活動を実施している自主防災組織は半分程度という状況である。

そこで、自主防災組織活動のカバー率向上及び既存の自主防災組織のスキルアップと連携強化を図り、地域の自主防災リーダー主導で自助・共助を効果的に実施できるようにすることで災害時の被害軽減につなげることを目的として本事業を実施する。

(2) 事業の内容

本事業は東日本大震災復興推進基金を活用する事業である。

主な事業内容は、以下のとおりである。

(ア)青森県防災アドバイザー委嘱

地域防災の専門家である瀧本浩一山口大学大学院准教授を県防災アドバイザーに委嘱し指導助言を受けた。

(イ)高校生防災体験講座の開催

次世代の地域防災を担う若手人財を育成することにより世代間で切れ目のない地域防災力の向上を図ることを目的に県内高等学校で防災アドバイザーの講演等を行った。

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
開催高校数	1 校	4 校	3 校
開催回数	1 回	4 回	3 回
参加人数	393 人	1,212 人	583 人
その他	—	グループ別総合学習 2回 39 人	ワークショップ・訓練 6回 78 人

(ウ)自主防災体験研修会の開催

自主防災組織未設置の町内会等を対象に、自主防災組織設立意識の醸成や防災に関する基礎知識の習得等を目的として自主防災体験研修会を実施した。

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
開催市町村	7 市町村	11 市町村	12 市町村
開催回数	7 回	11 回	12 回
参加人数	363 人	507 人	496 人

(エ)市町村職員等防災意識啓発研修会の開催

市町村職員を対象として共助としての自主防災組織の必要性と公助としての市町村の役割を再認識させるため、防災アドバイザーの講演及びグループワークを行った。

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
開催市町村	1 市町村	1 市町村	1 市町村
参加人数	15 人	26 人	21 人
その他研修開催 (市町村除く)	—	2 回 (消防職員その他)	3 回 (消防職員その他)
参加人数	—	203 人	212 人

(オ)自主防災リーダー研修会の開催

自主防災組織のリーダー及びリーダー候補者を対象にリーダーとしてのスキル

アップを図る研修を実施した。

(カ)防災先進地視察及び検討会の開催

平成 31 年 1 月 25 日～27 日の期間に防災危機管理課 3 名が鹿児島県防災研修センター及び佐賀県地域防災リーダーフォローアップ講座に参加した。

2. 事業の形態

東日本大震災復興推進基金活用事業である。

3. 事業の実施期間

平成 29 年度から継続事業として行っている。令和元年度からは別事業として実施されている。

4. 事業の成果指標と達成度合い

本事業の成果指標としては、自主防災組織のカバー率（自主防災組織カバー世帯数/全世帯数）が設定されている。青森県が作成した統計資料によれば、青森県の自主防災組織のカバー率と全国平均値の推移は下表のとおりであり、全国平均値には及ばないが、着実に改善している。

(単位：%)

時点	青森県	全国
平成 22 年 4 月	28.5	74.4
平成 23 年 4 月	30.7	75.8
平成 24 年 4 月	33.4	77.4
平成 25 年 4 月	39.8	77.9
平成 26 年 4 月	43.3	80.0
平成 27 年 4 月	45.6	81.0
平成 28 年 4 月	46.5	81.7
平成 29 年 4 月	48.7	82.7
平成 30 年 4 月	53.0	83.2

(出所：青森県作成資料)

5. 事業費の予算と実績額

(1) 当初予算額と実績額

(単位：千円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	備考
当初予算	4,471	4,301	

補正予算	△979	—	
実績	3,353	4,106	
繰入金	3,353	4,106	

(2) 平成 30 年度決算額の内訳

(単位：千円)

節	平成 29 年度 決算額	平成 30 年度 決算額	主な内容
報償費	662	1,003	防災アドバイザー謝金
旅費			
費用弁償	1,966	2,035	防災アドバイザー旅費
普通旅費	424	566	
需用費			
消耗品費	141	191	
印刷製本費	94	83	
使用料及び賃借料	62	227	研修会場賃借料
合計	3,353	4,106	

6. 監査結果及び意見

(意見①)実質的に機能する自主防災組織の育成に期待する

本事業の成果指標としては、青森県の全世帯数に占める自主防災組織に組み込まれている世帯の割合（カバー率）を向上させることであり、この点からは一定の事業成果が認められるところである。しかし、設置された自主防災組織が実質的に機能せず「共助」のための拠点となれていない危険性があるのは否定できず、今後はカバー率の改善だけに満足することなく、自主防災組織としての機能評価と強化を図ることを主眼とした事業が設計されることを期待する。

(意見②)市町村との役割区分の明確化と連携強化

災害対策基本法においては、都道府県と市町村の責務が明確にされている。本県はこの理念に従い防災意識の比較的高くない市町村の啓発に力を入れているところである。しかし、直近年度の市町村を対象とした「自主防災体験研修会」実績を見ると自主防災組織カバー率が低いにもかかわらず研修会が実施されていない市町村が複数ある。このような研修会等は、あくまで当該市町村からの依頼がなければ開催できないことや比較的防災意識の低い市町村がある点は否定できず、やむを得ない面は理解できるものの県内の全市町村と連携が強化されるよう継続的なアプローチが必要と考える。

市町村名	カバー率 (%)
外ヶ浜町	44.7
板柳町	12.8
七戸町	4.5
六戸町	21.2
東北町	53.2
六ヶ所村	42.9
田子町	57.6

(出所：青森県作成資料)

(意見③)若年層の取り込みが不足している

意見①に述べたように自主防災組織の整備においては、そのカバー率だけでなく実質的な機能を持ち合わせているかどうかの観点が必要である。実質的に機能する自主防災組織を育成するためには若年層の取り込むことが効果的と考えられる。しかし、県内高校での研修、ワークショップの実績は高い水準とはいえず、実施高校数と参加者数を増加させる余地は大きいものとする。本事業は平成30年度までの事業であり、令和元年度は別事業に含まれることになるが、継続的な若年層取り込みのための施策が期待される。

(意見④)旅費の事務処理に関する内部統制上のリスクについて

研修等の外部講師の旅費は、県職員に適用される旅費に関する諸規定に準じて支給される。旅費の支給は、①機関からの旅行命令(依頼)⇒②旅行者からの旅費等請求⇒③旅費等支給⇒④旅費等の受領という業務フローになる。①、②、④については「旅行命令(依頼)及び旅費等請求・受領書」において記録され、③は「支給仕訳書(報酬等)」において支給額及び源泉所得税、税控除後の支給額が記録されたうえで、「支出負担行為票」及び「支出命令票」に基づき支給される。本県の旅費事務処理においては、これらのうち「支給仕訳書(報酬等)」と「旅行命令(依頼)及び旅費等請求・受領書」が1枚の紙面に記録されている。本紙の半面に記録される「旅行命令(依頼)及び旅費等請求・受領書」の横には受領印欄があるが、振込み支給の場合には受領印をもらっていない。したがって、旅行経路の提示と確認は旅行命令権者から旅行者に対して口頭で行われることが多く、これらの証跡が残らない業務プロセスになっている。また、外部機関に所属する研修講師が他機関から旅費の一部を支給される出張経路(例えば、支出負担行為票 No.0089592「自主防災体験研修会に係る講師旅費」において、山口県から青森県の往復交通費が行程途中にある他機関のシンポジウム参加のため主催機関である消防庁から支給された事例)であるかどうか当事者又はその秘書に確認するのみである点、通常ではない出張経路(例えば、支出負担行為票 No.0080982「自主防災体験研修会に係る講師旅費」において、山口への帰着行程ではなく新千歳空港までの行程となった合理的な理由が明記されていない

事例)の際に他機関に問い合わせるなどその合理性を判断した証跡がない点で不正な旅費支給が生じるリスクが残存している。

これらの事務処理は、「職員等の旅費に関する条例」、「職員等の旅費に関する条例施行規則」、「職員等の旅費に関する条例の運用について(人事課長通知第467号)」から逸脱するものではないが、旅費に係るあるべき業務フローや内部統制を今後検討するに当たって留意すべきリスクであると思料する。

(24)女性の参画による防災力向上事業

【危機管理局防災危機管理課】

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

青森県の現状としてこれまで町内会や自主防災組織等の役員の大多数が男性であったところ、東日本大震災などの過去の大規模災害の被災地では、女性が避難所生活において性差に起因したプライバシー、衛生面、治安上の様々な不都合に直面してきた。そこで災害予防分野において女性への様々な配慮を通じたやさしい防災体制を構築するとともに女性の視点を活かした防災体制の実践と浸透させ、防災対策の担い手の裾野を広げることが本事業の目的である。

(2) 事業の内容

県民全体の多様性に配慮した防災対策を一層推進するべく、以下の事業を実施した。

① 女性のための防災の基礎を学ぶ研修会の開催

青森県防災アドバイザーである瀧本氏に、これまで「防災」に関わる機会が少なかった女性に向けた防災の基礎を学ぶ内容の研修会を実施してもらった。

日時：平成30年6月30日 13:00～14:30

会場：青森県総合社会教育センター大研修室

テーマ：「女性に関わる災害時の課題と女性だからできる災害前の備え」

出席者数：約100名

② 自分たちにできることを考えるワークショップ開催

防災に関する基礎を①の研修で受講した後、一般社団法人男女共同参画地域みらいねっと代表理事の小山内世喜子氏、日本赤十字社青森県支部総務課長兼組織振興課長の吉川靖之氏を迎えて女性の視点を活かし自分たちでも日常で行える防災についてワークショップ形式で実践につながるよう理解を深めた。

弘前市開催：7月29日、8月26日、10月21日の10:00～15:00

三沢市開催：7月22日、9月2日、9月17日の10:00～15:00

実動訓練を10月14日10:00～13:00

2. 事業の形態

県単独事業である。

3. 事業の実施期間

平成 30 年度から新規事業として行っている。令和元年度は継続予定である。

4. 事業の成果指標と達成度合い

研修会は当初 3 回開催予定であったが、1 回の開催となった。ワークショップについては当初見込みどおり 6 回開催できた。参加者数は概ね想定どおりであったと事後評価されている。定性的な成果指標としては以下の事項が挙げられるものの、定量的な成果指標（アウトプット）については設定が困難なことから設けられていない。

〔定性的な成果〕

- ・ 避難所への女性目線の意見が反映されることで災害弱者に配慮された避難所運営がなされる。
- ・ 日常生活に防災が取り込まれることで地域全体の防災力が向上する。
- ・ 家庭単位の取り組みがなされることで次世代を担う子供たちの防災力が向上する。
- ・ 防災知識やその工夫を学ぶことでライフライン途絶時の応用力が身につく。
- ・ 軽症者の手当を住民自身で行うことで災害発生時の医療関係機関の負担を軽減できる。

5. 事業費の予算と実績額

(1) 当初予算額と実績額

(単位：千円)

	平成 30 年度	備考
当初予算	2,000	
実績	1,031	研修会開催数の減少と費用削減効果による
一般財源	1,031	

(2) 平成 30 年度決算額の内訳

(単位：千円)

節	平成 30 年度決算額	主な内容
報償費		
その他報償費	252	研修会及びワークショップ講師謝金
旅費		

費用弁償	26	講師旅費
普通旅費	98	職員旅費
需用費		
消耗品費	99	ワークショップ用消耗品
印刷製本費	60	教材印刷
役務費		
通信運搬費	49	
委託料	307	ワークショップ開催委託（日本赤十字社青森県支部）
使用料及び賃借料	138	会場借料
合計	1,031	

6. 監査結果及び意見

(意見①)事業単位・区分の適正化について

地域防災力の向上を目的として県が研修会やワークショップを開催する事業は、女性を対象とする本事業以外にも「市町村防災力強化支援事業」、「自主防災組織設立促進・スキルアップ事業」が平成30年度に実施された。これら3事業の当初予算額と執行額は下表のとおりである。

(単位：千円)

	当初予算額	執行額	執行残額
① 女性の参画による防災力向上事業	2,000	1,031	969
② 市町村防災力強化支援事業	2,612	873	1,739
③ 自主防災組織設立促進・スキルアップ事業	4,301	4,106	195

上表によれば①「女性の参画による防災力向上事業」及び②「市町村防災力強化支援事業」の執行率が著しく低い水準であることが明らかである。地域における防災力強化のための情報提供、周知、訓練を実施する場合、事業の対象者を細分化し、市町村職員、若手人財、女性、高齢者などターゲットを明確にすることで研修等の効果が高まることが期待されるものの、一方、事業単位を細分化し過ぎることで事業の重複や無駄なコストの発生につながることもある。執行率の低さには様々な要因が考えられるのであるが、事業区分に無理があったことを示すこともある。効率的でかつ効果的な事業単位を設定できているか執行率の事後分析を行い、今後の事業区分の検討に反映させるべきである。

(意見②)特定の防災アドバイザーのみへの依存度を減らすべき

本事業では当初3回予定されていた研修会の実施が1回に縮小された。これは講演を依頼する本県防災アドバイザー瀧本氏の日程を確保できなかったためであり、予算執行率が低くなった理由でもある。県防災アドバイザーである瀧本氏は、本県の防災に関連す

る事業で多大な支援を頂いており、防災関連の研修会講師の多くは同氏に依頼しているところである。瀧本氏は他の自治体の防災顧問も務めており、防災関連のエキスパートとして信頼度が高い人物であり余人をもって代えがたい専門家であるものの、県として防災に関する政策立案及び実行において、特定の専門家に依存する度合いが高くなってしまっている。事業遂行の成否を左右する特定個人への依存度を低め、複数者からの助言・支援を得られるよう次善の策も予め用意しておくべきである。

(25)消防団 PR 事業

【危機管理局消防保安課】

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

東日本大震災を契機に大規模災害において地域防災の要として活動する消防団員の重要性が再認識されている一方で消防団員は少子高齢化や産業・就業構造の変化に伴い減少傾向が続いており、若者及び女性の消防団への入団を促進することが重要である。そのような状況下で消防団活動の内容や女性消防団員の活躍、その他報酬、手当、補償の充実などを PR する映像を作成し、若い世代を中心に利用が見込まれるインターネット上にコンテンツを掲載し、大学・専門学校、JR 等の施設へポスターを掲示するなど消防団の広報を実施することを通じて消防団に対する認知度を向上させ、消防団に興味を持ってもらい入団促進につなげることが本事業の目的である。

(2) 事業の内容

本事業では業務委託により以下の取組みを実施した。

- ① 消防団を紹介する動画を制作（本編 3 本、広告編 5 本）
- ② ランディングページを製作し、同ページ及び You Tube で動画を配信
- ③ You Tube、LINE、Instagram、Facebook に広告を配信（平成 30 年 5 月 22 日～平成 31 年 3 月 20 日）
- ④ 県内の大学、専門学校、コンビニエンスストア、鉄道・路線バスにポスターを掲示

2. 事業の形態

東日本大震災復興推進基金活用事業である。

3. 事業の実施期間

平成 29 年度及び平成 30 年度の 2 か年継続事業である。

4. 事業の成果指標と達成度合い

本事業の成果物は、①作成された動画コンテンツ、②動画コンテンツの配信及び広告実施、③大学、交通機関等へのポスター掲示を行うことであり、業務委託内容に合致したものが提供された。また、掲載サイトへのアクセス数などについては委託先からの業務実績報告書中で報告を受けている。ただし、事業主体としての定量的な成果指標（アウトカム）については、設定することが困難であることから明確には設けられておらず、事業を実施したことによる入団者数の変化についても把握していない。

5. 事業費の予算と実績額

(1) 当初予算額と実績額

(単位：千円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	備考
当初予算	5,323	6,702	
実績	5,273	6,677	概ね当初予算どおりの執行であった。
繰入金	5,273	6,677	

(2) 平成 30 年度決算額の内訳

(単位：千円)

節	平成 30 年度決算額	主な内容
旅費	29	
費用弁償	29	県内ロケ同行
委託料	6,648	広告代理店に対する業務委託（2か年）
合計	6,677	

6. 監査結果及び意見

(意見①)企画提案審査における価格設定の公正性確保について

本事業は平成 29 年度からの 2 か年継続事業であり、委託先は平成 29 年度に「企画提案競技審査」を開催のうえ株式会社 A に決定し、同社と随意契約を締結した（平成 30 年度も随意契約）。この審査には 9 社が参加し、以下の項目が審査項目として設けられた。

(1) 企画力①

若い世代を引き付ける内容となっているか。

(2) 企画力②

県が指定した内容が含まれ、かつ消防団について十分に理解できるような動画構成となっているか。

(3) 企画力③

最後まで動画を視聴させるような動画構成となっているか。

(4) 広報計画

動画共有サービスや SNS 等及びその広告機能の利用内容が具体的であり、若い世代に動画コンテンツを視聴させるために効果的であるか。

(5) 業務の管理体制

業務を確実に実施・履行するための管理体制が担保されており、スケジュールに計画性があるか。

これらの審査項目は、予め価格の要素を除外し企画内容の質的部分のみを対象としている。価格面は「企画提案競技実施要領」において平成 29 年度委託料上限額 5,274,000 円及び平成 30 年度委託料上限額 10,000,000 円（いずれも税込）が設けられており、平成 30 年分については契約締結時に別途協議とされていた。このようなことから参加者は当該上限価格を前提とした企画を提案したものと考えられる。

募集要項において想定される上限価格の高低は企画の質に影響を与えるもので非常に重要な要素であり、最低価格落札方式における予定価格の設定と同様に設定プロセスの透明性が確保されなければならない。しかし、本企画提案では、県内予算折衝時に 2 か年の上限価格を設ける際には 1 者（最終的な契約業者）からの見積書しか入手していない点で問題がある。本事業のように企画審査の前段階から特定の業者（最終的な契約業者）との関係が強かったことが推測されると、企画競争の公正性に疑義が生じてしまう。今後は予算策定時においても極力複数業者から入手した見積書を参考にして上限金額の設定を行うよう改善する必要がある。

(26)東青地域の担い手支援事業

【東青地域県民局地域連携部】

1. 事業の概要

人口減少が進むなかで特に東青管内は今後ともに高齢化が一層進むと見込まれている。

平成 22 年と平成 27 年を比較した国勢調査にもとづく東青地域の人口減少率、老年人口比率、後期高齢者人口比率をみると下表のとおりとなっている。（県が作成した資料より抜粋）

区分	人口減少率 (%)	老年人口比率(%)		後期高齢者人口比率	
		平成 22 年	平成 27 年	平成 22 年	平成 27 年
青森市	▲4.0	23.7	27.9	11.5	13.5
平内町	▲9.9	30.1	35.4	16.3	17.7
今別町	▲14.3	44.1	50.5	25.2	29.5
蓬田村	▲11.5	32.6	37.3	18.5	21.0

外ヶ浜町	▲12.6	39.8	45.7	22.5	26.0
------	-------	------	------	------	------

このような状況のなかで、「自然、歴史・文化、食」を活かした地域づくりの活動を継続・発展させていくため下記のような事業の目的、内容となっている。

(1) 事業の目的

「自然、歴史・文化・食」を活かした地域づくりの活動を継続・発展させていくため、観光や移住・交流等の視点を持ちながら管内市町村等と連携し、地域づくりを牽引する団体等を支援する。

(2) 事業の内容

【取組1】地域の担い手のネットワーク化

広域的な連携による相互に補完しあうための仕組みづくりの検討のため、地域ごとのワークショップの開催や広域的な連携に向けた研究会を開催する。

【取組2】広域的な連携による効果的な情報発信方法の検討

効果的な情報発信のためのツールや内容を検討するために地域ごとのワークショップの開催や効果的な情報発信に向けた研究会を開催する。

本事業のフレームワークについて示すと、以下のとおりとなる。

町村	平内町	今別町	蓬田村	外ヶ浜町
対象となる団体 (*1)	山口町内会	津軽海峡G.B.T.	そよ風ベリーハウス	CamPagne (カンパニー)
		大川平荒馬保存会	蓬田村活性化ネットワーク協議会	
ワークショップ の内容と実施日	① 情報発信の方法			
	11月20日	11月20日	10月31日	
	② ツールの種類と機能 (*4)			
	12月21日	12月17日	12月19日	
	③ 情報発信の「コツ」			
	1月18日	1月9日	1月15日	
	④ 担い手のネットワーク化			
	2月13日	2月13日	2月12日	
研究会の実施日 (*5)	2月5日、3月12日			



ファシリテーター (*2)	一般社団法人 tsumugu 代表理事 小寺将太
アドバイザー (*3)	エイチピースタイリング 代表 高森三樹

(*1) 自発的に参加意欲のある事業者が対象となった。

(*2) 事業趣旨と団体等の意向を調整し、ワークショップの進行役を担うもので、他事業等で実績のある者が決定された。

(*3) 団体等の取組に対して専門的な知見を生かしてアドバイスするもので、他事業等で実績のある者が決定された。

(*4) 情報発信ツールとして採用したものの、インスタグラム (津軽海峡 G.B.T.)、ブログ (大川平荒馬保存会、山口町内会)、フェイスブック (そよ風ベリーハウス、蓬田村活性化ネットワーク協議会、CamPagne)

(*5) 統一テーマとして、「人的交流の推進による関係人口の拡大と人材育成」と「地域資源 (自然、歴史・文化、食) の活用による広域観光の推進」を決定した。

これはワークショップで洗い出された課題を整理して決定されたものである。

	人材	観光	地域資源
平内町	行事等に参加する若者を増やしたい。リーダーを育成したい。		お山参詣など伝統行事を復活させたい。 この地域にしかない資源を活用したい。
今別町	地域で活動できる人を育成したい。	広域で連携した観光に取り組みたい。 冬季間の観光客を増やしたい。	地域の食をもっと広めたい。
蓬田村	人材を確保したい。	冬季間のお客様を増やしたい。	地域の特産品を活用したい。
外ヶ浜町		観光客を増やしたい。	地元産品をもっとアピールしたい。 太平山元遺跡を活用した取組をしたい。

2. 事業の形態

県単独事業である。

3. 事業の実施期間

平成 30 年度と令和元年度の 2 か年の事業である。

4. 事業の成果指標と達成度合い

成果指標は特に設けていない。

5. 事業費の予算と実績額

(1) 当初予算額と実績額

(単位：千円)

	平成 30 年度	備考
当初予算	2,220	
実績	615	実施件数が想定より少なかったため少ない。
一般財源	615	

(2) 平成 30 年度決算額の内訳

(単位：千円)

節	平成 30 年度決算額	主な内容
報償費	503	ワークショップ、研究会のファシリテーター、アドバイザーに対する謝金
旅費	109	ワークショップ、研究会等の旅費
需用費	3	
合計	615	

6. 監査結果及び意見

特に指摘事項はない。

第3 生活機能の維持・確保に関する事業

(27)商店街を中心とした課題解決型街づくり支援事業

【商工労働部商工政策課】

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

商店街の活性化を図るため、市町村を中心に、商工会・商工会議所、商店街振興組合等の街づくり参画団体が、情報の交換を通じ、商店街における課題や将来の方向性について、認識を共有するためのブロック会議等を開催するとともに、商店街が抱える課題を解決するための主体的な取組を支援することを目的とする。

(2) 事業の内容

① 商店街を中心とした課題解決型街づくり支援ブロック会議等の開催

市町村を中心に、商工会・商工会議所、商店街振興組合等の街づくり参画団体が、商店街の課題や今後の方向性について、情報の交換をしながら、認識を共有するためのブロック会議（県内4地域年1回の会議）を開催した。

② 青森県商店街を中心とした課題解決型街づくり支援事業費補助金

街づくり参画団体が、商店街における将来の方向性の検討や、課題の解決に取り組み事業を公募し、市町村を通じて補助する。

従来型	県補助は補助対象事業費の1/4（他に市町村1/4） 街づくり参画団体の負担は補助対象事業費の1/2 補助限度額 500,000円
アクションプラン活用型	県補助は補助対象事業費の1/3（他に市町村1/3） 街づくり参画団体の負担は補助対象事業費の1/3 補助限度額 600,000円

※ アクションプランとは、街づくり参画団体が連携しながら、地域の商店街の現状を客観的に把握し、人口減少社会を生き抜く商店街施策を立案・実施するための支援ツールとして、平成28年度に県が策定したもの（第3部第3章その他説明事項 参照）。

③ 商店街を中心とした課題解決型街づくりアドバイザーの派遣

街づくり参画団体が取り組む事業に対し、街づくり支援アドバイザーを派遣し、事業の実施を支援する。

④ 商店街活性化セミナーの実施

商店街振興組合・事業協同組合、商工団体、行政、NPOなど街づくりに参画する事業者が、情報の交換を通じ、商店街における課題や将来の方向性について認識を共有する場を提供することを目的として、商店街活性化セミナーを開催してお

り、今年度はクリエイティブ人財との連携による創造的商店街構築事業における事業報告会を兼ねて開催した。

2. 事業の形態

県の単独事業である。

3. 事業の実施期間

平成 29 年度～令和元年度。

4. 事業の成果指標と達成度合い

明確な成果指標はないが、商店街において新たな取組が発生するなど一定の成果があったと考えている。

① 商店街を中心とした課題解決型街づくり支援ブロック会議等の開催

地区	開催日	開催場所	参加人数
三八地区	平成 30 年 10 月 25 日	八戸合同庁舎	21 名
上北・下北地区	平成 30 年 10 月 26 日	野辺地町中央公民館	22 名
中南地区	平成 30 年 10 月 31 日	弘前市民文化交流館 (ヒロロ 3 階)	21 名
東青地区	平成 30 年 11 月 1 日	県庁	20 名

② 青森県商店街を中心とした課題解決型街づくり支援事業費補助金

交付先	事業者	補助金額 (対象経費の 1 / 4 or 1 / 3)	事業内容
八戸市	鷹匠小路商業振興会	10,800 補助率 1 / 4	商店街マップへの AED 設置店の表示作成
青森市	青森商店街連盟	167,315 補助率 1 / 3	事業承継に関するアンケートの実施、セミナー・ワークショップの開催、商店街活性化プランの策定

補助金活用後もプランに基づいた自発的な取組みを継続して行う等、一定の成果がでている。

③ 商店街を中心とした課題解決型街づくりアドバイザーの派遣

派遣先	アドバイザー	アドバイスの内容
板柳町商工会	中小企業診断士	平成 28 年に策定した「人口減少社会対応型商店街活性化プラン」のブラッシュアップ

	中小企業診断士	ップと、プランを実現化するための具体的取組に関する助言・指導
弘前上土手町商店街 振興会	地域活性化コンサルタント	若者のキャリア形成と、若者を取り込んだ商店街活性化策に関する助言・指導
	経営コンサルタント	商店街における人材育成と若者のキャリア形成に関する助言・指導
	ゲストハウス経営・広報担当	空き家を活用したまちづくり、メディアの活用法等に関する助言・指導
おいらせ町商工会	タウンプロデューサー	第1回おいらせ町まちゼミに係るアンケート結果の分析と結果検証
十和田市中央商店街 振興組合	経営コンサルタント	商店街活性化と買物弱者対策を見据えた移動販売実施計画等に対する助言・指導

まちなかに学生が集まる事業につながったものや、まちゼミの継続的な実施、買物サービスを展開するにあたっての商店街の中のサービスメニューの整理等新たな事業展開につながったり、振り返りにつながったりしている。

④ 商店街活性化セミナーの実施

開催日	2月1日、2日
場所	2月1日 弘前市（カラーニングスペース HLS 弘前） 2月2日 十和田市（14-54）
講演	「商店街が『中心』でなくなったのはなぜか？～郊外との共存、それとも奪還？～」
事業報告	「平成30年度クリエイティブ人財との連携による創造的商店街構築事業報告」
参加者数	市町村13名、商工団体・支援機関9名、商店街・小売業者・学生等33名、県9名 計64名

商店街活性化方策の1つとして普及啓発を図ることができた。

5. 事業費の予算と実績額

(1) 当初予算額と実績額

(単位：千円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	備考
当初予算	3,448	3,344	
実績	1,691	1,620	(注 1)
一般財源	1,691	1,620	

(注 1) 補助金を 600 千円×2 事業と見込んでいたが、思うように活用されなかった。

(2) 平成 30 年度決算額の内訳

(単位：千円)

節	平成 30 年度決算額	主な内容
報償費	488	問題解決型街づくり支援アドバイザー謝金。
旅費	735	問題解決型街づくり支援アドバイザー旅費。
需用費	55	
役務費	30	
使用料及び 賃借料	133	(注 2)
負担金補助 及び交付金	178	問題解決型街づくり支援事業費補助金。2 件。
合計	1,620	

(注 2) 使用料及び賃借料内訳

(単位：千円)

内容	金額	備考
H30 年度商工労働部観光国際戦略局出先機 関長会議会場使用料	88	(注 3)
商店街活性化連絡会議 (弘前、野辺地)	5	
H30 年度商店街活性化セミナー会場使用料 (弘前)	64	
H30 年度商店街活性化セミナー会場使用料 (十和田)	40	
合計①	197	
節別決算額②	133	
差額①－②	64	(注 4)

(注 3) 本事業に直接関連する支出ではない。

(注 4) 差額分は「クリエイティブ人材との連携による創造的商店街構築事業」に負

担させている。商店街活性化セミナーにおいて、「クリエイティブ人財との連携による創造的商店街構築事業」の一部を実施しているため。

6. 監査結果及び意見

(指摘事項①)事業に直接関連しない支出が決算額に計上されている。

使用料及び賃借料の内訳を見ると、平成 30 年度商工労働部観光国際戦略局出先機関長会議会場使用料として 88,020 円計上されているが、これは本事業に直接関係のない支出である。事業に関係のない支出を決算額に含めると、事業の実績を歪めることになるため、今後は慎むべきである。

(意見①)補助金の利用不振について

本事業では課題解決型街づくり支援事業費補助金として当初予算で 600 千円×2 事業 1,200 千円を見込んでいたが、実際に利用されたのは 2 事業 178 千円であった。原因として、商店街の資金不足、市町村が予算建てしていなかったことが考えられるとのことであった。予算設定時や補助金の制度設計時にこのような事態を想定し、より有効利用される制度を構築してほしい。

(28)あおもり型商店街買物サービス向上支援事業

【商工労働部商工政策課】

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

人口減少、少子高齢化、大型店の郊外への進出などによる既存の近接商店街の機能低下を一因に、生鮮食料品など最寄り品の購入が困難な者が多数存在する。この状況を改善し、2025 年の超高齢化社会を見据え、住み慣れた地域で安心して暮らすため、商店街等が地域経営体等と連携した持続可能な買物サービス向上のための地域主体の取組を促進することを目的とする。

(2) 事業の内容

① モデル実証事業

県は、平成 29 年度において、県内外の先行事例調査を実施し、その結果を踏まえて、商店街と様々な団体が連携した、持続可能な買物弱者支援サービスのモデルを提案する「あおもり型商店街活用買物環境向上モデル報告書」を作成した。これを踏まえて、平成 30 年度～令和元年度は他の団体とも連携した移動販売や出張販売等、少額経費で継続実施をすることが可能であると思われる買物弱者対策事業について、商店街等で以下の実証事業を行う。

事業実施者	特定非営利活動法人 元気おたすけ隊 (つがる市)	南部町商工会 (南部町)
実証モデルの内容	サービス連携モデル(移動販売・出張販売+買物代行宅配)	事業者連携モデル・サービス連携モデル(移動販売・出張販売+買物代行宅配)
事業の概要	現在つがる市の補助事業として実施している買物代行宅配サービスに加え、移動販売・出張販売サービスを実施することにより、サービスの効率性・採算性を確保し、継続可能な買物弱者支援サービスの実施についての検証を行った。	商工会で現在南部達者村宅配サービス事業を実施しており、又、社会福祉協議会と協定し配食を昼と夕方行っている。現在実施している事業を基に更に南部町内の買物弱者といわれる方々の救済並びに高齢者の見守りを兼ねた移動販売事業を地元資本商店・行政・社協・福祉施設関係と協力しながら事業を展開した。

② 普及啓発のための検討会の開催

商店街をはじめ、行政、関係団体等が連携して、買物弱者支援サービスを実施していくために、参考となる具体的な事例やモデルを提案する「あおり型商店街活用買物環境向上モデル報告書」の普及啓発のためのミニセミナー・検討会を実施した。

2. 事業の形態

本事業は地方創生交付金の対象事業であり、事業経費の1/2が当該交付金でまかなわれ、1/2は県の財源で実施される。

3. 事業の実施期間

平成30年度～令和元年度。

4. 事業の成果指標と達成度合い

① モデル実証事業

平成30年度では採算は取れなかったが、両事業者ともに福祉との連携の必要性、コースの見直し、ニーズの把握など改善点が明らかになった。平成30年度は改善すべきところを明確にしたという点を成果と考えている。

事業実施者	特定非営利活動法人 元気おたすけ隊 (つがる市)	南部町商工会 (南部町)
平成 30 年度実績	売上目標 : 4,320 千円 →実績額:4,874 千円 (112.8%) 損益分岐点分析をすると、 客単価 : 1,699 円→2,329 円 (37.1%アップが必要) 客数 : 2,869 人→8,192 人 (185.5%アップが必要)	売上目標 : 4,800 千円 →実績額 : 2,582 千円 (53.8%) 損益分岐点分析をすると、 客単価 : 976 円→1,616 円 (65.6%アップが必要) 客数 : 2,646 人→14,859 人 (461.6%アップが必要)

② 普及啓発のための検討会の開催

平成 30 年度 5 か所にて実施 (参加者数 : 三戸町 9 名、中泊町 19 名、田子町 13 名、弘前 41 名、十和田市 12 名)。

参加者は地元商工業者、市町村、県民局、商工会。

5. 事業費の予算と実績額

(1) 当初予算額と実績額

(単位 : 千円)

	平成 30 年度	備考
当初予算	5,916	
実績	5,639	
国庫支出金	2,764	地方創生推進交付金
一般財源	2,874	

(2) 平成 30 年度決算額の内訳

(単位 : 千円)

節	平成 30 年度決算額	主な内容
報償費	159	勉強会講師謝金。
旅費	179	勉強会講師旅費 69。職員旅費 110。
委託料	5,300	2 市町村へのモデル実証事業委託料。 コンサルタント会社に対するモデル実証事業結果分析料。
合計	5,639	

6. 監査結果及び意見

(指摘事項①)業務委託契約書の記載不備について

業務委託契約書において、履行保証保険により契約保証金を免除した場合であっても

違約金条項を削除すべきではなかったのに削除していたものがあった。今回の契約書の誤りは委託料を概算払いする際に財務指導課のチェックにより把握されたが、今回は契約書を訂正することなくそのままにしたとのことである。契約書を担当者が作成した場合、契約手続きを進めていいか課内で上長の承認を受けるが、今回はその段階で発見されなかった。上長の承認時に発見されていれば早期に契約書の訂正をすることが可能だったはずである。内部統制上、チェック体制が形として構築されていたとしても、実効性が乏しければ問題である。形だけのチェック体制となっていないか業務の手順を見直し、より実効性ある内部統制を構築していく必要がある。

(29)2025 年に向けた地域内交通ネットワーク構築支援事業

【企画政策部交通政策課】

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

2025 年の超高齢化社会を見据え、高齢者の自立した社会生活を維持するため、地域の実情に即した移動手段の検討・確保に向けた取組みを実施することを目的とする。

(2) 事業の内容

① 高齢者の移動手段確保に向けた勉強会

高齢者の移動手段確保について、市町村における関係部局間（交通担当者、福祉担当者等）の連携促進と課題共有のため、勉強会を開催し、地域における主体的な取組の機運醸成を図った。

② 高齢者の移動手段確保に向けたモデル事業の実施

各市町村における公共交通の現状と移動課題を踏まえ、地域の実情に即した高齢者の移動手段確保策を検討・推進するため、市町村と連携し、モデル事業としてデマンド交通(注1)の実証運行を実施する。具体的には、交通空白輸送・公共交通空白地有償運送制度(注2)を活用したデマンド交通導入にかかる経費等の補助を行う。

(注1)デマンド交通とは、利用者の事前予約に応じる形で運行経路や運行スケジュールをそれに合わせて運行する地域公共交通をいう。

(注2)交通空白輸送・公共交通空白地有償運送制度とは、バス、タクシー等が運行されていない過疎地域等において、住民の日常生活における移動手段を確保するため、国土交通大臣の登録を受けた市町村、NPO 等が自家用車を用いて有償で運送する仕組みをいう。

<実証運行モデル事業補助概要>

交付先	補助率	補助金額
市町村	1 / 2	5,000 千円

③ 地域内交通ネットワークの整備支援

市町村に対し、国が進める地域交通再編事業等に関する説明会の開催、地域交通会議未設置市町村への設置支援、市町村福祉部局が設置する協議体との連携支援を行うとともに、デマンド交通等新たな交通システムの導入の検討を促し、地域内交通ネットワークの整備を促進する。

2. 事業の形態

本事業の一部は地方創生推進交付金の対象となっており、対象事業の1/2は当該交付金で実施され、1/2は県の財源で実施される。

3. 事業の実施期間

平成30年度～令和元年度。

4. 事業の成果指標と達成度合い

明確な成果指標はないが、平成30年度は下記のような事業結果となっており、事業目的の達成に向け一定の成果はあったと考えている。

① 高齢者の移動手段確保に向けた勉強会

開催日	内容	参加者数
7月17日	高齢者の移動手段確保に向けた勉強会	89名
9月13日	持続可能なバス交通ネットワーク再編に向けたワーキング会議及び地域分科会合同会議	49名

② 高齢者の移動手段確保に向けたモデル事業の実施

平成30年度に予定していたモデル事業の実施が令和元年度に繰り越された。当初実施を予定していなかった住民アンケート調査を実施することに加えて、デマンド交通に対応可能な交通運行事業者の選定と運行形態の協議（使用車両、運行代行、運行経路・ダイヤ等）に不測の時間を要し、年度内の事業完了が難しい見込みとなり補助を受ける予定であった市がモデル実証事業の実施を翌年度に繰越すこととしたため。

③ 地域内交通ネットワークの整備支援

国が進める地域交通再編事業等に関する説明会については、7月17日の高齢者の移動手段確保に向けた勉強会にて実施している。また、地域の交通機関の在り方を考える地域交通会議の設置支援については、昨年、会議体設置済み市町村が28

市町村であったが、今年は1つ増え29市町村となった。

5. 事業費の予算と実績額

(1) 当初予算額と実績額

(単位：千円)

	平成30年度	備考
当初予算	6,550	
実績	646	(注1)
国庫支出金	107	地方創生推進交付金
一般財源	539	

(注1) 高齢者の移動手段確保に向けたモデル事業の実施を令和元年度に繰り越したため当初予算より低い金額となっている。

(2) 平成30年度決算額の内訳

(単位：千円)

節	平成30年度決算額	主な内容
報償費	41	有識者への謝礼金
旅費	227	有識者旅費、職員旅費
需用費	129	新聞代他
役務費	69	通信費
使用料及び 賃借料	180	(注2)

(注2) 高齢者の移動手段確保に向けた勉強会等の開催に係る会場費用。実際の会場費用は200,880円であるが、予算不足のため、事務費の予算で一部執行した。

6. 監査結果及び意見

(指摘事項①)決算額の付け替えについて

高齢者の移動手段確保に向けた勉強会等の開催に係る会場費用は、200,880円であったが、予算不足のため本事業にかかる決算額として180,000円を計上し、残りは事務費の予算で執行している。このような決算額の付け替えが行われると、決算節別集計表の金額が事実と異なることになり、個別事業の費用対効果の検証ができなくなる。決算額の付け替えは慎むべきである。

(30)生活交通バス緊急整備費補助

【企画政策部交通政策課】

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

高齢化や人口減少に伴う路線バス利用者の減少が進んでいる状況に鑑み、バス会社に対しバス運行対策費補助金の車両減価償却費等補助を行うことにより、主な利用者に対応したバリアフリー対策（低床車両の導入促進）や車両の小型化による運行効率化を図り、誰もが利用しやすい路線バスへの転換を進めていくことを目的とする。

(2) 事業の内容

国庫補助対象系統を主として運行する車両の購入に係る車両減価償却費及び金融負担分を補助対象とする。補助限度額は、以下のとおり。減価償却費の場合、ノンステップ車両 15,000 千円、ワンステップ車両 13,000 千円、小型車両 12,000 千円、と「実費購入費－1円」のいずれか低い方の価額（いずれも消費税を除く）とする。また、金融費用の場合、年 2.5%を上限とする。

国との協動的補助分に加え、平成 27 年度までの購入分については、県独自に嵩上げ補助を実施している。国基準同額の車両減価償却費補助に加え、事業者負担の 1/2 相当の嵩上げ補助を実施している。

2. 事業の形態

国との協動的補助を実施している。県独自の補助嵩上げ分を除いた 1/2 は国が支出し、残額は県が支出する。

3. 事業の実施期間

平成 22 年度～令和元年度。

4. 事業の成果指標と達成度合い

低床化率の進展を成果指標と考えている。下表は、主要民営事業者別一般乗合バス車両（高速除く）の低床化率を示したものであり、県が県内補助対象事業者に照会し取りまとめたものである。低床化率の事業者平均は年々増加しており、本事業の成果が出ている。

	弘南バス	岩手県北	十和田観光電鉄	下北交通	J Rバス	事業者平均
令和元年 9 月末	41%	65%	64%	31%	23%	49%
平成30年 9 月末	36%	40%	65%	23%	28%	42%
平成29年 9 月末	30%	28%	56%	34%	28%	35%
平成28年 9 月末	28%	27%	52%	37%	24%	33%

※低床化率＝（ワンステップバス台数＋ノンステップバス台数）/一般乗合用バス台数（高速除く）

5. 事業費の予算と実績額

(1) 当初予算額と実績額

(単位：千円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	備考
当初予算	31,486	29,810	26,388	
実績	31,351	29,668	26,388	
繰入金	25,953	21,238	11,878	(注 1)(注 2)
一般財源	5,398	8,430	14,510	

(注 1) 青森県発電用施設所在市町村等振興基金繰入。青森県発電用施設所在市町村等振興基金条例(平成十年三月十一日青森県条例第一号)第五条四 地域活性化措置に該当するもの。

(注 2) 平成 27 年度までの購入分に実施している嵩上げ補助に充当している。平成 27 年度までの購入分については 5 年間の減価償却が終了し補助対象から外れるものが増えてくるため年々繰入金が減少している。

(2) 平成 30 年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	平成 30 年度決算額	主な内容
補助及び賃借料	26,388	(注 1)

(注 1) 車両の購入に係る車両減価償却費及び金融負担補助。国との協動的補助に加え県独自の嵩上げ補助も含む。

6. 監査結果及び意見

特に指摘事項はない。

(31)地域公共交通再編・利用促進事業

【企画政策部交通政策課】

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

人口減少、自家用車の普及により、バス利用者が減少することに伴い、県の補助対象バス路線が更に減少し、交通ネットワークは縮小する傾向にある。そのため、将来にわたり持続可能な地域公共交通ネットワークを構築することを本事業の目的とする。

(2) 事業の内容

① 「青森県地域公共交通再編指針」の策定

持続可能な交通ネットワークの構築に向け、広域的・幹線的路線バス再編の具体的計画となる「青森県地域公共交通再編指針」を策定し、広域的・幹線的バス路線の再編に取り組んだ。

指針策定のため、広域的・幹線的バス路線の利用状況、コミュニティバス路線との競争状況等の基礎調査を民間事業者に委託した。基礎調査結果を基に、国、市町村、学識経験者、バス事業者で組織するワーキング会議において検討を行い「青森県地域公共交通再編指針」を策定した（第3部第3章その他説明事項 参照）。

② モビリティ・マネジメント（MM）（注1）普及促進

公共交通を維持していくためには利用を促進することも必要であり、モビリティ・マネジメントの全県的な波及を目的として、市町村及び交通事業者のモビリティ・マネジメントの取組を支援する。

県内の市部の中でも人口が多く、より多くのバス利用者が見込まれる青森市、弘前市、八戸市、五所川原市、十和田市、三沢市及びむつ市のうち、モビリティ・マネジメントの取組に係る動きが鈍い状況にある青森市、五所川原市、十和田市、むつ市及び交通事業者とともに、2か年で県民を対象とした公共交通の利用を促す取組を実施する。具体的には学校との意見交換会を実施した。

（注1）モビリティ・マネジメントとは、地域住民とのコミュニケーションを通じて、過度に自動車に頼っている現状から、公共交通をはじめとする多様な交通手段を適度にかしこく利用する状態を目指す取組をいう。

2. 事業の形態

本事業の一部は地方創生推進交付金の対象となっており、対象事業の1/2は当該交付金で実施され、1/2は県の財源で実施される。

3. 事業の実施期間

平成29年度～平成30年度。

4. 事業の成果指標と達成度合い

平成30年度は指針を策定したことが成果だと考えている。指針には具体的な行動スケジュールも記載しているため、今後はそれに沿って動いていくことが重要である。

5. 事業費の予算と実績額

(1) 当初予算額と実績額

(単位：千円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	備考
当初予算	7,954	5,143	
実績	3,924	4,906	
国庫支出金	—	2,119	地方創生推進交付金
一般財源	3,924	2,787	

(2) 平成 30 年度決算額の内訳

(単位：千円)

節	平成 30 年度決算額	主な内容
報償費	89	有識者への謝礼金
旅費	315	有識者旅費、職員旅費
需用費	479	書籍他
役務費	27	通信費
委託料	3,996	青森県地域公共交通再編指針策定支援委託
合計	4,906	

6. 監査結果及び意見

(指摘事項①)決算節別集計表の金額が過少になっている

持続可能なバス交通ネットワーク再編に向けたワーキング会議会場費（支出命令票番号 0434653 支払額 52,920 円、支出命令票番号 0259312 支払額 35,640 円）を本事業の決算節別集計表に計上せず、事務費として処理していた。予算計上の時点で、想定されていなかった支出であるため事務費で処理したとのことである。

しかし、個別事業に直接関係する支出は、予算に計上していなかったとしても、決算額に反映させるべきである。決算節別集計表の金額が事実と異なると、個別事業の費用対効果の検証ができなくなる。事実即した決算額を集計すべきである。

(32)シルバー交通安全サポート事業

【環境生活部県民生活文化課】

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

近年の県内における交通事故の特徴をみると、発生件数は全体としては減少傾向にあるものの、65 歳以上の高齢運転者による死亡・重傷事故件数は減少せず、特に 75 歳以上

の運転者の事故リスクが他の年代より突出していることがあげられ、高齢運転者に対する交通安全の取組の強化が喫緊の課題となっている。当事業は、高齢者の安全運転推進を図るため、高齢運転者の特性についての理解促進や免許返納制度の周知、安全運転サポート車に関する知識の啓発を行い、安全・安心で快適に暮らせる生活環境を整備することが目的である。

(2) 事業の内容

① 高齢運転者交通事故防止推進セミナーの実施

運転適性相談窓口・運転免許返納制度等の周知や、安全運転サポート車等先進安全技術についての留意点等に関するセミナーを実施した。セミナー対象者は、高齢者世帯訪問活動など高齢者と接する活動を行っている団体（交通安全母の会等）の会員を主な対象としており、この狙いは、受講者が高齢者世帯を戸別訪問する際にセミナー内容について情報発信をしてもらうことを期待している。

平成 30 年度においては、五所川原会場（参加者約 180 名）、八戸会場（参加者約 70 名）、青森会場（参加者約 50 名）の 3 会場で実施された。

② 高齢運転者向けチラシの作成・配布

高齢運転者交通事故防止推進セミナーの内容を掲載した啓発チラシを 42,000 部作成し、交通安全母の会が実施する高齢者世帯訪問活動や、警察本部が実施する高齢運転者向け交通安全教室及び高齢者講習等を通じて高齢運転者に配布し、高齢運転者の意識啓発を図った。

2. 事業の形態

県の単独事業である。

3. 事業の実施期間

平成 30 年度に開始した事業であり、令和元年度においても継続している。なお、その他の高齢運転者への安全運転啓発事業は警察本部等の各所で過年度より実施されている。

4. 事業の成果指標と達成度合い

当事業単独の成果指標としてはおける特段の成果指標は存在しない。

ただし、「青森県交通安全計画」による目標（交通事故死者数を令和 2 年までに年間 38 名以下）に関連しており、担当課としてもモニタリングはしているとのことであった。なお、平成 30 年における青森県内の交通事故死者数は、複数の死者を伴う交通事故が 3 件発生したことなどにより、死者数が前年比 3 人増の 45 名となった。

5. 事業費の予算と実績額

(1) 当初予算額と実績額

(単位：千円)

	平成 30 年度	備考
当初予算	1,407	
実績	757	
一般財源	757	

(2) 平成 30 年度決算額の内訳

(単位：千円)

節	平成 30 年度決算額	主な内容
報奨費	113	交通事故防止推進セミナー謝金
旅費	27	
需用費	131	消耗品費
役務費	51	
委託料	344	高齢運転者向けチラシの作成費用
使用料及び賃借料	91	
合計	757	

6. 監査結果及び意見

(意見①)高齢運転者交通事故防止推進セミナーの開催方法の検討について

高齢運転者交通事故防止推進セミナー（以下、セミナーとする）の主な対象者は、前述のとおり、高齢者世帯訪問活動など高齢者と接する活動を行っている団体（主に交通安全母の会）の会員であり、会員が高齢者宅の戸別訪問を行う際に情報提供をしてもらうことを期待している。交通安全母の会は、地域における交通安全の推進を主目的とする組織であり、平成 30 年度中に県内において、高齢者世帯約 10,000 世帯もの戸別訪問を実施しているとのことであった。

平成 30 年度のセミナーは、五所川原会場（参加者約 180 名）、八戸会場（参加者約 70 名）、青森会場（参加者約 50 名）の 3 会場で開催されているが、その参加者数は、五所川原会場に比べて、八戸会場、青森会場では少ない傾向が見て取れる。この要因としては、八戸会場、青森会場は県主催でセミナーを開催しているのに対して、五所川原会場は交通安全母の会主催のブロック研修会に合わせて、セミナーも実施したことによる影響があるものと考えられる。交通安全母の会の会員にとって、研修が県主催のもの交通安全母の会主催のものとの 2 回に分かれるよりも、五所川原会場の例のように、同日 1 回にまとめられた方が参加しやすいものと考えられるし、同日開催であるからこそ母の会のネットワークを利用することができ、参加者も多い傾向があるものと思料される。県では、セ

ミナーの主な対象者を母の会会員と捉えており、その会員のセミナー参加人数が多ければ多いほど当事業の効果は高まるものと考えられる。今後は、母の会の研修会との同日開催を検討すること等により、効果的、効率的なセミナー開催が望まれる。

また、居住人口の多い青森県三大都市として、青森市・八戸市・弘前市があげられるが、平成 30 年度において、弘前市でのセミナー実施はなされていない。今後、弘前圏域でのセミナー実施も求めたい。

第4 市町村・地域との協働に関する事業

(33)「青森県型地域共生社会」地域機能強化推進モデル事業

【企画政策部地域活力振興課】

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

地域で生まれ、地域で育ち、地域を助け、地域で安心して老後を迎えることができる「青森県型地域共生社会」の実現に向けては、各市町村が主体的に取り組むことが必要となるが、その実証モデルを作るところまでは、県の役割であると認識している。本事業では、各地域県民局が主体となり、ニーズ調査等に基づく必要なサービスについて、各部署の関連事業等を活用しながら、サービス供給に係る実証を実施し、その「採算性」「持続可能性」等を検証し、それらの検証結果を蓄積分析等することにより、その地域で必要なサービスの提供ができるモデルを構築、横展開を図ることで、市町村の主体的な取組を促すことを目的としている。

(2) 事業の内容

【事業1】「青森県型地域共生社会」推進検討会

市町村による高齢者の地域生活サービスの積極的な取り組みに向けて、それぞれの地域が抱える課題等を整理し、実証事業を実施するモデル地域を選定する。

推進検討会の構成は、地域県民局（地域連携部、地域健康福祉部、地域農林水産部他）、市町村、地域住民、有識者等となっている。

【事業2】地域生活サービス実証事業

地域機能強化推進モデル事業の取組については、各県民局が独自ないし業務委託によって事業を実施している。

① 地域生活サービス実証事業（既存担い手活用型）

既存の地域の担い手（地域経営体、NPO、ボランティア、民間事業者等）が必要なサービスを供給するために、サービスに係る適切な単価設定、固定費の圧縮、そして公的支援の必要性の分析等、持続的に供給可能な体制づくりに向けて、サービス供給の実証プラン作成、実証、結果の検証を行う。

② 地域生活サービス実証事業（担い手育成型）

地域住民を中心に、住民ヒアリングやワークショップを実施し、地域で生活するために必要なサービスを供給する担い手の意識を高めるとともに、担い手の組織化やサービスの実証プランを作成する。

2. 事業の形態

本事業は地方創生推進交付金の対象事業であり、事業経費の1/2が当該交付金で賄われ、1/2は県の財源で実施される。

3. 事業の実施期間

平成30年度から令和元年度までの継続事業として行っている。

4. 事業の成果指標と達成度合い

「青森県型地域共生社会」の実現に向けた地域機能強化推進事業として重要業績評価指標(KPI)が設定されている。地方創生推進交付金における交付金対象事業名称は、『『青森県型地域共生社会』の実現に向けた地域機能強化推進事業』となっている。因みに、この交付金申請上の事業の中にはいくつかの監査対象事業の取組が包含された形でKPIを設定している。このKPI数値を示すと下記のとおりとなる。

指標	目標値	実績値
指標①地域運営組織(注)形成数	3	44
指標②本事業による取組実践件数	3	4

(注)地域運営組織とは、地域住民自らが主体となって、地域住民や地元事業者の話し合いの下、それぞれの役割分担を明確にしながら、生活サービスの提供や域外からの収入確保などの地域課題の解決に向けた事業等について、多機能型の取組を持続的に行うための組織のことである。

指標①の実績値が44と目標値を大きく上回っている理由は、当初計画策定の段階で、合理的な目標値を見積もることが難しかったため、控えめに目標値を設定してしまっていたという状況があったからである。ただし、事業開始前19であった地域運営組織が、44も増えたので、評価は、「総合戦略のKPI達成に有効であった」と記述されている。

5. 事業費の予算と実績額

(1) 当初予算額と実績額

(単位：千円)

	平成30年度	備考
当初予算	24,424	
実績	12,510	
国庫支出金	5,719	
一般財源	6,791	

(2) 平成 30 年度決算額の内訳

(単位：千円)

節	平成 30 年度決算額	主な内容
報償費	140	講師謝金
旅費	1,399	委託先打ち合わせ旅費、視察旅費
需用費	186	事務用品一式
役務費	122	電話料
委託料	10,513	事業 2 に関わる実施委託料
使用料及び賃借料	150	検討会借り上げ代
合計	12,510	

(3) 地方創生推進交付金実績報告

平成 31 年 4 月 10 日発行の地方創生推進交付金実績報告書における精算払請求額は 330,749,828 円であり、このなかに「青森県型地域共生社会」の実現に向けた地域機能強化推進事業の交付金充当経費 19,093,385 円が含まれている。このうち本事業分は 11,325,705 円である。決算額は 12,510,307 円であり、決算額との差額は請求できない金額である。

(4) 「青森県型地域共生社会」地域機能強化推進モデル事業の委託料の内容

〔東青地域県民局〕

平成 30 年度東青地域・地域生活サービス実証業務委託

委託料	644,988 円
期間	契約締結日から平成 31 年 3 月 29 日まで
委託先	一般社団法人 tsumugu
業務内容	地域の担い手の育成及び地域化プラン等の作成 管内市町村との意見交換会におけるモデル事業発表資料の作成
実施地区	外ヶ浜上小国地区

〔三八地域県民局〕

① 担い手育成推進事業運営業務委託

委託料	1,283,871 円
期間	契約締結日から平成 31 年 2 月 20 日まで
委託先	特定非営利活動法人ひろだいりサーチ
業務内容	地域の担い手の組織化、地域活動の見える化、外部人財による地域の魅力の掘り起こし

実施地区	南部町三戸駅前地区
------	-----------

② 実証等モデル事業運営業務委託

委託料	709,041 円
期間	契約締結日から平成 31 年 2 月 28 日まで
委託先	剣吉ストリート活性化委員会
業務内容	地域生活サービスの実践、勉強会の開催
実施地区	南部町剣吉 3 町内会（上中町、荒町、桜町、桜本町）

〔西北地域県民局〕

① 平成 30 年度七和地区における買物難民支援モデル構築等業務委託

委託料	2,516,659 円
期間	契約締結日から平成 31 年 2 月 28 日まで
委託先	一般社団法人政策集団地域再生青森会議
業務内容	七和地区における持続可能な買物難民支援等のスキーム構築、高齢者の足を確保する送迎サービスに係る関係法令等の整理等
実施地区	七和地区

② 平成 30 年度中泊町における買物弱者支援モデル構築業務委託

委託料	805,464 円
期間	契約締結日から平成 31 年 2 月 28 日まで
委託先	国立大学法人弘前大学
業務内容	中泊町の 3 集落（中里、武田、内潟）の住民を対象に中泊町農産物加工販売施設「ピュア」が主体となり商品の受注宅配サービスの実証事業を実施するにあたり、実証スキーム、アンケート調査、採算性、住民満足度等の検証、分析、評価を行い、持続可能なサービススキームを構築する。
実施地区	中泊町

③ 平成 30 年度中泊町における買物弱者支援事業受注システムの構築及び周知等業務委託

委託料	1,036,800 円
期間	契約締結日から平成 31 年 2 月 28 日まで
委託先	株式会社アクトプラン
業務内容	商品の受注システムの構築、受注配送サービスの周知に関する企画及び周知、配送ボックスの購入
実施地区	中泊町

④ 平成 30 年度中泊町買物支援システム開発業務委託

委託料	689,040 円
期間	契約締結日から平成 31 年 2 月 28 日まで
委託先	株式会社リンクステーション
業務内容	中泊町買物支援システム開発
実施地区	中泊町

〔上北地域県民局〕

平成 30 年度上北地域生活サービス実証業務委託

委託料	2,826,964 円
期間	契約締結日から平成 31 年 2 月 22 日まで
委託先	一般社団法人政策集団地域再生青森会議
業務内容	十和田市東小学校の校区を対象として 地域の担い手の育成及び実証プランの策定、上北地域管内市町村職員 を対象とした推進会議の企画・実施への協力、実施状況の報告
実施地区	上北地域

(注 1) 中南地域県民局は、県民局独自で事業を担当しており、業務委託はない。

(注 2) 下北地域県民局は、当該事業を行っていない。

6. 監査結果及び意見

(意見①)「青森県型地域共生社会」推進検討会における議事録等が作成されていない

「青森県型地域共生社会」推進検討会の開催状況は、下記のとおりとなっている。

(地域活力振興課が作成した資料を監査人が編集したもの)

〔東青地域県民局〕

名称	開催日	出席者数	主な出席者	議事録等
管内市町村との意見交換会	3 月 19 日	27 人	県、市町村、中間支援組織	概要有

〔中南地域県民局〕

名称	開催日	出席者数	主な出席者	議事録等
管内市町村情報交換会	11 月 8 日	36 人	県、市町村、社会福祉法人	無

〔三八地域県民局〕

名称	開催日	出席者数	主な出席者	議事録等
管内勉強会	11月2日	108人	県、市町村、社会福祉法人	無
市町村職員勉強会	3月15日	19人	県、市町村	無

〔西北地域県民局〕

名称	開催日	出席者数	主な出席者	議事録等
2025年の超高齢化時代への対応に係るヒアリング	6月15日	6人	県、鶴田町	復命書
	6月15日	8人	県、板柳町	復命書
	6月19日	7人	県、つがる市	復命書
	6月21日	9人	県、鯉ヶ沢町	復命書
	6月21日	6人	県、鯉ヶ沢町社会福祉協議会	復命書
	6月25日	6人	県、鶴田町社会福祉協議会	復命書
地元選出県議会議員及び市町長との意見交換会	7月13日	約40人	五所川原市管内選出県議会議員、全市町長、県	概要有
青森県型地域共生社会に係る取組のヒアリング	9月18日	3人	NPO ゆいのかい、県	復命書
青森県型地域共生社会の実現に向けた役場内連携体制整備に関する依頼等	10月31日	8人	県、板柳町	復命書
	11月1日	6人	県、鶴田町	復命書
	11月2日	8人	県、鯉ヶ沢町	復命書
	11月2日	7人	県、深浦町	復命書
	11月5日	7人	県、つがる市役所	復命書
	11月6日	12人	県、中泊町	復命書
	11月7日	9人	県、五所川原市	復命書
「青森県型地域共生社会」西北管内市町職員向け勉強会	12月14日	47人	県、市町村、関係者	無

〔上北地域県民局〕

名称	開催日	出席者数	主な出席者	議事録等
未来につなぐ上北地域連携推進検討会	10月16日	17人	県、市町村	無
上北管内地域づくりセミナー	1月8日	99人	県、市町村、関係者	無
未来につなぐ上北地域連携推進検討会	3月19日	14人	県、市町村	無

〔下北地域県民局〕

名称	開催日	出席者数	主な出席者	議事録等
該当なし				

上記資料で明らかなように議事録等の資料を作成していない推進検討会が7つあった。地域課題を整理し、実証が必要なサービスや実証を行うモデル地域候補の検討等を行うことが「青森県型地域共生社会」推進検討会の目的からすると会議の議事録等を作成して情報の共有を図っていないのは問題である。

また、下北地域県民局については、会議の開催が行われていない。

(意見②)重要業績評価指標（KPI）に対する意識が低い

本事業を所管している地域活力振興課では、重要業績評価指標（KPI）の設定については企画調整課においてハンドリングしているので、担当課としては関知していないという対応であった。しかし、企画調整課からのヒアリングでは、KPIの設定は、その趣旨の理解も含め、担当課とも話し合いの上決めているとの事であり、担当課においては当然に周知して、理解しているはずという認識であった。所管課でKPIの内容を知らないというのは、きちんと交付金のことを理解していないか、担当者が変わって引継ぎをうまくしていないかの可能性がある。

重要業績評価指標（KPI）を何故設定しているのか、本事業がどのように関係しているのかについて無頓着であるのは地方行政に携わる者にとって問題である。改善のためには重要業績評価指標（KPI）がなぜ設定されているのか、設定はどのように行われ、実績値がどのように測定されるのか、そして本事業の業績がどのように反映されるのか等について企画調整課と情報の共有をしておくことが肝要と考える。

(34)未来の地域づくり支援総合プロジェクト事業

【企画政策部地域活力振興課】

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

県・市町村職員の政策形成能力の向上を図る人財育成研修を実施するとともに、大学生等の外部人財を活用した地域づくりインターシップを実施し、地域住民の主体的な活動を支援するものである。

(2) 事業の内容

【取組1】 地域デザイン推進会議の開催

人口減少・少子高齢化が急速に進行する中、持続可能な地域づくりに向けた「小さな拠点」形成や県内の集落対策に向けた取り組みを促進するためには、市町村において地域ごとの将来ビジョン「地域デザイン」を策定することが有効であり、平成28年度から「地域デザイン推進連絡会議」および「地域デザイン推進会議」を開催し、地域デザイン策定に係わる手法や効果の検討、先進事例等の情報共有を行っている。

平成30年度においては、人口減少・超高齢社会において行政がとるべき具体的行動について、講義や座談会を通じて年2回実施した。

【取組2】 地域づくりインターンシップの実施と東京大学フィールドスタディ型政策協働プログラムの実施

① 地域づくりインターンシップの実施

人口減少に対応した地域づくりのため、県内外の大学生等が地域にインターンシップすることを通して、新たな視点から地域を見つめ直し、今後もその地域で暮らし続けることができるようなきっかけを創出するために、地域の現状を認識し、地域の特徴や課題を発見するとともに、それらの活用策や解決策等に関するアイデアの提示等を行い、地域に変化と刺激を与え、地域住民の意識の変化や活動を促す実証研究事業である。この取組は、国立大学法人弘前大学に委託している。

② 東京大学フィールドスタディ型政策協働プログラム

ふるさと知事ネットワーク加盟県と東京大学で実施する東京大学フィールドスタディ型政策協働プログラム事業である。プログラムの内容は、①地域住民との活動経験、児童生徒との体験交流を通じて地域の課題と未来を探る。②十和田湖の自然・歴史・文化を知り、体験メニューを通して、地域資源の価値を掘り起こす。③人口減少した地域社会で豊かな自然と持続可能な地域のしくみづくりを提案する。というものになっている。

【取組 3】 あおもり未来創造塾の実施

あおもり未来創造塾とは、地方創生に向け、市町村と県の職員が共に学び、共に議論し、職員としてのスキルアップと横の人的ネットワークの形成を図ることを目的に開催する「塾」である。市町村職員と県職員（各地域県民局）が塾生となって参加し、民間企業の幹部や有識者、地域づくり活動に取り組んでいる方による講演や、地域づくり等で実績をあげている県内外の先進地での視察研修を行っている。

平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
〔第 1 回県内研修〕 講義 3 回、視察 2 回	〔第 1 回県内研修〕 講義 3 回、視察 2 回	〔第 1 回県内研修〕 講義 4 回 視察 2 回
〔第 2 回県内研修〕 講義 2 回、視察 2 回	〔第 2 回県内研修〕 講義 2 回、視察 3 回	〔第 2 回県内研修〕 講義 2 回、視察 2 回
〔県外研修〕 福岡県福岡市、北九州市 視察 2	〔県外研修〕 滋賀県彦根市 視察 3	〔県外研修〕 徳島県神山町、上勝町 視察 2、講義 1 回

(注) 取組 1、取組 2、取組 3 の相互の連携について尋ねたところ、「地域づくりインターンシップ」の活動にもとづいて「地域デザイン推進会議」での発表を行ったり、「東京大学フィールドスタディ政策協同プログラム」の活動にもとづいて「あおもり未来創造塾」で研修を行うなど、相互に活動結果について活用をしているとのことであった。

2. 事業の形態

地方創生推進交付金による事業であり、対象経費の 1/2 は、当該交付金でまかなわれる。

3. 事業の実施期間

平成 29 年度から継続事業として行っている。

なお、令和元年度からは、共創支援事業のなかに取り込まれて事業が継続される。

4. 事業の成果指標と達成度合い

地方創生推進交付金の申請事業としては、「地域ものづくり産業等を支える人材育成プロジェクト事業」として重要業績評価指標(KPI)が設定されている。この KPI の設定については、本事業の他にいくつかの監査対象外の事業も取り込まれて目標値が設定されている（従って、指標①の県内高等学校卒業就職者の県内就職率は、本事業とは直接的に関係するものではない）。

指標	目標値	実績値
指標①県内高等学校卒業就職者の県内就職率の増加	3.0%増加	2.0%増加
指標②パートナーシップ協定校数	8 校	8 校

評価は、「総合戦略の KPI 達成に有効であった」と記述されている。

(1) 当初予算額と実績額

(単位：千円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	備考
当初予算	15,011	5,625	
実績	13,784	5,041	
国庫支出金	6,080	1,068	地方創生推進交付金
一般財源	7,704	3,973	

(2) 平成 30 年度決算額の内訳

(単位：千円)

節	平成 30 年度 決算額	主な内容
報償費	111	地域デザイン推進会議県外講師謝金
旅費	1,183	東京大学フィールドスタディ打ち合わせ等
需用費	31	事務用品
委託料	1,553	派遣委託インターンシップ
使用料及び賃借料	237	会議会場借り上げ料
負担金補助及び交付金	1,926	あおもり未来創造塾開催費負担金
計	5,041	

5. 監査結果及び意見

(意見①) あおもり未来創造塾に参加する塾生の所属先拡大について

あおもり未来創造塾の平成 28 年度から平成 30 年度までの 3 か年について、参加している塾生の所属先を市町村、地域県民局ごとに比較したものが下表である。(前年と同一の所属先の場合には、太字で示している。)

あおもり未来創造塾の開催の狙いは、市町村と県職員のスキルアップと横の人的ネットワークの形成を図るためには、いろいろな部署の人々が参加することが狙いであることからすれば、参加者である塾生の所属先は固定することなく、様々な所属先から選抜して参加するような配慮が必要ではないかと考える。また、ごく稀ではあるが、同一の参加者が連続して参加しているケースもあるので参加塾生の決定にあたっては、所属先のみならず、同一人の連年参加についても再考が必要と考える。

	平成 30 年度	平成 29 年度	平成 28 年度
青森市	企画調整課	企画課	企画課
弘前市	企画課	ひろさき未来戦略研究センター	ひろさき未来戦略研究センター

八戸市	政策推進課	市民連携推進課	政策推進課
黒石市	企画課	企画課	企画課
五所川原市	企画課	企画課	企画課
十和田市	政策財政課	政策財政課	政策財政課
三沢市	市民課	都市整備課	政策調整課
むつ市	企画調整課	企画調整課	総合戦略課
つがる市	企画調整課	地域ブランド対策室	企画調整課
平川市	学校教育課	総務課	上下水道課
平内町	企画調整課	企画政策課	企画政策課
今別町	産業観光課	総務課	町民福祉課
蓬田村	総務課	総務課	総務課
外ヶ浜町	福祉課	総務課	総務課
鯨ヶ沢町	税務町民課	総務課	政策推進課
深浦町	教育課	水道課	総合戦略課
西目屋村	産業課	建設課	産業課
藤崎町	企画財政課	税務課	農政課
大鰐町	企画観光課	総務課	総務課
田舎館村	税務課	税務課	企画観光課
板柳町	総務課	介護福祉課	学務課
鶴田町	企画観光課	企画観光課	総務課
中泊町	総合戦略課	総合戦略課	総務課
野辺地町	財政課	社会教育・スポーツ課	地域戦略課
七戸町	企画調整課	地域おこし総合戦略課	地域おこし総合戦略課
六戸町	企画財政課	税務課	企画財政課
横浜町	企画財政課	企画財政課	企画財政課
東北町	企画課	企画課	企画課
六ヶ所村	政策推進課	企画調整課	企画調整課
おいらせ町	企画財政課	企画財政課	まちづくり防災課
大間町	総務課	税務保険課	生活整備課
東通村	経営企画課	経営企画課	経営企画課
風間浦村	村民生活課	税務国保課	総務課
佐井村	総合戦略課	—	総合戦略課
三戸町	まちづくり推進課	まちづくり推進課	まちづくり推進課
五戸町	総合政策課	総務課	企画振興課
田子町	町立田子診療所	住民課	産業振興課

南部町	企画財政課	総務課	企画財政課
階上町	総合政策課	総合政策課	総合政策課
新郷村	総務課	産業建設課	産業建設課
東青地域県民局	地域連携部	地域連携部	地域支援室
中南地域県民局	地域連携部	地域連携部	管理室
三八地域県民局	地域農林水産部	地域連携部	管理室
三八地域県民局	地域整備部	—	—
西北地域県民局	地域農林水産部	地域連携部	鱒ヶ沢水産事務所
上北地域県民局	県税部	地域連携部	総務経理課
下北地域県民局	地域連携部	地域連携部	審査指導課

(平成 28 年度、平成 29 年度、平成 30 年度の「あおり未来創造塾レポート」から監査人が作成)

(意見②) 重要業績評価指標 (KPI) に対する意識が低い

本事業を管理している地域活力振興課では、重要業績評価指標 (KPI) の設定については企画調整課への資料の提供はあるものの、目標値の設定や実績値の測定には関与していないとのことであった。そのためか重要業績評価指標 (KPI) に関しては、さほど気に留めていないという印象が強い。企画調整課からのヒアリングでは、交付金申請事業に関わる各課の担当者の話を聞いて、KPI を設定しており、全ての事業の担当者に内容は伝わっているはずであるとの回答があった。いくつかの事業を取りまとめて重要業績評価指標 (KPI) が設定されており、結果的に設定された KPI の一部は、本事業と関係の薄い指標になっているとはいえ、地域活力振興課の事業が重要業績評価指標 (KPI) に包含されて指標が設定されていることからすれば、少なくとも地域活力振興課の事業のどのような要素が重要業績評価指標 (KPI) の設定に取り込まれているのかを知ることは必要であり、企画調整課と連携して情報の共有化に関わるべきものと考え。

(35)青森県未来を変える元気事業費補助金

【企画政策部地域活力振興課】

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

市町村が自発的、主体的に取り組む地域特性を活かした地域づくり等のための事業を支援するものである。対象団体は、市町村であり、県基本計画未来を変える挑戦の平成 30 年度プロモーション編でも市町村の人口減少対策への県の独自支援として紹介されている。

対象事業は、下記の 6 つの事業となっている。

- ① 地域を支える人材の育成を目的とする事業。
- ② 地域の産業振興又は雇用機会の創出を目的とする事業。
- ③ コミュニティ活動の再生等地域力の向上を目的とする事業。
- ④ 誰もが健康的に安心して暮らせる環境づくりを目的とする事業。
- ⑤ 地域振興における重要な課題等の解決を目的とする事業。
- ⑥ ①から⑤までに掲げる事業を複合する事業。

(2) 事業の内容

本事業は、①通常事業と②総合戦略推進事業の2つに分かれる。

	① 通常事業	② 総合戦略推進事業
対象	市町村が主体的に行う地域づくり（人財育成、産業振興、雇用創出、コミュニティ活動、健康安心環境づくり）のための事業であること。 国又は県の補助金等の重複は対象外となる。	市町村が総合戦略に基づいて実施する取組のうち、知事が特に認めたもの。
補助金	補助率 財政力指数が 0.2 未満→2/3 財政力指数が 0.2 以上 0.5 未満→1/2 財政力指数が 0.5 以上→1/3	補助率→2/3 上限 1年目→10,000千円 2年目～3年目 連携事業→10,000千円 単独事業→5,000千円

平成30年度において、交付決定された事業は、123件あるが、その中で、地域共生社会に関連する事業は、下記の2つの事業である。

補助金申請者(市町村)	事業名	事業の目的・概要	対象経費(千円)	補助金予算額(千円)
黒石市	高齢者地域見守り事業	65歳以上の単身高齢者に毎月1回市からの刊行物を手渡しして安否確認を行う事業を市内各地区の協議会に委託し、地域からの孤立及び孤立死を防止する。(注1)	4,132	2,754
南部町	青森県型地域共生社会推進事業(注2)	2025年には、「団塊の世代」が後期高齢者となり、少子高齢化問題に拍車がかかる中で、住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後	884	589

		<p>まで続けることができるように、県と町が連携して「青森県型地域共生社会」を構築していくこととしている。</p> <p>南部町において、モデルとして進めている2地区（三戸駅前地区、剣吉地区）の情報共有・支援協力を行うため「連絡会議」を開催し、優良事例の「紹介や先進地視察により住民のスキルアップを図る。また、2地区の他にも町内の地域づくり団体等や地域福祉局にも「連絡会議」へ参加してもらい、町全体での共助意識の醸成を図るほか、新たな取り組みへの可能性に期待するものである。</p>		
--	--	---	--	--

上記の黒石市、南部町とも総合戦略推進事業に該当する補助金事業である。

- ① 刊行物（チラシ）は毎月発行しており、平成31年1月では「死亡事故発生！ 歩行型除雪機の使い方の確認を」、平成31年2月では「天皇陛下の退位に便乗した商品にご注意」等の刊行物について地域連絡会等を通じて配布している。
- ② 事業の内容は、勉強会、先進事例現地視察、先進事例研修会、アンケート結果についての報告会、モデル地区の今年度の取組報告、意見交換会となっている。

2. 事業の形態

県単独事業であり、県から実施市町村へ補助金を交付して実施している。

3. 事業の実施期間

平成28年度から令和元年までの継続事業として行っている。

4. 事業の成果指標と達成度合い

〔黒石市 高齢者地域見守り事業〕

重要業績評価目標（KPI）	目標値	実績値
訪問による安否確認指標値	96.0%	97.3%

平成30年度の高齢者地域見守り事業におけるKPIの目標は達成された。

〔南部町 青森県型地域共生社会推進事業〕

重要業績評価目標（KPI）	目標値	実績値
地域づくり計画を行った町内会数	4町内会	12町内会
笑顔あふれるまちづくり支援事業	16団体	17団体

平成30年度の青森県型地域共生社会推進事業におけるKPIの目標は達成された。

5. 事業費の予算と実績額

(1) 当初予算額と実績額

(単位：千円)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
当初予算	300,000	300,000	300,000
実績	260,724	267,993	265,488
一般財源	260,724	267,993	265,488

(2) 平成30年度決算額の内訳

(単位：千円)

節	平成30年度決算額	主な内容
補助金	265,488	未来を変える元気事業費補助

(3) 本事業のうち青森県型地域共生社会に関連する事業の当初予算額と実績額

(単位：千円)

項目	黒石市		南部町	
	高齢者地域見守り事業		青森県型地域共生社会 推進事業	
	金額	備考	金額	備考
当初予算	2,754		589	
実績	2,457		547	
(実績の内訳)				
需用費	133	(注1)	79	(注3)
委託料	3,551	(注2)	—	
謝礼	—		253	(注4)
旅費	—		458	(注5)
使用料	—		30	(注6)
実績計	3,685		820	
うち補助金補填分	2,457		547	

(注1) コピー用紙、配布用チラシ等。

(注2) 地区の連絡協議会等に対する委託料である。委託料に計算方法は、月額対象者1名につき230円(消費税等を含む。)、事務費として対象者50名まで5,000円、50名増えるごと(25名で四捨五入)に3,000円加算して支払う。

委託料の支払い実績

委託先(協議会)	委託料(円)	平成30年10月1日 時点の人数(人)
山形地区住みよい環境推進	235,260	63
牡丹平地区社会教育振興	120,720	22
浅瀬石地区振興	203,520	52
追子野木連絡	336,120	92
東地区連絡	753,120	214
西部地区連絡	627,480	171
中部地区振興	761,400	212
上十地区振興	193,860	48
六郷地区振興	181,440	40
北地区振興対策	138,660	28
合計	3,551,580	942

(注3) 勉強会バス燃料費、ワークショップ消耗品等。

(注4) 勉強会コーディネーター、講師謝礼等。

(注5) コーディネーター、講師、職員等の旅費。

(注6) 高速道路バス使用料、勉強会会場使用料。

6. 監査結果及び意見
特に指摘事項はない。

(36)人口移動統計高度利活用推進事業

【企画政策部統計分析課】

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

県は、県内の人口移動の実態を明らかにするため、青森県人口移動統計調査を実施している。人口移動統計調査は各市町村にて転出入者等に対して実施されており、県は、各市町村から毎月の転出入者数及び転出入の理由、出生数、死亡数等をデータで収集し、それを基に各種集計結果を作成、公表している。平成29年4月以降、人口移動の実態をより

詳細に把握できるように、人口移動調査票を改訂（※）したところ、業務の煩雑化や、情報量の増加に伴うファイル容量の増大、通信上の課題等が発生した。そこで、各市町村とのやりとりを円滑に進めるとともに、データ収集・集計業務を設計し直し、多様なデータのクロス集計を可能とし、県の事業課や市町村に対して、人口減少に対応した施策の立案等に向けた根拠に基づく資料を提供できる体制を構築することが当事業の目的である。

（※）人口移動調査票の改訂内容

- ① 転入者に対し、「以前県内に住んだことがあるか」という項目の追加
- ② 転出先・転出元の市町村、都道府県、外国にかかる項目の追加
- ③ 転出入理由の細分化
- ④ 転出入後の職業にかかる項目の追加

（2）事業の内容

平成 30 年度において、青森県人口移動統計入力・集計システムの再構築を行った。

旧来の人口移動統計調査の入力・集計方法は、エクセルの入力ファイルを使用して各市町村が入力した情報を毎月メールで収集し、収集した 40 市町村のエクセルファイルをエクセル上で統合・加工・集計し、レポート作成まで行っていた。しかし、この方法には様々な問題を内包しており（毎月収集する 40 のファイルに膨大な数の参照計算式関数が含まれており上書き保存で使用しているためメールボックスの要領上限にすぐに達してしまう。入力ファイル・集計ファイルに多数の関数が含まれておりエクセルのバージョンアップで廃止された関数が使用できず都度修正が必要である。以前の担当者が自己流で作成したマクロについてわかる人がおらず修正が必要になった場合に対応できない。これまで市町村から収集したデータがデータベース化されておらずデータの利活用が進んでいない。各市町村の入力ミスを事前に防止できない。等）、早期のシステム上の対応が求められていた。そこで、平成 29 年度において旧来のシステムの診断を実施し、平成 30 年度において新規システムの構築を行った。新規システムでは、市町村用の入力ファイルを改訂するとともに、入力した情報を CSV ファイルにエクスポートできるようにし、そのファイルを自動的にデータベースに蓄積することで、旧来のシステムの課題を克服している。

2. 事業の形態

財源のうち一部は、地方創生推進交付金が利用されており、対象経費の 1/2 は、当該交付金でまかなわれる。

青森県人口移動統計入力・集計システムの再構築は、一者随意契約にて、システム構築及びデータ分析に特化したコンサルティング事業を営む個人事業主 A への委託にて実施された。

3. 事業の実施期間

平成 30 年度開始事業である。令和元年度においてはシステム運用のフォローアップを行っている。

4. 事業の成果指標と達成度合い

成果指標として、入力・集計システム一式を細分化した人口移動統計入力システム構築数 2 件（住民基本台帳入力システム及び調査票入力システム）、人口移動統計集計システム 1 件が設定されており、平成 30 年度中において設計完了、達成している。

5. 事業費の予算と実績額

(1) 当初予算額と実績額

(単位：千円)

	平成 30 年度	備考
当初予算	2,926	
実績	2,582	
一般財源	1,291	
国庫支出金	1,291	地方創生推進交付金

(2) 平成 30 年度決算額の内訳

(単位：千円)

節	平成 30 年度決算額	主な内容
旅費	287	
委託料	2,295	システム構築業務委託
合計	2,582	

6. 監査結果及び意見

(意見①) 随意契約とする理由の合理性について

人口移動統計入力・集計システムの再構築業務（委託額 2,295 千円）は、データ分析に特化したコンサルティング事業を営む個人事業主 A へ委託しているが、委託先の選定にあたり、一者随意契約が選択されている十分な理由があるかどうかについて疑義がある。

平成 30 年度の委託契約締結に係る起案書の「起案理由」欄には「人口移動の実態を把握できる情報量が増加したことから、増加したデータを効率的に入力し、十分に利活用していくための入力・集計システムを構築すること」とある。そして、契約の方法として一者随意契約によることが示された上で、一者随意契約とする理由及び委託先選定の理由として「本事業は、統計データを集計し、それを最大限に利活用していくシステムを構築

するものであるが、そのためには、統計データの特徴の理解とその理解に基づいた統計データの集計機能を持つソフトウェアに対する理解が不可欠である。以上のような条件を満たすことができる県内業者は、調査の結果、専門統計調査士の資格を持つとともに統計データの集計機能を持つソフトウェアの理解能力を有する A 氏しかいないと判断されることから、同者と随意契約するものである」とある。つまり、A 氏が専門統計調査士^{*1}の資格を有するとともに、県内で A 氏以外に当業務を受託できる能力のあるものは存在しないため、A 氏と一者随意契約を結ぶとの説明である。

この県の説明を読む限り、随意契約の理由が、公表に耐えうるものになっていないと思料される。まず、調査の結果として A 氏以外に当業務を受託できる者がいないとするが、その肝心な調査の結果が全く文書化されていない。また、選定根拠の一つとしている専門統計調査士資格についても、その資格を有する者の能力の検討・定義がなされていない。専門統計調査士資格は 2011 年度に設立された民間団体が実施する試験であり、その受験者数も 2011 年度～2016 年度の間で受験者数が毎年 200 人～250 人程度、合格率は 50%～30%程度という状況であり、一般的な認知度がいまだ低く、社会調査の現業従事者にとって取得しやすい資格であるとも思料されることから、業者選定の加点事由にはなり得るが、業者選定理由にはならないものと考えられる。また、今回の業務はあくまでも、データ利活用の段階ではなく、その前段のデータの入力・集計システムの再構築にかかる業務であり、データ分析に特化したコンサルティング事業者でなくとも、一般的な IT システム構築業者であれば対応可能なものと考えられる。以上、競合する他の者の検討、A 氏以外では業務実施が不可能とする検討が十分ではない。

実態としては、平成 29 年度に旧来のシステム診断業務委託を A 氏に発注しており（一者随意契約、委託額 469 千円）、A 氏の成果物が適正かつ高品質であったこと、平成 30 年度において、平成 29 年度における A 氏の診断結果に基づき、新システム構築は競争入札を検討していたが、他の業者へのヒアリングから、予算 2,333 千円に抑えることは不可能と判断した一方で、A 氏は旧来システムの問題点、新システムに求められる要件等を既に把握している関係上、予算内での契約が可能であり A 氏と一者随意契約を結んだようである。確かに、平成 29 年度において A 氏がすでに新システムの設計を行っている以上、次年度のシステム構築業務も同一業者に依頼することで、経済的・効率的な業務が実施できると考えられるし、平成 29 年度、平成 30 年度の A 氏から提供された報告書等を閲覧する限り丁寧で高品質なものに見受けられることから、A 氏が選定されたこと自体には、事業の経済性・効率性の観点から大きな問題があるとは思われない。

しかし、契約締結の方法は原則として一般競争入札によるものであるとした法（地方自治法第 234 条）の趣旨を踏まえれば、随意契約はあくまでもその例外であり、随意契約

^{*1}2011 年度から開始された民間団体が実施する資格試験であり、調査の企画・管理、ならびにデータの高度利用の業務に携わる上で必要とされる、調査企画、調査票作成、標本設計、調査の指導、調査結果の集計・分析、データの利活用の手法等に関する基本的知識と能力を有する者の認定資格である。

とする理由については、厳正に判断することが望ましい。「その性質又は目的が競争入札に適しない」（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号）ことを理由に随意契約を締結する場合、当該契約者以外の第三者に履行させることが業務の性質上不可能であるかどうかという観点が必要である。少なくとも、結果として委託先とはならなくても、競合する委託先候補を掲げ、最終的に選定された委託先と比較してどの点で劣っているか、不都合があるか等を検討した過程は文書として残すことを求めたい。

(37)市町村防災力強化支援事業

【危機管理局防災危機管理課】

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

各種災害が複雑多様化、激甚化する中で市町村がとるべき対応は多岐にわたっているが、各市町村においてはマンパワー及びスキル・知識不足から、防災力の向上を図る施策の立案、災害対応が難しい状況であり、①防災担当以外の職員を含む市町村全職員の防災意識と知識が不足していること、②図上訓練を実施した経験がなく災害対応のノウハウが不足していること、という 2 つの課題に対応する施策が必要である。

そのような施策として特に図上訓練が有効であるが一部の市町村においてはマンパワー不足や訓練実施についてノウハウや経験の不足から単独で図上訓練を企画立案・実施することが困難な状況である。本事業は、市町村が実施する図上訓練について、青森県が職員を派遣するなど訓練の企画立案等の支援を行い、市町村職員の災害対応能力の向上を図るとともに、訓練の経験を踏まえ、防災関連計画及び災害対応マニュアルの実効性ある整備と修正に資することが目的である。

(2) 事業の内容

大規模な風水害発生における災害対策本部等の体制、災害情報収集及び避難勧告等発令の手順、防災関係機関との連絡調整手順を確認し、災害対応における課題を洗い出すとともに五所川原市職員の災害対応能力向上を図るために市町村が実施するロールプレイング方式の図上訓練を企画・立案支援を行った。図上訓練実施時には応援職員や訓練評価者を派遣し、訓練終了後に明らかとなった課題への対策を反映するための地域防災計画を修正し、対応マニュアルを整備、修正することを支援した。なお、訓練参加機関は、青森県のほか五所川原市と陸上自衛隊、五所川原警察署、五所川原地区消防事務組合消防本部、五所川原市消防団などの支援機関であった。

訓練項目は、以下のとおりである。

〔訓練項目〕

- ・ 災害情報の収集・整理、災害情報の分析（状況予測）

- ・ 災害警戒本部の設置と災害対策本部への移行
- ・ 避難準備・高齢者避難開始情報、避難勧告、避難指示等の判断
- ・ 陸上自衛隊、青森県等関係機関への各種要請
- ・ 災害対策本部各部各班との情報共有、各班の業務内容の確認

平成 31 年 1 月 9 日に五所川原市役所において図上訓練を、同 1 月 17 日に北海道胆振東部地震に係る避難所支援活動報告会を実施した。

2. 事業の形態

県単独事業である。

3. 事業の実施期間

平成 30 年度から新規事業として行っており、令和元年度も継続している。

4. 事業の成果指標と達成度合い

本事業は、①市町村職員の防災意識向上のための研修と②市町村図上訓練実施支援の二つの施策に分けられる。計画どおり事業が実施されたかどうか予算執行率で評価するならば、執行率は 33%程度と低い水準であったと言わざるを得ない。その理由は、北海道胆振東部地震に係る避難所支援活動などに職員を連絡員として派遣したため、6 回予定していた①の研修会が計画どおり行えなかったためである。

本事業の目的は、①風水害時における市職員の対応能力向上（特に防災担当課以外の職員に対する災害対応能力の向上）と②災害対策本部等の体制を確認、検証すること、の 2 点が設けられているが、①と②のいずれも定量的な成果指標を設けることが困難である。

5. 事業費の予算と実績額

(1) 当初予算額と実績額

(単位：千円)

	平成 30 年度	備考
当初予算	2,612	(ア)市町村職員の防災意識向上のための研修 (1,731 千円) (イ)市町村図上訓練実施支援 (881 千円)
実績	872	
一般財源	872	上記①未実施による削減

(2) 平成 30 年度決算額の内訳

(単位：千円)

節	平成 30 年度決算額	主な内容
報償費	45	

その他報償費	45	統括調整部要員に係る研修会における外部講師講演謝金
旅費	546	
費用弁償	297	図上訓練参加旅費ほか
普通旅費	249	職員旅費
需用費	191	
印刷製本費	191	調達物品（消耗品）
使用料及び賃借料	89	避難所支援活動報告会の会場使用料、タクシー代
合計	872	

6. 監査結果及び意見

(指摘事項①)決算統計節別集計表の科目の金額が正しくない

決算統計節別集計表上、本事業に係る需用費－その他需用費－印刷製本費の支出内容は消耗品の購入であり、「印刷製本費」ではなく「消耗品」で決算処理するのが正しい処理である。当初予算では市町村職員向けに開催する予定であった6回分の研修資料印刷費192千円が計上されていたが、未開催であったことから図上訓練支援で使用する消耗品を当該予算から購入したとのことであった。

当初予算科目とは異なる支出が発生する理由として想定されるのは、①事業の実施内容が変更されることにより支出科目も変更されるケース、②費用削減又は一部事業の不実施により予算に余剰が生じ、当該予算を事業目的に合致する別用途で支出するケース、が典型的なケースである。このようなケースの支出について、庁内では予算に準拠した適切な支出であると解釈されている。予算制度は言うまでもなく計画時点で承認されたとおり支出が行われることにより、支出に制約をかけて経費増大と財政悪化を防止するものである。ただし、逆に予算統制が厳しすぎることによって日常の業務に差し障りが生じることもある。統制レベル（チェック機能の水準）はどの程度であるべきか、今後予算制度に係る内部統制を検討する際にはこのような視点を持つ必要がある。

(意見①)支援市町村の選定方針を明確にすべき

青森県では、市町村防災力強化支援事業として、市町村職員の災害発生時の応急対応能力向上を目的とした図上訓練支援を実施する際に、訓練スケジュールを立てるために市町村に対して訓練支援の要望について平成30年6月に希望調査を行った。この希望調査の結果、平成30年度に支援対象となった五所川原市を除いて12市町村が「希望する」と回答している。防災は一義的には市町村が主体となるものであるから、その防災力を向上させることが重要である。青森県内の防災力・防災意識に関する県の評価としては、比較的西側の地域の防災意識が低いとしている。また、一部の市町村ではマンパワーの不足

や高齢化、人口減少の影響を受けて防災力が極めて脆弱であることが予想され、訓練を希望する、しないに関わらず、各市町村の防災力レベルには差があると思われる。

このような状況下で市町村の防災力を強化する施策として何がふさわしいのか、一部の防災意識が低い市町村に対して本事業を実施したとして効果が期待されるのか、防災力を強化すべき市町村の優先順位をどのように考えるか、など非常にセンシティブな課題を検討しなければならないのであるが、前述のアンケートを実施するのみであり、事業の実施過程を通して市町村防災力強化の考え方が示されていない。全市町村の防災力の評価結果やそれぞれの課題を明らかにしたうえで、本事業のような取り組みが全県的に広まるには、どの市町村に支援すべきなのかの方針を明確化し、本事業をより効果的に実施することが望まれる。

(意見②)計画された研修が未実施である

本事業のうち市町村職員の防災意識向上のための研修は、6回の開催が予定されたものの本年度は実施されなかった。その理由として北海道胆振東部地震に係る避難所支援活動などに職員を連絡員として派遣したことがある。しかし、市町村職員を対象とする研修の実施は別事業である「自主防災組織設立促進・スキルアップ事業」の中で実施されている。いずれの事業でこのような研修又は講演会が実施されたとしても、これらは市町村職員の防災意識を高め防災対策に必要な知識を獲得させることを目的としており、極めて類似性の高い内容である。結果的に本事業として市町村職員向け研修が実施されることはなかったが、同じような施策を複数の事業で重複して予算化することは避けられるべきであった。

(意見③)複数事業にまたがる旅費支給について

統括調整部要員に係る研修会（平成30年6月15日開催）において講演する外部講師に対して謝金45,000円を本事業予算から支出しているが、当該外部講師の旅費については、「自主防災組織設立促進・スキルアップ事業」の一環として開催する「防災若手人財育成講演会」（平成30年6月14日、県立青森中央高等学校）から支出している。同一行程で複数の研修を実施した場合の旅費をいずれの事業予算から支出するのが適切な決算処理であるかは明確ではなく、その都度支出担当者の判断で予算差引きが行われている。旅費の重複処理が発生するリスクが旅費の支給プロセスに存在していることを念頭におき、複数の事業にまたがる旅費などの支出については、どのように処理するのかルールを定め、担当者の恣意的な判断が介入しないよう、あるべき内部統制を整備する必要がある。

(38)大規模災害等防災力強化推進事業

【危機管理局防災危機管理課】

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

本事業は、「青森県防災対策強化検討委員会」における検討を踏まえ、青森県の防災対策において喫緊の課題となっている県職員による被災市町村への連絡調整員（リエゾン）の派遣、防災関係機関との情報共有ツールの整備、県と市町村との役割分担を踏まえた県の備蓄、広域防災拠点の整備を推進し、大規模災害発生時の初動体制とそれに備えた防災対策の強化を図ることが目的である。

(2) 事業の内容

① 連絡調整員（リエゾン）派遣体制の整備

(ア) リエゾン要員の登録

災害発生後の初動体制を迅速に確保するため被災地との速達性を考慮し、地域県民局を単位として1市町村当たり2名のリエゾンを登録した。

(イ) リエゾン装備品の調達・配備等

リエゾンの情報収集・県災害対策本部等への連絡業務を自己完結型で行えるよう最低限の装備品（衛星携帯電話、ヘルメット、タブレット端末等）を設置した。

(ウ) リエゾンを対象とした研修の実施

地域県民局単位のリエゾンを対象とした研修及び地域県民局と本庁の交代要員のリエゾンを対象とした研修を実施した。

② 防災関係機関との情報共有体制の整備

(ア) UTM座標による共通地図の導入

青森県災害対策本部、同支部（各地域県民局）、青森県警察及び警察署、消防本部、自衛隊、海上保安部にUTM座標による共通地図を導入した。

なお、本地図の作成を委託した地図製作会社とは随意契約を締結している。本地図の作製は、県土整備部が進めている「道路管内図システム」（緊急輸送道路ネットワーク等を含む管内図のデジタル化）のデータを基に作成することが随意契約の理由とされている。

(イ) UTM座標を使った災害対応の研修及び訓練（図上訓練で活用）

共通地図を利用して図上訓練を行った（別事業予算）。

③ 県災害備蓄整備計画の策定

県災害備蓄指針に基づく備蓄を推進するため、備蓄物資の具体的な整備方法や保

管に必要なスペース、適地、維持管理に関する検討を行い県災害備蓄整備計画の作成準備を進めたものの、本事業年度内に完成させることはできなかった。令和2年度中の完成を目指して計画策定に取り組んでいる。

④ 広域防災拠点の検討

広域防災拠点指針に基づき、広域防災拠点の具体的な機能の検討を行う予定で委託料 2,970 千円の予算を計上したが調査は実施されなかった。

⑤ 県民への普及・啓発広報物の制作

災害に備えた「家庭での備蓄」を普及・啓発させるための広報物を広告代理店 A 社に対する随意契約（少額随契、税込 993,546 円）により制作委託した。また、同様の趣旨から平成 30 年 9 月に県内全世帯に配布した青森県防災ハンドブック「あおもりおまもり手帳」の周知・普及・啓発を目的とした Web 素材の制作委託を別事業予算（監査対象外の事業）で行う際に執行総額 6,366,492 円から別事業予算充当額（5,427,360 円）を控除した残額を本事業予算から執行している。

2. 事業の形態

東日本大震災復興推進基金活用事業である。

3. 事業の実施期間

一般財源事業費の予算区分で平成 29 年度前から実施されていたが、平成 30 年度から東日本大震災復興基金を財源とする新規事業として行っており、令和 2 年度まで継続する。

4. 事業の成果指標と達成度合い

本事業は「地域共生社会」実現に不可欠な大規模災害等に対する防災力を強化する目的で実施されるものであるが、個々の事業内容に適した定量的な成果指標を設けることは困難である。定性的な達成度合いとしては、「県災害備蓄整備計画の策定」と広域防災拠点指針に基づく「広域防災拠点の検討」が当初予定どおり達成することができなかった。その他の事業内容については概ね予定どおり達成した。

5. 事業費の予算と実績額

(1) 当初予算額と実績額

(単位：千円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	備考
当初予算	26,166	28,722	平成 29 年度は一般財源

実績	24,744	27,415	
繰入金		27,415	東日本大震災復興推進基金
一般財源	24,744	—	

(2) 平成 30 年度決算額の内訳

(単位：千円)

節	平成 30 年度決算額	主な内容
旅費		
普通旅費	1,047	リエゾン研修、県外備蓄調査等
需用費		
消耗品費	1,665	災害現場で使用するザック等 940
印刷製本費	299	研修資料等
役務費		
通信運搬費	1,325	災害対策用地図発送費用ほか
手数料	175	衛星携帯電話登録手数料
委託料	12,103	青森県災害対策用地図作成費用 9,493、災害対策本部機能強化用品（電子黒板）搬入・組立費用 677、「家庭での備蓄」の普及啓発用広報物制作業務 993 ほか
備品購入費	10,800	災害対策本部機能強化用品（電子黒板等）4,590、衛星携帯電話 23 式 6,210
合計	27,415	

6. 監査結果及び意見

(指摘事項①)他事業の委託料を計上している

平成 30 年 9 月に県内全世帯に配布した青森県防災ハンドブック「あおりおまもり手帳」の周知及び防災関連知識の普及・啓発を目的とした Web 素材の制作を A 社青森支社に委託している。委託料の総額は 6,366,492 円で、そのうち 5,427,380 円をもととの事業予算から執行し、残額 939,112 円を本事業で執行しているが、これは本事業において実施する予定の事業ではないから、本事業に計上するべきではないと考える。

本来であれば補正予算により手当すべきであり、事業実施上必要な予算を確保した上で、慎重に予算を補正するべきである。

しかし、一つの委託料を分割して複数の事業予算から執行する実務は従来から行われており、事業の目的が一致している場合に限り許容しているようである。このような執行実務が法令に違反するものではないとのことであるが、事業ごとに予算配分したとしても執行残額の管理を事業毎に行わない現行の実務は予算の統制機能を緩めてしまってい

ることは事実なので、県として予算統制を厳格にするべきか現行実務を許容するのか明確な解釈を示すべきである。

(意見①)県災害備蓄整備計画の策定遅れについて

すでに東北5県において各県の食料備蓄を計画的に推進されていることから、本県でも早急に青森県として災害備蓄指針に基づく「災害備蓄計画」を策定し、備蓄物資の具体的な整備方法、保管に必要なスペース、適地、維持管理方法等を明確にする必要がある。しかし、県としての「災害備蓄計画」は計画どおり本年度確定することができず、令和2年度中の策定を目指しているとのことである。計画策定の遅れは災害発生による人手不足だけでなく、市町村の備蓄状況の把握、改善に時間がかかったことにもよる。本計画の策定には市町村の状況把握等が不可欠であるのだから、3か年にわたる策定期間を要するのであれば、事前のスケジュールや進捗管理が精緻ではなかったのではないかという心象が拭えない。

(意見②)計画された検討調査が未実施である

本県と山形県を除く東北4県においてすでに整備済みである「広域防災拠点」の具体的な機能等の検討を外部委託で実施する予定であったが、本年度に調査は行われなかった。未執行により生じた予算残額は、防災に関する広報物を作成し県民へ周知・啓蒙させる施策に支出された。確かに広報物を活用した県民への啓蒙活動も防災に関する大切な施策の一つといえるが、本来的には市町村が行うべき施策であり県としては大局的視点から「広域防災拠点」の整備を加速化させることの方が緊急性も高いのではないかと思われた。市町村との役割の相違や県が行うべき事業の優先付けにも課題がある。

(意見③)指名競争入札による物品調達について

災害発生時の機能強化のため、災害対応において本県職員が使用する災害対策本部機能強化用品購入を指名競争入札で行った。指名競争入札は地方自治法施行令第167条第1項第1号の規定により採用されるものであり、「物品の製造の請負・買入れ及び借入れの契約に係る競争入札参加資格名簿」に基づき、営業品目がOA機器を扱う業者のうち格付けがA及び所在地が青森市の業者を選定の上、7社の業者が指名された。

これらの指名業者のうち3社は入札を辞退し、残る4社が平成31年2月14日に入札を行った結果、B社が4,250千円で落札した。

国等の競争入札による物品調達においては、調達者と特定業者との癒着のおそれがあるなどの理由から近年では指名競争入札制度は例外的方法として、あまり利用されておらず、最低価格落札方式による一般競争入札制度の利用が推奨されている。予定価格の策定段階から最終的に落札した業者からの見積書だけに基づいているケースや仕様書が特定業者から又は特定機種の手配を前提としていると思われる事例が皆無ではない。この

ような国等の調達現状を踏まえて、県の物品調達においても特定業者間の競争に限定されない最低価格落札方式を極力採用するなど、調達における競争性の確保に努めることが望ましい。

(39)人口減少社会に対応する市町村行政経営推進事業

【総務部市町村課】

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

人口減少、少子化・高齢化が一層進行する中、市町村が人的・財政的に厳しい状況下にあっても、将来にわたって質の高い行政サービスを提供し、住民の必要な生活機能を維持・確保ができるよう、検討会議を設置し、市町村の行政運営体制の強化に向けて様々な方策を検討するほか、税収確保の強化に向けた支援策を講ずることにより、県内市町村の持続可能な行政運営体制の強化・確立を図ることを目的としている。

(2) 事業の内容

本事業の内容は、①行政課題等を検討する事業と②個人住民税納付促進事業の2つの内容に分かれている。

① 行政課題等を検討する事業

市町村における喫緊の課題や重点的に検討が必要な分野について検討会議を設置し、解決策を検討する事業である。平成31年3月に報告書として「人口減少社会における市町村行政経営のあり方に関する検討」（窓口業務の効率化等及び専門職の現状について）報告書を全市町村に配布している。

② 個人住民税納付促進事業

県と市町村の共通課題である個人住民税の税収確保を図るため、民間委託による現年課税分の滞納者への早期電話催促を実施している。

2. 事業の形態

県単独事業である。

3. 事業の実施期間

平成29年度から平成30年度の継続事業である。なお、令和元年度からは、「市町村業務改革促進事業」として事業が引き継がれている。

4. 事業費の予算と実績額

(1) 当初予算額と実績額

(単位：千円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	備考
当初予算	6,039	5,890	
実績	4,391	3,385	
一般財源	4,391	3,385	

(2) 平成 30 年度決算額の内訳

(単位：千円)

節	平成 30 年度決算額	主な内容
旅費	573	検討会議旅費
需用費	121	消耗品費
役務費	30	通信経費
委託料	2,661	市町村税納付コールセンター業務 (* 1)
合計	3,385	

(* 1) 業務委託契約の内容

(ア) 契約書名…青森県市町村税納付コールセンター業務委託契約書

(イ) 委託期間…平成 30 年 8 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで

(ウ) 委託料…4,060,800 円うち青森県分 2,660,800 円、残り 1,400,000 円は参加市町村分で、五所川原市、つがる市、今別町、蓬田村、板柳町、中泊町、東北町、三戸町、南部町、新郷村で負担している

(エ) 業務委託の概要 (仕様書から抜粋)

業務の内容及び目的	青森県内のコールセンター参加 10 市町村の個人住民税の現年課税分の滞納者に対し、滞納の初期段階を中心に早期に、公権力の行使に当たらない自主納付の呼びかけを一括で行い、早期納付による徴収率の向上及び累積滞納を未然に防止することを目的とする。 個人住民税以外の税目の現年課税分が滞納になっている場合は、併せて自主納付の呼びかけを行う。
件数	委託期間内の総数を約 6,000 件 (平成 30 年 8 月～9 月、10 月～11 月、12 月～平成 31 年 1 月、2 月～3 月 各期間において約 1,500 件) とし、契約締結後に協議決定する。
架電及び受電業務	電話による自主納付の呼びかけを行うとともに、コールバック、エスカレーションに対応すること。特に、参加市町村が複数にわたることから、架電及び受電に関する業務引継ぎ体制は万全なものにすること。

架電終了の判断	<ul style="list-style-type: none"> ・納付約束（架電後翌月の月末までの期間において納付する旨の申し出があった場合）ができた場合 ・3回架電しても納付約束ができなかった場合 ・納付拒否された場合 等。
---------	---

5. 監査結果及び意見

(意見①)広域連携による改革促進を次年度以降の事業において取り組むことを期待したい

本事業で作成された、「人口減少社会における市町村行政経営のあり方に関する検討報告書」（窓口業務の効率化等及び専門職の現状について）は、人口減少社会における市町村行政経営のあり方に関する検討についての現状分析報告書であり、改善案の提示に関する言及はない。もともと、現状の課題を整理するところまでを目的とした事業であり、仕方のない面はあるが、もっと踏み込んで改善策の提示を行って欲しかった。

例えば、本報告書における専門職の状況をみると町村において専門職がいない町村が多い。（下表参照：「専門職の職種別職員数の現状」）この場合、一般職員がカバーするか、民間委託によって対応しているという回答を得たが、本事業の主要課題として広域連携等の更なる充実を掲げていることや検討会議の議事録をみると町村の取組対応を危惧している意見もあることから、本報告書のなかで広域連携による改革促進について次年度の「市町村業務改革促進事業」に明確にバトンタッチすることが必要ではなかったのではないだろうか。つまり、現状のままでは町村が置いてきぼりになり、極論すれば人口減少化において青森市、弘前市、八戸市の3市のみが残り、豊かな自然、歴史、文化、食があっても、消滅する町村が増加し、ポツンと限界集落になりかねないと危惧するからである。事実、アンケート調査によれば、町村部において、「圏域内支援が必要、将来的に必要」と答えた割合が、63%もあるのに対し、市部において「圏域内支援の余裕がない」と答えた割合は、60%となっている。このような趣旨から次年度以降において、広域連携と関係づけた専門職不足の課題について取り組んでいただくことを期待したい。

専門職の職種別職員数の現状

(単位：人)

市町村名	建築技師	土木技師	農林水産技師	保健師 助産師	市町村名	建築技師	土木技師	農林水産技師	保健師 助産師
青森圏域	29	59	18	46	五所川原圏域	15	17	8	42
青森市	29	59	18	30	五所川原市	7	11	2	14
平内町				7	つがる市				12
今別町				2	鯨ヶ沢町	2	2	1	5
蓬田村				3	深浦町	5		2	1
外ヶ浜町				4	鶴田町				5

弘前圏域	39	85	19	75	中泊町	1	4	3	5
弘前市	24	68	11	29	上十三・十和田湖圏域	5	19	4	70
黒石市	5	5	3	12	十和田市	3	11	2	14
平川市	8	6	2	10	三沢市	2	7	2	11
西目屋村				2	野辺地町				6
藤崎町	1	2	2	7	七戸町				10
大鱒町		3	1	4	六戸町				4
田舎館村				4	横浜町				5
板柳町	1	1		7	東北町				7
八戸圏域	33	109	23	73	六ヶ所村		1		6
八戸市	32	93	13	39	おいらせ町				7
おいらせ町				7	下北圏域	10	17	1	30
三戸町	1	6	7	5	むつ市	7	12		16
五戸町		6	3	8	大間町	1	1		4
田子町					東通村	2	4	1	5
南部町				8	風間浦村				3
階上町		4		4	佐井村				2
新郷村				2	合計	131	306	73	329

(意見②)個人住民税納付促進事業について事業のまとめ報告書の作成を期待する

平成30年度における個人住民税納付促進事業の民間委託によるコールセンターの架電実績をみると下表のとおりとなる。

引受状況	対象件数	8,085件
	対象人数	3,898人
	滞納額	139,703,084円
架電状況	架電件数①	10,353件
	着信件数②	2,718件
	約束件数③	941件
	着信率(②÷①)	26.3%
	約束率(③÷①)	9.1%

上表から概算で回収額を試算してみると16,000千円(139,703,084円÷8,085×941)が回収されたように計算できるが、この結果を受けて、今後どうしていくべきかの方向性までを明示して欲しかった。

本事業は平成29年度、平成30年度の2年間にわたる事業であり、本事業にもとづく

分析検討は令和元年度に行われる予定であるとのことである。今後の人口減少社会に対応する市町村行政経営推進事業のあり方における個人住民税納付促進事業の民間委託について、これまでの2年間の事業活動の成果や改善点等も示して、今後どのように位置づけて取り組んでいくのかという方向付けを示しておくことが重要なことであると考えているので、これからの人口減少社会に対応する市町村行政経営推進事業のまとめ報告書として、十分な分析検討を加えた報告の作成を期待したい。